

令和 3 年度 大正区事業・業務計画書

大 阪 市 大 正 区

令和 3 年 4 月 1 日 策定

「大正区将来ビジョン」「事業・業務計画書」の概要及び位置づけについて

大正区将来ビジョン2022

平成30年度から概ね5年間、区長が区政を預かる立場として、また区内の子どもたちの教育・子育てについても考える立場として、大正区が抱えるさまざまな課題に対し、どのように対応し、どのような大正区をめざすべきかを、区民の方々に明らかにするものです。将来ビジョンでは、縦割行政を排しつつも区政運営のテーマを分野別にわかりやすく「見える化」するため、次の5つの柱で将来ビジョンの各論をまとめております。

(将来ビジョン5つの柱)

- 【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ(主に福祉、健康、生活保護、人権)
- 【2】快適で安全なまちへ(主に防災、防犯、生活環境)
- 【3】次世代の未来が輝くまちへ(主に子育て、家庭・学校・地域教育)
- 【4】活力ある元気なまちへ(主にまちの活性化・ものづくり)
- 【5】「区民が主役」のまちへ(主に地域活動、広報、広聴、窓口サービス)

大正区事業・業務計画書

年間を通じて必要な事務を明確化し、日々進捗管理すること、また、実施している事業がまちの将来にどのように関わっているのかを大正区将来ビジョンを通じて意識し、実施事業の成果を最大限に引き出すことを目的として、大正区役所で執り行う事業・事務の全てについて、計画を立案しています。

本書の構成について

本書では、大正区将来ビジョン5つの柱にそって、事業・業務計画を体系化するため、5つの柱を構成する各施策を1つの単位とし、事業・業務計画を紐付けております。また、5つの柱に該当しない、いわゆる内部事務のような事務は、その他に集約しています。

(凡例)

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 だれもが健康で安心して暮らせるまちへ | 2 快適で安全なまちへ |
| 1-〇 各施策 | 2-〇 各施策 |
| 1-〇-〇 事業・業務計画書 | 2-〇-〇 事業・業務計画書 |
| 1-〇-〇 事業・業務計画書 | 2-〇 各施策 |
| 1-〇 各施策 | 2-〇-〇 事業・業務計画書 |
| 1-〇-〇 事業・業務計画書 | 2-〇-〇 事業・業務計画書 |
| 1-〇-〇 事業・業務計画書 | |
| 1-〇-〇 事業・業務計画書 | |

令和3年度大正区事業・業務計画書 一覧（目次）

	ページ	重複 ページ	新規	担当課
1 だれもが健康で安心して暮らせるまちへ				
1-1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進	1			
1-1-1 要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化 + 地域の見守り体制づくりの推進）	3	39 65 135		保健福祉課 （福祉）
1-1-2 大正区地域福祉推進会議の開催	5			保健福祉課 （福祉）
1-1-3 地域包括ケアシステムの構築（在宅医療・介護連携の 推進）	7	29 43		保健福祉課 （健康づくり）
1-1-4 民生委員・児童委員活動の推進	9			保健福祉課 （福祉）
1-1-5 障がい者・高齢者への虐待防止	11	45 69		保健福祉課 （介護保険）
1-1-6 大正区地域自立支援協議会の開催	13	47 67		保健福祉課 （福祉）
1-1-7 特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の 配置	15	73 167		保健福祉課 （こども教育）
1-1-8 地域包括ケアシステムの構築（地域包括支援センター の運営）	17	33 49		保健福祉課 （介護保険）
1-1-9 生活困窮者への自立支援（生活困窮者自立相談支援事 業）	19	59		保健福祉課 （福祉）
1-1-10 生活困窮者への自立支援（大正区生活困窮者支援会 議）	21	61		保健福祉課 （福祉）
1-1-11 「地域包括支援体制（大正区地域まるとネット）構 築に向けた「地域包括支援プロジェクトチーム」の運 用	23	265		政策推進課 （地域活動支援）
1-1-12 小学校区福祉委員会（仮称）の設置及び運営支援	25		○	保健福祉課 （福祉）
1-2 地域包括ケアシステムの構築	27			
1-2-1 地域包括ケアシステムの構築（在宅医療・介護連携の 推進）	29	7 43		保健福祉課 （健康づくり）
1-2-2 地域包括ケアシステムの構築（認知症施策の推進）	31			保健福祉課 （介護保険）
1-2-3 地域包括ケアシステムの構築（地域包括支援センター の運営）	33	17 49		保健福祉課 （介護保険）
1-2-4 地域包括ケアシステムの構築（生活支援体制整備の実 施）	35			保健福祉課 （介護保険）
1-3 要援護者支援システムの構築	37			
1-3-1 要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化 + 地域の見守り体制づくりの推進）	39	1 65 135		保健福祉課 （福祉）

令和3年度大正区事業・業務計画書 一覧（目次）

	ページ	重複 ページ	新規	担当課
1 だれもが健康で安心して暮らせるまちへ				
1-4 総合的な相談支援体制	41			
1-4-1 地域包括ケアシステムの構築（在宅医療・介護連携の推進）	43	7 29		保健福祉課 （健康づくり）
1-4-2 障がい者・高齢者への虐待防止	45	11 69		保健福祉課 （福祉）
1-4-3 大正区地域自立支援協議会の開催	47	13 67		保健福祉課 （福祉）
1-4-4 地域包括ケアシステムの構築（地域包括支援センターの運営）	49	17 33		保健福祉課 （介護保険）
1-4-5 児童への虐待対応・防止	51	163 217		保健福祉課 （こども教育）
1-4-6 ひとり親家庭の自立支援に向けた取り組み	53	165 219		保健福祉課 （こども教育）
1-4-7 子育てコンシェルジュ（利用者支援専門員）による子育て支援	55	169		保健福祉課 （こども教育）
1-4-8 家庭児童相談	57	181 211 235		保健福祉課 （こども教育）
1-4-9 生活困窮者への自立支援（生活困窮者自立相談支援事業）	59	19		保健福祉課 （福祉）
1-4-10 生活困窮者への自立支援（大正区生活困窮者支援会議）	61	21		保健福祉課 （福祉）
1-5 障がいのある方へのサポート	63			
1-5-1 要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化 ＋地域の見守り体制づくりの推進）	65	1 39 135		保健福祉課 （福祉）
1-5-2 大正区地域自立支援協議会の開催	67	13 47		保健福祉課 （福祉）
1-5-3 障がい者・高齢者への虐待防止	69	11 45		保健福祉課 （福祉）
1-5-4 障がい当事者や家族による電話相談窓口の設置	71			保健福祉課 （福祉）
1-5-5 特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の配置	73	15 167		保健福祉課 （こども教育）
1-5-6 こころの健康の保持・増進	75			保健福祉課 （健康づくり）

令和3年度大正区事業・業務計画書 一覧（目次）

	ページ	重複 ページ	新規	担当課
1 だれもが健康で安心して暮らせるまちへ				
1-6 健康寿命の延伸	77			
1-6-1 がん予防・生活習慣病予防の推進	79			保健福祉課 （健康づくり）
1-6-2 歯・口腔の健康の増進	81			保健福祉課 （健康づくり）
1-6-3 高齢者の健康増進	83			保健福祉課 （健康づくり）
1-6-4 食品衛生に関する相談・啓発	85			保健福祉課 （健康づくり）
1-6-5 感染症対策の充実・強化	87			保健福祉課 （健康づくり）
1-6-6 結核対策の充実・強化	89			保健福祉課 （健康づくり）
1-6-7 狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の管理に関する啓発	91	155		保健福祉課 （健康づくり）
1-6-8 そ族昆虫の防除	93	153		保健福祉課 （健康づくり）
1-7 適切な生活保護の実施	95			
1-7-1 生活保護世帯への計画的な訪問等調査活動の実施	97			保健福祉課 （生活支援）
1-7-2 生活保護受給者への就労支援	99			保健福祉課 （生活支援）
1-7-3 生活保護担当職員のスキルアップ（職員の資質向上）に向けた研修の実施	101			保健福祉課 （生活支援）
1-7-4 生活保護不正受給対策の実施	103			保健福祉課 （生活支援）
1-7-5 生活保護費返還金・徴収金の適切な管理	105			保健福祉課 （生活支援）
1-7-6 生活保護にかかる開始手続き	107			保健福祉課 （生活支援）
1-7-7 生活保護費支払い業務	109			保健福祉課 （生活支援）
1-7-8 遺留金及び遺留品の適正な管理	111			保健福祉課 （生活支援）
1-7-9 ケース診断会議	113			保健福祉課 （生活支援）
1-8 人権の尊重	115			
1-8-1 区における人権啓発事業	117			政策推進課 （地域）
1-8-2 人権啓発推進員の活動支援	119			政策推進課 （地域）

令和３年度大正区事業・業務計画書 一覧（目次）

		ページ	重複 ページ	新規	担当課
２ 快適で安全なまちへ					
	2-1 災害への備え	121			
	2-1-1 地域防災力の向上に向けた「自助」「互助・共助」「公助」にかかる計画等の運用	123			政策推進課 （防災）
	2-1-2 防災訓練の実施	125			政策推進課 （防災）
	2-1-3 地域防災リーダーの育成	127			政策推進課 （防災）
	2-1-4 津波避難ビル協定等の拡充	129			政策推進課 （防災）
	2-1-5 防災用物資等支援	131			政策推進課 （防災）
	2-1-6 水防団との連携	133			政策推進課 （防災）
	2-1-7 要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化 ＋地域の見守り体制づくりの推進）	135	1 39 65		保健福祉課 （福祉）
	2-2 防犯対策	137			
	2-2-1 地域防犯・安全対策の推進	139			政策推進課 （地域）
	2-2-2 こども１１０番の家の普及	141		○	政策推進課 （地域）
	2-2-3 通学路安全プログラムによる通学路の安全対策	143		○	政策推進課 （地域）
	2-2-4 放置自転車防止対策	145			政策推進課 （地域）
	2-3 空家等への対策	147			
	2-3-1 特定空家等の是正および空家等の利活用の促進	149			政策推進課 （地域）
	2-3-2 いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策	151			総務課
	2-3-3 そ族昆虫の防除	153	93		保健福祉課 （健康づくり）
	2-3-4 狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の管理に 関する啓発	155	91		保健福祉課 （健康づくり）

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進

◆ 目指すべき将来像

地域福祉ビジョンに基づく地域福祉が地域で推進され、包括的な支援体制が確立されている状態。

◆ 施策

- ・地域福祉ビジョン（令和3年3月策定）に基づく地域福祉の推進
- ・「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」の構築に向けたプロジェクトチームの発足

◆ 施策目標

「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」の確立と地域福祉ビジョン推進期間（令和3年度～令和6年度）における取組を通じて、主だった地域活動の担い手に地域福祉推進の意義が浸透し、地域による地域福祉の推進を実施していきます。

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-1-1	要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋地域の見守り体制づくりの推進）
1-1-2	大正区地域福祉推進会議の開催
1-1-3	地域包括ケアシステムの構築（在宅医療・介護連携の推進）
1-1-4	民生委員・児童委員活動の推進
1-1-5	障がい者・高齢者への虐待防止
1-1-6	大正区地域自立支援協議会の開催
1-1-7	特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の配置
1-1-8	地域包括ケアシステムの構築（地域包括支援センターの運営）
1-1-9	生活困窮者への自立支援（生活困窮者自立相談支援事業）
1-1-10	生活困窮者への自立支援（大正区生活困窮者支援会議）

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-1-11	「地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）構築に向けた「地域包括支援プロジェクトチーム」の運用
1-1-12	小学校区福祉委員会（仮称）の設置及び運営支援

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-1 1-3-1 1-5-1 2-1-7	要援護者支援システムの構築(日ごろの見守り活動) (地域における要援護者の見守りネットワークの強化+地域の見守り体制 づくりの推進)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	災害発生時に自力で避難することが困難な方(災害時要援護者)を避難支援する体制を構築するために必要な、地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化する。
	内容	【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】(区CM自由経費) ・大正区社会福祉協議会の「見守り相談室」により、①「要援護者情報」の整備・管理②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を行う。 ・「地域見守り体制づくり推進事業」において配置する「見守り推進員」と連携し、支援を必要とする人の状況を把握する。 【地域見守り体制づくり推進事業】 ・各地域に「見守り推進員」を配置し、地域住民の相談援助を通じて地域の見守り体制づくりを推進する。 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「見守り相談室」と連携し、地域で得た要援護者の情報を共有する。 ・政策推進課と連携し、個別支援プランの策定に向けた地域への支援を行う。 ・新型コロナ過に対応した新しい見守りの形への対応に必要な措置を実施する。
	予算額(予算科目)	16,541千円(区CM自由経費) / 11,273千円
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区内の要援護者 / 大正区民
	契約・入札方法	特名随意契約(福祉局) / 特名随意契約(区)
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	・要援護者名簿(情報)の整備及び管理 ・認知症高齢者等の行方不明時の早期発見 ・地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化 ・「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	・事業実施状況の振り返り ・区と区社協の協議により次年度実施計画の策定 ・履行確認、翌年度契約		○
	4月5日	・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会(ワーキング含む)【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・福祉局から、要援護者名簿の整備に必要な行政情報リストが送付【6月末】 ・第1四半期分前金払い【4月】、第2四半期分前金払い【6月】	4月:要援護者支援システムについてHPに掲載(更新)	△
	7月5日	・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会(ワーキング含む)【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・行政情報リストを整備し、見守り相談室に送付【整備:7月、送付:8月】 ・見守り相談室から同意確認文書送付【9月】 ・第3四半期分前金払い【9月】		○
	10月5日	・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会(ワーキング含む)【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・福祉局から、要援護者名簿の整備に必要な行政情報リストが送付【12月末】 ・第4四半期分前金払い【12月】	11月:広報紙に掲載	○
	3月5日	・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会(ワーキング含む)【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・行政情報リストを整備し、見守り相談室に送付【整備:1月、送付:2月】 ・見守り相談室から同意確認文書送付【3月】 ・履行確認、翌年度契約		△
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		政策推進課と連携し、要援護者支援システムを構築する		
前年度実績		・同意確認文書の発送件数:632件(令和2年度) ・協定締結 1地域(令和2年度) ・区の広報紙掲載:1回(令和2年度) ・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が61.4%(令和2年度)		
業績目標	実績	・同意確認文書の 回答率100% ・要援護者支援システムについての協定締結(4地域) ・要援護者支援システムについての広報(区HP等のデジタル媒体への掲載、区広報紙2回)	・同意確認文書の 回答率100% ・要援護者支援システムについての協定締結(4地域) ・要援護者支援システムについての広報(区HP等のデジタル媒体への掲載、区広報紙1回)	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が61.4%以上	60.50%	△
中期展望		要援護者支援システムの運営主体である地域団体が円滑に運営するためには、地域住民のシステムに対する理解と協力が不可欠となる。 本事業を実施することで、要援護者名簿の精度を向上させるとともに、要援護者支援システムの認知度を上げる。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携により、地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化することで、地域が主体的に見守り活動をする機運が高まり、要援護者支援システムの構築につながるため。		

SDGs目標番号	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-2	大正区地域福祉推進会議の開催 【旧：区の地域福祉施策の方針を検討・決定するしくみの確立（地域福祉推進会議）】	令和3年4月1日 保健福祉課（福祉）		

項目		内容
事業・業務概要	目的 （事業の背景を含む）	区の地域福祉全般（子育て含む）に関する施策のあり方（方針案）を検討・決定するために、学識経験者や専門家などから意見聴取する「大正区地域福祉推進会議」を整備し、「しくみ（地域支援システム）」を確立することにより、地域福祉施策の充実をめざす。
	内容	各施策分野別会議体における課題と検討内容を集約し、地域福祉推進会議にて施策分野ごとの方針（大枠の方向性）及び区の地域福祉全体に関わる方針案について学識経験者や専門家などから意見聴取する。大正区地域福祉推進会議における議論を踏まえた検討内容を各施策分野別会議体にフィードバックするとともに、区政会議において報告し、区の地域福祉施策について提言する。 地域福祉ビジョンを地域支援システムの枠組みで取組んでいこう、地域住民に地域福祉ビジョンの周知する。また、重点的に取り組む4事業（地域まるごとネット、大正区版ネウボラ、生活困窮者支援会議、要援護者支援システムの構築）についての進捗管理を行う。 これらの一連の流れを循環させることにより、区の地域福祉施策に関する方針を決定するしくみを確立する。
	予算額（予算科目）	261千円
	事業実施期間（回数）	令和3年度中に2回開催予定
	事業対象者（人数）	区内の医療、介護、高齢、障がい、子ども等関係機関の実務代表者及び学識経験者等（10名程度）
委託関係	契約・入札方法	－
	募集要項のポイント	－
	仕様書のポイント	－
	選考委員等選考方式	－

スケジュール（実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等）			広報スケジュール	スケ	作業
（前年度）	1月～3月	令和2年度 第4回地域福祉推進会議開催【3月】 新たな委員の就任に向けた調整（第4回地域福祉推進会議での就任を目指す） 大正区地域福祉ビジョンの作成・配布・広報（HP）	2月：開催案内のHP	○	○
	4月～5月	・大正区地域福祉ビジョンの概要を広報紙に掲載【5月】 ・大正区地域福祉推進会議開催要綱の改正【6月】 ・次回会議内容の検討【5-6月】	4月：大正区地域福祉ビジョン掲載（HP・広報紙） 6月：会議内容広報紙掲載	○	○
	7月～9月	・事前資料と質問票等の送付【7-8月】 ・事前質問への回答及び委員長打合せ ・第1回地域福祉推進会議 開催【8-9月】 （令和4年度各協議体の予算編成に向けて）	8月：開催案内（HP・広報紙）	○	○
	10月～12月	・次回会議内容の検討【11-1月】 ・各協議体のPDCA資料の改定	11月：会議内容の掲載（HP・広報紙）	○	○
	1月～3月	・事前資料と質問票の送付【2月】 ・事前資料と質問票の送付への回答及び委員長打合せ ・令和3年度第2回地域福祉推進会議開催【2-3月】 ・次年度の開催日程・各回の議題について検討【3月】	2月：開催案内（HP・広報紙） 5月：会議内容を掲載	○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		大正区地域福祉推進会議		
イベント等開催関係	開催日時	年2回 14時～16時		
	開催場所	大正区役所内会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	－		
	共催団体・組織等	－		
	後援団体・組織等	大正区社会福祉協議会(協力)		
	目標事業規模	【委員】北部地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、子ども・子育てプラザ、ケアマネージャー、区社協等 【学識経験者】1名 【区職員】区長、副区長、他関係各課職員		
	その他留意事項	－		
	イベント等 当日タイムテーブル	14時 14時05分 16時	開会、区長あいさつ 議題の検討、質疑応答 閉会	
	挨拶者	大正区長		
	来賓紹介	各分野の専門家会議のため来賓予定なし		
	祝電紹介の方法	－		
	動員の方法	開催通知等の発送		
その他他課との連携等		地域活動支援担当課長、こども・教育担当課長、生活支援担当課長が会議に出席		
前年度実績		第1回6月、第2回9月、第3回12月、第4回3月に開催 大正区地域福祉推進会議の各委員からの意見や要望、評価について、①十分に区役所や委員との間で意見交換が行われていると感じている委員の割合70% ②適切なフィードバックが行われていると感じている委員の割合70%(令和2年3月聴取)		
業績目標	実績	大正区地域福祉推進会議を年2回開催する。	年2回開催	自己評価 ○
成果目標	実績	大正区地域福祉推進会議の各委員からの意見や要望、評価について、①十分に区役所や委員との間で意見交換が行われていると感じている。②適切なフィードバックが行われていると感じている委員の割合がともに70%以上。	①、②ともに64%	△
中期展望		施策分野ごとの方針(大枠の方向性)及び区の地域福祉全体に関わる方針案について、大正区地域福祉推進会議における議論内容が反映される状態。		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		大正区地域福祉推進会議の各委員からの意見や要望、評価について、「意見交換が十分に行われている」「適切なフィードバックが行われている」と感じる割合が多くなることで、大正区地域福祉推進会議が機能していることに繋がることから、成果目標を達成することが中期展望の達成に寄与する と考える。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-3 1-2-1 1-4-1	地域包括ケアシステムの構築 (在宅医療・介護連携の推進)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉・健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するための一環として地域における在宅での生活を支えるための医療と介護の関係機関と従事者同士の連携体制の構築を推進する。
	内容	・在宅医療と介護の連携を推進するために地域の課題を抽出し、その対応策を検討することを目的として、関係機関・団体及び区役所による大正区在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催する。地域課題・ニーズ把握に際し、地域包括支援プロジェクトチーム・地域支援会議・地域ケア会議と連携する。 ・医療、介護関係機関の連携促進や、在宅医療等に関して、地域住民を対象に啓発を行う。啓発事業の検討段階から医療・介護の関係機関と協議することで、関係者間のネットワーク強化と情報共有を図る。 ・会議等において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。 ・災害時の早急な医療・介護事業者との情報共有を行うため「大正あんしんネット災害ICT」に参画し試験運用を行う。 ・HP・SNS・広報紙を活用して区民への在宅医療や終活に関する啓発を図る ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	健康局予算(旅費:6千円、印刷製本費:138千円、通信運搬費:12千円、委託料:505千円)
	事業実施期間(回数)	在宅医療・介護連携推進実務者会議(4回)(web会議や書面による会議)
	事業対象者(人数)	医療・介護事業者及び区民
	契約・入札方法	—
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	実施体制について検討し構築する。 在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催し、次年度の医療・介護連携事業の取組みを検討する。 地域福祉推進会議で次年度計画を報告		○	○
	4月5日	【5月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(啓発にかかる事業の具体案の検討、地域ニーズ・課題の共有) 【6月】地域福祉推進会議に実務者会議の取組み報告		○	○
	7月5日 9月	【7月】多職種研修会開催 【8月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(事業内容の進捗確認、内容検討、課題・ニーズの取り扱い確認)		○	○
	10月5日 12月	【11月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(事業実施に向けた最終調整) 【11月】在宅医療介護フォーラム 【11月】職員防災訓練での災害ICTの試験実施		○	○
	1月5日 3月	【2月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(次年度の取組み検討) 【2月】多職種研修会開催 【3月】地域福祉推進会議に実務者会議の取組み報告 【3月】在宅医療・介護連携にかかる広報物の発行(かわら版:第2号)		○	○
備考	・HP・SNSを活用して区民への在宅医療や終活に関する啓発(通年)				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		医療・介護連携推進実務者会議		
イベント等開催関係	開催日時	年4回(5、8、11、2月)		
	開催場所	大正区役所会議室、Web会議		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	2時00分 議事内容報告・質疑応答 3時30分 その他報告		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		医療・介護連携推進実務者会議4回開催／自らの終末期のあり方を考える区民の割合 68.6% 人生の最終段階における医療や療養について家族などと話し合っている区民の割合42.3%		
業績目標	実績	医療・介護連携や終活についての ・区民向け啓発事業1回 ・多職種(医療、介護職等)による研修会:2回 ・区民向け啓発物の発行:1回 ・区のホームページやSNSによる広報活動:3回	医療・介護連携や終活についての ・区民向け啓発事業1回 ・多職種(医療、介護職等)による研修会:2回 ・区民向け啓発物の発行:1回 ・区のホームページやSNSによる広報活動:3回	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査において、自らの終末期のあり方を考える区民の割合が80%以上 ・区民意識調査において、自らの終末期について話し合ったことのある区民の割合が50%以上	・区民意識調査において、自らの終末期のあり方を考える区民の割合 68.9% ・区民意識調査において、自らの終末期について話し合ったことのある区民の割合 41.2%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		自らの終末期のあり方を意識し考える区民が増えることは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-4	民生委員・児童委員活動の推進	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	民生委員・児童委員が地域住民への多様な相談・見守り等の活動を円滑に行うために必要となる、各種団体・関係機関との連携や助言等にかかる知識・スキルの習得並びに住民視点にたった地域レベルでの福祉活動を担うために必要な支援を行うことで、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
	内容	民生委員・児童委員、自らが上記の目的達成のために、毎月開催(8月除く)の地区民生委員長会場で見守り活動や相談支援に関する課題の抽出や助言を行い、地域活動協議会との連携を図る。 ・地区民生委員長会・区役所連絡会の開催(毎月第3木曜日※8月は休会) ・費用弁償(年4回:6月・9月・12月・3月) ・研修会開催(年1回) ・新型コロナ過に対応した新しい見守りの形への対応にかかる支援 ・親子のつどいのあり方の整理 ・補充委嘱・解嘱事務(随時) ・改選事務(3年毎)、大阪市民生委員法施行細則に基づく地区民生委員協議会(地区協議会)及び民生委員協議会(区協議会)の開催(3年毎)
	予算額(予算科目)	福祉局・こども青少年局予算
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	民生委員・児童委員112名
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	【1～3月】地区民生委員長会・区役所連絡会 親子のつどいのあり方の整理、主任児童委員等との協議 【3月】費用弁償(第4半期分)		○
6月5日	【4月】地区民生委員長会・区役所連絡会 5月、6月は中止 【5月】総会中止 【6月】費用弁償(第1半期分)		△	○
9月5日	【7、9月】地区民生委員長会・区役所連絡会 ※8月は休会 9月は中止 【9月】費用弁償(第2半期分)		△	○
12月5日	【10～12月】地区民生委員長会・区役所連絡会 【10月】民生委員児童委員大会への参加 【11月】研修会開催 【12月】費用弁償(第3半期分)		○	○
3月5日	【1～3月】地区民生委員長会・区役所連絡会 1月は休会 【3月】費用弁償(第4半期分)		○	○
備考				

項目		内容		
イベント等開催関係	講座・イベント・会議名	地区民生委員長会・区役所連絡会		
	開催日時	毎月第3木曜日(※8月は休会)		
	開催場所	502会議室		
	区役所の主催等	大正区役所・大正区民生委員児童委員協議会		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	14:00 開会 あいさつ 市会長連絡協議会報告 区協議会関係 区役所報告関係 15:00 閉会		
	挨拶者	区長、会長		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		こども教育担当との連携(親子のつどいへの職員派遣、こどもサポートネットへの民生委員の参画)		
前年度実績		・地区民生委員長会・区役所連絡会の開催 年7回(令和2年度) ・研修内容を理解し、日常の職務に役立つと感じた研修参加の民生委員・児童委員の割合89.6%(令和2年度)		
業績目標	実績	地区民生委員長会・区役所連絡会の開催 年11回	7回開催 コロナウイルス感染状況により4回休会	自己評価 △
成果目標	実績	・研修内容を理解し、日常の職務に役立つと感じた研修参加の民生委員・児童委員の割合89.6%以上	88.2%	△
中期展望		社会情勢の変化や児童虐待の増加に対応しながら、地域住民に対する多様な相談・見守り等の活動が円滑に行われている。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		社会情勢の変化や児童虐待の増加などに伴う民生委員・児童委員の業務量増加に対応するには、日常の職務に役立つ研修を開催し、民生委員・児童委員の役割の理解向上につなげるとともに業務の見直し等による負担の解消を図る必要があるため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-5 1-4-2 1-5-3	障がい者・高齢者への虐待防止	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい者及び高齢者の虐待の防止、早期発見及びその適切な支援の実施を図るために、障がい者や高齢者に関わる支援者や関係機関が情報を共有し連携協力していくことを目的とする。
	内容	① 高齢者虐待防止法、障がい者虐待防止法に基づき虐待対応を行う。 ② 通報受理窓口である地域包括支援センターや障がい者相談支援センターと連携し虐待対応を行うとともに、事業者向けに研修を開催するとともに、地域団体に虐待事案・件数等を報告。 ③ 虐待対応したケースについては特別の配慮が必要なことから施設入所関係書類と一元管理を行う。 ④ HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用し障がい者・高齢者虐待防止に関する相談窓口等の周知を図る。
	予算額(予算科目)	障がい者 8千円 高齢者 25千円(区CM自由経費・福祉局)
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区民
委託関係	契約・入札方法	－
	募集要項のポイント	－
	仕様書のポイント	－
	選考委員等選考方式	－

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	・年間スケジュールの検討・決定 ・HP作成		○	○
	4月～6月	【4月】大阪市広報板・バス停に虐待防止リーフレット・啓発物の掲示	HP更新	○	○
	7月～9月		HP更新	○	○
	10月～12月	・事業者向け研修	HP更新 10月 区広報紙	○	○
	1月～3月		HP更新	○	○
備考	・通年で虐待対応				

項目		内容		
講座・イベント・会議名				
イベント等開催関係	開催日時			
	開催場所			
	区役所の主催等			
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル			
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		障がい者・高齢者の虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合 28.4% 虐待防止相談窓口の周知(広報紙9・11月 2回)、研修会の開催(1回)		
業績目標	実績	・HP、SNS、広報紙・大阪市広報板・バス停に虐待防止相談窓口の周知(各1回) ・研修会の開催(1回)	周知:広報紙(9月、11月) 研修会:1回	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査で、障がい者・高齢者の虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合が、全体の30%以上を目標とする。	28.4%	○
中期展望		地域住民や関係者が虐待に対する理解を深め、虐待に繋がる可能性のあるケースの相談が地域包括支援センターや障がい者相談支援センターに寄せられ、関係機関や関係団体が早期対応により虐待の発生を未然に防ぐ状況を創っていく。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		虐待の相談窓口を知っている人が増え、相談が寄せられることで、区民の高齢者・障がい者虐待防止に対する意識の向上が図られ、虐待を未然に防ぐ状況につながっていく。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-6 1-4-3 1-5-2	大正区地域自立支援協議会の開催	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい者福祉にかかるシステムづくりに関し中核的な協議の場として大正区地域自立支援協議会を設置し、事例検討等を通じて課題や必要な情報を共有し、関係機関の連携を図る。構築されたネットワークを生かし、地域における障がい者への支援体制を充実していく。
	内容	・障がい者総合支援法89条の3にもとづき困難事例への対応や、地域の関係機関によるネットワーク構築等にかかる課題を協議するため、年6回(隔月)協議会を実施。 ・毎月、区役所で障がい者、その家族、事業所等を対象に無料相談会を行う。 ・相談支援事業所との意見交換会を開催し、年4回事例検討会を実施する。 ・区内の障がい支援事業所・児童通所事業所との意見交換会を開催し事業所間の連携を図る。 ・また、本協議会において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。
	予算額(予算科目)	112千円(消耗品費42千円、通信運搬費10千円、筆耕翻訳料60千円)
	事業実施期間(回数)	協議会を隔月に実施(年6回)。相談会を毎月実施。
	事業対象者(人数)	委員数 13名(R2年9月現在)
	契約・入札方法	-
委託関係	募集要項のポイント	-
	仕様書のポイント	-
	選考委員等選考方式	

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5 3月	次年度の実施内容にかかる企画・調整 「障がいのある方のための相談会」の周知方法、内容の改善等の検討 調整 第6回協議会(2月開催) 令和3年度年間スケジュールの検討		○	○
	4月 6 5	第1回協議会(4月開催) 令和3年度年間スケジュールの確定 第2回協議会(6月開催) 区障がい者相談支援センターの運営評価		○	○
	7月 9 5	第3回協議会(8月開催) 障がい福祉サービス提供事業所との意見交換会		○	○
	10月 1 2 5	第4回協議会(10月開催) 学習会の開催 第5回協議会(12月開催) 障がい児通所支援事業所意見交換会		△	○
	1月 3 5	第6回協議会(2月開催) 令和4年度年間スケジュールの検討		○	○
備考		毎月第3月曜日に相談会の開催 隔月、相談支援事業所連絡会議(事例検討会、情報共有)の開催 HPや広報誌への相談会開催記事の掲載			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		自立支援協議会		
イベント等開催関係	開催日時	4月から隔月開催		
	開催場所	大正区役所会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	区相談支援センター、区身体障害者団体協議会、障がい福祉サービス提供事業所、障がい者施設、相談支援事業所、区社会福祉協議会、区役所 計13名		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	情報交換、困難事例の共有、自立支援協議会の役割についての研修等 所要時間 1時間30分～2時間		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	開催通知の送付(年間会議予定は事前に配布)		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・協議会2回開催(内 意見交換会1回実施 アンケートの満足の割合100%) ・計画相談事業所連絡会2回開催 ・相談会8回開催(利用人数 平均 0～1人)		
業績目標	実績	・区内のサービス提供事業所等との意見交換会を2回以上実施し事業所間の連携や情報交換等を行う。 ・交通機関(地下鉄・バス停)相談会の案内ビラを設置。区役所でも新規に障がい手帳を交付した方に相談会の案内を交付する。	・意見交換会についてはコロナの影響で、2回の開催となってしまったが、各機関で問題や解決方法の共有を図る事ができた。 ・バス停に相談会の案内ビラを設置。区役所では、手帳交付時ではなく、案内ビラを窓口に配架した。	自己評価 ○
成果目標	実績	・事業所との意見交換会において参加者アンケートを実施し、実践に役立ったと回答した割合が80%以上。 ・相談会の利用人数が平均して毎月3人以上	・意見交換会で実施したアンケートは、全員が役立ったと回答があり、100%を達成。 ・相談会の利用人数は毎月0～1人であった。	×
中期展望		行政・サービス提供事業所等が連携して支援していくため、サービス提供事業所等関係機関のネットワーク構築や各事業所のスキルアップを図り、必要とする自立支援サービスを適切に受けれる支援体制の整備を図る。また、障がいのある方が相談しやすい場をつくり、住み慣れた地域で安心して地域生活を送れる環境を整えていく。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		障がいのある方の生活支援の強化が図っていくために、相談支援事業所やサービス提供事業所が事例検討や意見交換による情報共有を重ね、関係者どうしのネットワークを構築し、実践に役立つスキルの向上を図る。また、住み慣れた地域で安心して地域生活を送れるために障がいのある方が相談できる機会を身近に感じてもらう。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-7 1-5-5 3-1-5	特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の配置	令和3年4月1日 保健福祉課（こども・教育）		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	発達障がいのある児童・生徒の行動面に対して、ソーシャルスキル等の社会性・対人関係構築や適応に向けた支援を行うため、特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）（会計年度任用職員）を区内小中学校に派遣する。
	内容	事業実施のため教育委員会事務局が定めている特別支援教育サポーター実施要項に基づき、区内小・中学校から区配置分の特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の配置申請を受領し、区配置分について配置決定を行う。採用手続き等については、教育委員会事務局が行う。学期ごとに教育委員会事務局より、各学校における特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の活用状況を報告を受け、確認を行う。 また、学力向上支援サポーター（学びサポーター、学校力UPサポーター）の各校への配置状況についても、教育委員会事務局より報告を受け、確認を行う。
	予算額（予算科目）	2,167千円（報償金、交通費、旅費、損害保険料）【教育事務委員会事務局予算】
	事業実施期間（回数）	令和3年4月～令和4年3月
	事業対象者（人数）	市立小・中学校に在籍する発達障がい児童・生徒の活動をサポートするサポーター
委託関係	契約・入札方法	公募により募集
	募集要項のポイント	発達障がいに関する理解と知識を有する者、児童生徒とのかかわりの経験が豊富な者（教員、講師、NPO法人、福祉施設等での勤務経験を有する者、教育活動支援員）を募集する。
	仕様書のポイント	－
	選考委員等選考方式	－

スケジュール（実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等）		広報スケジュール	スケ	作業
（前年度）	1月～3月 各学校からの区配置分の特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）について配置申請書を受領し、配付額の配分方法を検討のうえ、配置決定を行う。 申請により登録している特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）が、必要に応じて校内活動・校外活動に従事。 3月末までに次年度配分額決定通知		○	○
	4月～5月 各学校の特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）が、必要に応じて校内活動・校外活動に従事。		○	○
	7月～9月 各学校の特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）が、必要に応じて校内活動・校外活動に従事。 【7月】 教育委員会事務局より活用状況の報告を受け、確認を行う。		○	○
	10月～12月 各学校の特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）が、必要に応じて校内活動・校外活動に従事。 【12月】 教育委員会事務局より活用状況の報告を受け、確認を行う。		○	○
	1月～3月 各学校の特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）が、必要に応じて校内活動・校外活動に従事。 【3月】 教育委員会事務局より活用状況の報告を受け、確認を行う。		○	○
備考				

項目		内容		
イベント等開催関係	講座・イベント・会議名	—		
	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・大正区内小・中学校において13校実施 ・発達障がいサポーターを配置している学校への調査で、発達障がいを持つ児童・生徒のうち、サポーターが配置されたことにより、行動面で「改善が見られた」と回答する割合：100%		
業績目標	実績	学習支援以外の支援として朝の会や給食などの校内活動、遠足や社会見学などの校外活動において発達障がいのある児童・生徒をサポートし、安全確保や行動面支援を行うため、13校以上（前年度配置校）の実施をめざす。	14校（小・中全校）配置	自己評価 ○
成果目標	実績	地域の人材の活用などにより、発達障がいに対する周囲の理解が進んでいると回答する学校：10校以上	地域の人材の活用などにより、発達障がいに対する周囲の理解が進んでいると回答する学校：14校	◎
中期展望		特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の活用により、小学校から中学校への継続した支援を行い、将来の進学や就職に結びつける。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		発達障がいに対する周囲の理解が進むことにより、先生や他の児童・生徒とのコミュニケーションや関わりが増えることから、本人にも自信や希望が生まれ、将来の進学や就職についても前向きに考えることが期待できる。		

SDGsゴール	4	質の高い教育をみんなに
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-8 1-2-3 1-4-4	地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するための一環として、大正区における高齢者の総合相談支援窓口である地域包括支援センターの適切な運営を図る。
	内容	・HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用して地域包括支援センターの機能について区民への周知を図り、総合相談窓口としての機能を活性化させる。 ・地域課題の分析を基に10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に参画する。 ・大阪市地域包括支援センター運営協議会から報告を受けた必要な改善内容を、地域包括支援センターの事業内容に反映させるよう大正区地域包括支援センター運営協議会において協議する(毎年度の事業計画や収支予算、収支決算、事業内容の評価)。 ・包括圏域のあり方など大正区の地域包括ケアシステムに関する課題について大正区地域包括支援センター運営協議会において協議し、地域福祉推進会議に報告することで施策の改善につなげる。
	予算額(予算科目)	31千円(区CM自由経費・福祉局)
	事業実施期間(回数)	年3回
	事業対象者(人数)	委員10名 包括ランチ事務局10名
	契約・入札方法	－
委託関係	募集要項のポイント	－
	仕様書のポイント	－
	選考委員等選考方式	－

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月 【2月下旬】 ・第3回地域包括支援センター運営協議会で次年度の計画を検討 ・地域包括ケアシステムにおける課題について意見交換 ・「地域福祉課題の協議の場」の参画について協議する ・次年度契約仕様書について福祉局と協議する 【3月】 ・地域福祉推進会議で実績・次年度計画を報告		○	○
6月	4月 【4月】 ・大阪市広報板・バス停掲示を活用し地域包括支援センターを周知する。 ・転入者セットに地域包括支援センターの周知リーフレットを封入する。 ・地域包括支援センター運営協議会開催準備 【5月】 ・第1回地域包括支援センター運営協議会開催(地域福祉推進会議議事の報告、ニーズ・課題共有、昨年度報告)	HP・SNS更新	○	○
9月		HP・SNS更新	○	○
12月		・広報紙掲載 ・HP・SNS更新	○	○
3月	1月 ・地域包括支援センター運営協議会開催準備 【2月下旬】 ・第3回地域包括支援センター運営協議会の開催(地域ケア会議のまとめ・地域包括ケアシステムにおける課題の対応について意見交換・次年度計画検討) ・次年度契約仕様書について福祉局と協議する 【3月】 ・地域福祉推進会議で実績・次年度計画を報告	HP・SNS更新	○	○
備考	・毎月:2包括管理者及び区役所担当者連絡会			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		地域包括支援センター運営協議会		
イベント等 開催関係	開催日時	【5月中旬～下旬】【7月下旬】【2月下旬】年3回開催 午後2時～4時		
	開催場所	大正区役所 会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護老人保健施設・居宅介護支援事業者連絡会 ・訪問看護ステーション連絡会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・老人クラブ連合会		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	事前に当日の資料を配布し、意見質問等検討いただくよう依頼。		
	イベント等 当日タイムテーブル	2時00分 区長 挨拶 2時05分 議事内容報告・質疑応答 3時50分 その他報告		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		2ヶ所の地域包括支援センターとの連絡会を毎月開催 (案件がある場合は別途開催にて連携を強化)		
前年度実績		会議開催 3回 区民意識調査で「地域包括支援センターを知っている」区民の割合42.2%		
業績目標	実績	・地域包括支援センターの案内をHP、SNS、区広報紙・大阪市広報板・バス停において実施する(随時) ・10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に参画する。 ・会議開催 3回	・周知: 広報紙(9月、11月) ・小学校区の地域福祉課題の協議に参画 ・会議: 3回	自己評価 ○
成果目標	実績	区民意識調査で「地域包括支援センターを知っている」区民の割合が50%以上を目標とする	38.0%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		地域包括支援センターが広く区民に認知されることで、相談件数や地域ケア会議の件数が増加し、地域課題抽出のためのデータベースが蓄積され、高齢者の適切な支援につながり、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-9 1-4-9	生活困窮者への自立支援 (生活困窮者自立相談支援事業)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	自ら支援を求めることが困難な人たちをはじめとする生活困窮者の早期の自立支援を図る目的で、生活困窮者自立相談支援事業を行う。
	内容	当事業は大正区社会福祉協議会に業務委託している。 (委託内容) ・生活困窮者を早期に把握し、複合的な課題に包括的・一元的に対応する自立相談支援機関の窓口(インコス大正)を区役所内に設置し、相談を受け付ける。自ら相談に訪れることが困難な場合はアウトリーチでの対応を図る。 ・アセスメントを行うことにより、自立相談支援機関が継続してプラン策定等の支援を行うか他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断する。 ・プラン案は生活困窮者自立支援法に基づく「住居確保給付金の利用」「総合就職サポート事業の事業者による就労支援」「子ども自立アシスト事業」等と同法に基づかない「生活福祉資金貸付事業(社会福祉協議会)」「生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワーク)」等を組み合わせて策定する。 ・支援調整会議によりプランの決定、定期的に評価を行い、目標達成まで支援を行う。 区の担当の役割は住居確保給付金の支給決定事務、支援調整会議に参加・協議し、決定事項を確認する、自立相談支援機関への後方支援として関係機関・関係部署との連携体制を構築することである。また事業の取組状況について自立相談支援機関とともに自己評価を行い、その結果を踏まえ改善を図っていく。
	予算額(予算科目)	福祉局予算
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区に居住する生活困窮者
	契約・入札方法	公募型企画提案(プロポーザル)方式
委託関係	募集要項のポイント	生活困窮者の自立にむけて包括的な支援の提供とアウトリーチの充実を図るため、様々な社会資源に関する知識と高度な相談支援技術を有する。
	仕様書のポイント	相談者等の状況に応じ、アウトリーチ支援を積極的に行う。
	選考委員等選考方式	福祉局主導で専門知識を有する外部委員を含めた選定会議において決定。

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	生活困窮者自立支援事業の実施 老人憩の家などを利用した出張窓口	区HP 区社協だより	△ △
6月5日	4月5日	生活困窮者自立支援事業の実施 区内中学校事業説明 チラシ設置場所の開拓	区HP／区広報紙 区社協だより チラシ設置(地域集会所、UR、市営住宅等)	○ ○
9月5日	7月5日	生活困窮者自立支援事業の実施 民生委員長会、地区社協会長会、見守り推進員連絡会事業説明 施設連絡会、居宅支援事業連絡会、障がい者事業所連絡会等事業説明	区HP チラシ配布(ふれあい喫茶等)	○ ○
10月5日	1月5日	生活困窮者自立支援事業の実施 「きらめきパーティ」フードドライブの実施	区HP 区社協だより チラシ配布(区民まつり)	○ ○
3月5日	1月5日	生活困窮者自立支援事業の実施 老人憩の家などを利用した出張窓口	区HP 区社協だより	○ ○
備考				

項目		内容		
イベント等開催関係	講座・イベント・会議名	—		
	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		就労支援事業との連携について、引き続き取り組む。		
前年度実績		令和2年度 相談受付件数 480件 令和2年度 就労にかかるプラン作成 143件のうち、就労達成 71件、就労率 49.7%		
業績目標	実績	相談受付件数 300件以上	相談受付件数 426件	自己評価
成果目標	実績	就労にかかるプラン作成を行った対象者のうち就労率70%	就労にかかるプラン作成を行った対象者のうち就労率55.6% (コロナ禍により求人数が減少)	×
中期展望		生活困窮者自立支援制度が地域に定着し、第二のセーフティネットとしての機能を果たすとともに、地域との情報共有により地域に根ざしたきめ細やかな支援を進める。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		就労し、職場定着することにより世帯収入の安定が図られることで、生活保護申請に至ることなく自立につながり、第2のセーフティネットとしての機能を果たすことに寄与するため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-10 1-4-10	生活困窮者への自立支援 (大正区生活困窮者支援会議)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	生活困窮者の早期発見、迅速な支援の開始、自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するため、生活困窮者自立支援担当をはじめとして、関係部署及び関係機関等が生活困窮者自立支援制度の理念及び生活困窮者の支援に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で生活困窮者の支援方法と各々の役割分担を議論し、地域を含めた支援機関での適切な支援につなげていく。
	内容	①生困シェア会議(実務者レベル:支援実務者会議(定期開催)・支援検討会議(随時開催)) ・区役所各窓口や関係機関に相談等のあった生活困窮事案についての情報共有 ・支援にかかる本人同意を得るためのアウトリーチの手法の検討 ・個別ケースについての支援方針の検討 ・関係機関の役割分担の検討 ・「総合的な支援調整の場」として位置づけ、各支援関係機関等が分野を越えて集い、支援方針、役割分担を協議・検討し、各支援関係機関等の連携により横断的に支援体制を構築 ②生活困窮者支援会議(代表者レベル) ・生困シェア会議の活動状況の報告・総括 ・生活困窮者支援の状況、課題の共有 ・地域資源に関する課題の検討 ・生活困窮者支援を通じたまちづくりに活かすための検討
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区に居住する生活困窮者
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	生活困窮者支援会議の開催(3月) 生困シェア会議の開催(支援実務者会議:定期開催 ・支援検討会議:随時開催)		○ ○
	4月～6月	開催月の変更 生困シェア会議の開催(支援実務者会議・支援検討会議:事案0件のため未開催)		○ ○
	7月～9月	生活困窮者支援会議の開催(8-9月) 生困シェア会議の開催(支援実務者会議:定期開催 ・支援検討会議:随時開催)		○ ○
	10月～12月	開催月の変更 生困シェア会議の開催(支援実務者会議:定期開催 ・支援検討会議:随時開催)		○ ○
	1月～3月	生活困窮者支援会議の開催(2-3月) 生困シェア会議の開催(支援実務者会議:定期開催 ・支援検討会議:随時開催)		○ ○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		生活困窮者支援会議(大正区地域福祉推進会議)		
イベント等開催関係	開催日時	年2回 14時～16時		
	開催場所	大正区役所内会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	－		
	共催団体・組織等	－		
	後援団体・組織等	大正区社会福祉協議会(協力)		
	目標事業規模	【委員】北部地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、子ども・子育てプラザ、ケアマネージャー、区社協等 【学識経験者】1名 【区職員】区長、副区長、他関係各課職員		
	その他留意事項	－		
	イベント等 当日タイムテーブル	14時 14時5分 16時	開会、区長あいさつ 議題の検討、質疑応答 閉会	
	挨拶者	大正区長		
	来賓紹介	各分野の専門家会議のため来賓予定なし		
	祝電紹介の方法	－		
	動員の方法	開催通知等の発送		
その他他課との連携等		区役所各担当課職員、各関係機関等との連携を密にする。		
前年度実績		生困シェア会議(支援実務者会議・支援検討会議)を4回開催 個別検討が必要と判断してから1週間以内に生困シェア会議(支援検討会議)1回目を開催する割合33% 1回目の支援検討会議で支援方針を決定する割合100%		
業績目標	実績	生困シェア会議(支援実務者会議)を年間3回開催 ※支援検討会議は随時開催	生困シェア会議2回開催 ・支援実務者会議1回 ・支援検討会議1回	自己評価 ×
成果目標	実績	生活困窮者の早期発見及び迅速な支援開始 →個別検討が必要と判断してから1週間以内に生困シェア会議(支援検討会議)1回目を開催する割合100% →1回目の支援検討会議で支援につながった割合50%	個別検討が必要と判断してから1週間以内に生困シェア会議(支援検討会議)1回目を開催した割合100% 1回目の支援検討会議で支援につながった割合－%(該当会議なし)	○
中期展望		生活困窮者の自立の促進		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		生活困窮者を早期に発見し、迅速に支援を開始することで、生活困窮者の自立が促されるため		

SDGs目標番号	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-11 5-1-3	「地域包括支援体制(大正区地域まるごとネット)構築に向けた「地域包括支援プロジェクトチーム」の運用	令和3年4月1日 政策推進課(地域)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者の医療、介護に加え、障がい、生活困窮、子育て、教育、防犯、防災、そのほか地域生活課題を「地域活動協議会」をはじめとする各種団体等が一体となって、自律的に解決する「大正区地域まるごとネット」を構築する。
	内容	大正区役所内部の組織を横断した「地域包括支援プロジェクトチーム」において、地域での「大正区地域まるごとネット」構築に向けた最適な支援方法を模索する。 具体的には、地域活動協議会の準行政的機能や総意形成機能の発揮に必要不可欠な民主的運営にかかる支援のほか、地域福祉や地域防災、重大な児童虐待ゼロの実現にかかる取組みについて、年度当初に取組内容を策定し検討していく。 また、本プロジェクトチームにおいて協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」、「総合教育会議」、「区政会議」等に報告等を行い、施策提言につなげていく。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	—
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
		—
		—
		—
	仕様書のポイント	—
		—
		—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5 3月	月1回程度のプロジェクトチーム全体会議の開催		○	○
6月	4月 5 6月	【4月】当年度取組内容の策定 【6月】地域要望のとりまとめにかかる支援 月1回程度のプロジェクトチーム全体会議の開催		○	○
9月	7月 5 9月	月1回程度のプロジェクトチーム全体会議の開催		○	○
12月	10月 5 12月	月1回程度のプロジェクトチーム全体会議の開催		○	○
3月	1月 5 3月	月1回程度のプロジェクトチーム全体会議の開催		○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		地域包括支援プロジェクトチーム会議		
イベント等開催関係	開催日時	概ね毎月1回程度		
	開催場所	大正区役所		
	区役所の主催等	プロジェクトチームリーダー(大正区副区長)		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	主要3団体会議内容や各地域担当者が把握した地域課題等の情報共有 など		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		「大正区地域まるごとネット」構築に向けた最適な支援方法を模索するには、全庁的に連携し、検討・意見交換・情報共有等を行っていく必要がある。		
前年度実績		・「地域包括支援プロジェクトチーム」全体会議の開催(12回) ・「地域包括支援体制」構築による取組について、「分からない」と答えた人の割合28.5%		
業績目標	実績	・地域包括支援プロジェクトチーム会議の開催 1回/月 ・地域活動協議会が総意形成機能を発揮し取りまとめた、地域要望の集約 1回/年	・12回 ・1回	自己評価 ○
成果目標	実績	地域まちづくり実行委員会の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合：前年度(87.2%)以上	91.2%	○
中期展望		各地域において「大正区地域まるごとネット」が構築されている状態		
成果目標が中期展望に寄与する理由		「大正区地域まるごとネット」の構築に向けて、区役所が「地域包括支援プロジェクトチーム」を設置し取り組んでいる支援について、区民の関心の高い項目を把握し、今後の地域包括支援プロジェクトチームの運用に活用することは、「大正区地域まるごとネット」の構築にかかる成果目標として有効であるとする。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう
	11	住み続けられるまちづくりを

修正履歴	区民意識調査の設問変更による成果目標の修正
------	-----------------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-12	小学校区福祉委員会(仮称)の設置及び運営支援	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		○

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	各小学校区において地域福祉課題を共有し課題解決に向けた取組みを進め、大正区地域福祉ビジョンがめざす「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を推進する。
	内容	大正区では、高齢者の医療、介護に加え、障がい、生活困窮、子育て、教育、防犯、防災、そのほか地域生活課題を「地域活動協議会」をはじめとする各種団体等が一体となって、自律的に解決する「大正区地域まるごとネット」の構築に向けて取り組んでいる。 令和3年度については、小学校区単位で各地域社会福祉協議会が開催する会議や大正区社会福祉協議会が開催する地域支援会議及び地域包括支援センターが開催する地域ケア会議を統合し、専門職や地域住民などが参加し、地域の困りごとや個別ケースの検討など新たな地域福祉の課題を話し合う場である「小学校区福祉委員会(仮称)」の設置に向けた取組みを進める。 運営支援にかかる進捗状況を地域福祉推進会議において報告する。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	地域住民、行政、各分野の専門職、企業、ボランティア団体など
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業	
(前年度)	1月 ～ 3月	【3月】 ・第4回地域福祉推進会議開催 ・大正区社会福祉協議会・地域包括支援センターとの調整、課題の抽出・整理		○	○
	4月 ～ 6月	【4～6月】 ・大正区社会福祉協議会・地域包括支援センターとの協議、課題の抽出・整理 ・地域・関係先への周知・説明		△	△
	7月 ～ 9月	【7～9月】 ・大正区社会福祉協議会・地域包括支援センターとの協議、課題の抽出・整理 ・地域・関係先への周知・説明		△	△
	10月 ～ 12月	【10～12月】 ・「小学校区福祉委員会(仮称)」の運営支援		△	△
	1月 ～ 3月	【1月】 ・「小学校区福祉委員会(仮称)」の運営支援 【2～3月】 ・課題の抽出・整理 ・地域福祉推進会議において実績報告		△	△
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		小学校区福祉委員会（仮称）		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	地域団体		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	大正区役所・大正区社会福祉協議会・地域包括支援センター		
	目標事業規模	【地域住民】地域活動協議会、地域社会福祉協議会、連合振興町会など【専門職】区社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなど【行政】関係各課職員【その他】企業、ボランティア団体など		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
祝電紹介の方法	—			
動員の方法	—			
その他他課との連携等		—		
前年度実績		なし		
業績目標	実績	「小学校区福祉委員会（仮称）」の運営支援 5地域	「小学校区福祉委員会（仮称）」は未設置であるが、地域の福祉をテーマに開催された「地域支援会議」に参加10地域	自己評価 ×
成果目標	実績	小学校区福祉委員会（仮称）の各委員からの意見が区の施策に反映されていると感じている委員の割合が60%以上。	「小学校区福祉委員会（仮称）」未設置	×
中期展望		大正区地域福祉ビジョンがめざす「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」が充実・強化されている状態		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		小学校区福祉委員会（仮称）の各委員からの意見が区の施策に反映されていると感じている委員の割合が向上することは、小学校区福祉委員会（仮称）で協議された地域課題が、地域支援総合会議（仮称）に集約・分析され、地域福祉推進会議で専門家からの意見聴取のうえ区政地域福祉推進会議へ提言し、多くの提言が区の施策に反映していることを意味し、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の充実・強化にに寄与していると考えられるため		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-2 地域包括ケアシステムの構築

◆ 目指すべき将来像

医療・介護をはじめとする包括的・総合的なケアを受け、高齢者が安心して住み慣れた地域で、個人の尊厳が尊重され自立した日常生活を営むことのできる状態。

◆ 施策

(ア)在宅医療・介護連携の推進
(イ)認知症施策の推進
(ウ)地域包括支援センターの運営
(エ)生活支援体制整備事業 の4つの施策を軸に地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

◆ 施策目標

2025年までに全ての地域で地域包括ケアシステムの構築を行います。

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-2-1	地域包括ケアシステムの構築（在宅医療・介護連携の推進）
1-2-2	地域包括ケアシステムの構築（認知症施策の推進）
1-2-3	地域包括ケアシステムの構築（地域包括支援センターの運営）
1-2-4	地域包括ケアシステムの構築（生活支援体制整備の実施）

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-3 1-2-1 1-4-1	地域包括ケアシステムの構築 (在宅医療・介護連携の推進)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉・健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するための一環として地域における在宅での生活を支えるための医療と介護の関係機関と従事者同士の連携体制の構築を推進する。
	内容	・在宅医療と介護の連携を推進するために地域の課題を抽出し、その対応策を検討することを目的として、関係機関・団体及び区役所による大正区在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催する。地域課題・ニーズ把握に際し、地域包括支援プロジェクトチーム・地域支援会議・地域ケア会議と連携する。 ・医療、介護関係機関の連携促進や、在宅医療等に関して、地域住民を対象に啓発を行う。啓発事業の検討段階から医療・介護の関係機関と協議することで、関係者間のネットワーク強化と情報共有を図る。 ・会議等において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。 ・災害時の早急な医療・介護事業者との情報共有を行うため「大正あんしんネット災害ICT」に参画し試験運用を行う。 ・HP・SNS・広報紙を活用して区民への在宅医療や終活に関する啓発を図る ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	健康局予算(旅費:6千円、印刷製本費:138千円、通信運搬費:12千円、委託料:505千円)
	事業実施期間(回数)	在宅医療・介護連携推進実務者会議(4回)(web会議や書面による会議)
	事業対象者(人数)	医療・介護事業者及び区民
	契約・入札方法	—
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	実施体制について検討し構築する。 在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催し、次年度の医療・介護連携事業の取組みを検討する。 地域福祉推進会議で次年度計画を報告		○	○
	4月5日	【5月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(啓発にかかる事業の具体案の検討、地域ニーズ・課題の共有) 【6月】地域福祉推進会議に実務者会議の取組み報告		○	○
	7月5日 9月	【7月】多職種研修会開催 【8月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(事業内容の進捗確認、内容検討、課題・ニーズの取り扱い確認)		○	○
	10月5日 12月	【11月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(事業実施に向けた最終調整) 【11月】在宅医療介護フォーラム 【11月】職員防災訓練での災害ICTの試験実施		○	○
	3月5日	【2月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(次年度の取組み検討) 【2月】多職種研修会開催 【3月】地域福祉推進会議に実務者会議の取組み報告 【3月】在宅医療・介護連携にかかる広報物の発行(かわら版:第2号)		○	○
備考		・HP・SNSを活用して区民への在宅医療や終活に関する啓発(通年)			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		医療・介護連携推進実務者会議		
イベント等開催関係	開催日時	年4回(5、8、11、2月)		
	開催場所	大正区役所会議室、Web会議		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	2時00分 議事内容報告・質疑応答 3時30分 その他報告		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		医療・介護連携推進実務者会議4回開催／自らの終末期のあり方を考える区民の割合 68.6% 人生の最終段階における医療や療養について家族などと話し合っている区民の割合 42.3%		
業績目標	実績	医療・介護連携や終活についての ・区民向け啓発事業1回 ・多職種(医療、介護職等)による研修会:2回 ・区民向け啓発物の発行:1回 ・区のホームページやSNSによる広報活動:3回	医療・介護連携や終活についての ・区民向け啓発事業1回 ・多職種(医療、介護職等)による研修会:2回 ・区民向け啓発物の発行:1回 ・区のホームページやSNSによる広報活動:3回	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査において、自らの終末期のあり方を考える区民の割合が80%以上 ・区民意識調査において、自らの終末期について話し合ったことのある区民の割合が50%以上	・区民意識調査において、自らの終末期のあり方を考える区民の割合 68.9% ・区民意識調査において、自らの終末期について話し合ったことのある区民の割合 41.2%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		自らの終末期のあり方を意識し考える区民が増えることは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-2-2	地域包括ケアシステムの構築 (認知症施策の推進)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するための一環として、認知症高齢者等を支援する区内のネットワークの充実を図り、地域の認知症の方の発見力や認知症対応力を強化する仕組みを構築し、地域に潜在する認知症の方の早期把握や適切な支援につなぐ取組みの推進を図る。
	内容	・HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用して認知症に関する相談窓口について区民への周知を図る ・地域包括支援センターが実施する認知症高齢者等を支援する区内のネットワークの充実。 ・大阪市社会福祉協議会が実施する認知症サポーター養成講座を周知し認知症サポーターの地域における活動に向けた協力につなげる。 ・認知症高齢者等の地域課題の共有・取組みの検討 ・地域包括支援プロジェクトチーム・地域支援会議・地域ケア会議と連携し地域課題・地域ニーズを把握し関係機関で構成する会議で協議し、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。
	予算額(予算科目)	福祉局予算
	事業実施期間(回数)	認知症高齢者支援ネットワーク連絡会(2回)
	事業対象者(人数)	委員30名
委託関係	契約・入札方法	大阪市と大正区認知症強化型地域包括支援センター及び大正区医師会との特名随意契約 (認知症強化型地域包括支援センター運営事業、啓発事業を委託)
	募集要項のポイント	福祉局予算のため福祉局が募集要項を定めている
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月 ・第2回認知症高齢者支援ネットワーク連絡会(区内の認知症高齢者等の現状の情報共有・課題抽出・今年度事業の報告・次年度計画検討) ・区民向け啓発事業の実施 ・地域福祉推進会議で次年度計画を報告		○	○
6月	【4月】 大阪市広報板やバス停に掲示し認知症相談窓口を周知をはかる。 転入者セットに認知症相談窓口の周知リーフレットを封入する。	HP更新	○	○
7月	・第1回認知症高齢者支援ネットワーク連絡会(区内の認知症高齢者等の現状の情報共有)	HP更新 7月 区広報紙	○	○
10月	・専門職向け研修会の実施	HP更新 10月 区広報紙	○	○
3月	・第2回認知症高齢者支援ネットワーク連絡会(区内の認知症高齢者等の現状の情報共有・課題抽出・今年度事業の報告・次年度計画検討) ・区民向け啓発事業の実施 ・地域福祉推進会議で次年度取組を報告	HP更新 1月 区広報紙	○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		認知症高齢者支援ネットワーク連絡会		
イベント等 開催関係	開催日時	【8月】【2月】年2回(午後2時～4時)会議開催		
	開催場所	大正区役所		
	区役所の主催等	共催		
	その他主催団体・組織等	認知症強化型地域包括支援センター、医師会		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会・歯科医師会・薬剤師会・認知症疾患医療センター・居宅介護支援事業者連絡会・訪問看護ステーション連絡会・消防署・警察署・社会福祉協議会・包括支援センター・ランチ・オレンジチーム(初期集中支援チーム)		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	2時00分 議事内容報告・質疑応答 3時30分 その他報告		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		認知症高齢者支援ネットワーク連絡会(2回)専門職向け研修(1回)認知症講演会(1回) 広報紙掲載(2回) 区民意識調査で認知症に関する相談窓口を知っている区民の割合30.4%		
業績目標	実績	・HP、SNS、広報紙・大阪市広報板・バス停掲示による認知症相談窓口の周知(随時) ・専門職、区民向け研修(1回以上)	周知:広報紙(9月、11月) 研修会:各1回	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査で認知症に関する相談窓口を知っている区民の割合が全体の35%以上	29.1%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		認知症の理解を深め相談窓口が広く区民に周知されることで、地域に潜在する認知症の方の早期把握や適切な支援につながり、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-8 1-2-3 1-4-4	地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するための一環として、大正区における高齢者の総合相談支援窓口である地域包括支援センターの適切な運営を図る。
	内容	・HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用して地域包括支援センターの機能について区民への周知を図り、総合相談窓口としての機能を活性化させる。 ・地域課題の分析を基に10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に参画する。 ・大阪市地域包括支援センター運営協議会から報告を受けた必要な改善内容を、地域包括支援センターの事業内容に反映させるよう大正区地域包括支援センター運営協議会において協議する(毎年度の事業計画や収支予算、収支決算、事業内容の評価)。 ・包括圏域のあり方など大正区の地域包括ケアシステムに関する課題について大正区地域包括支援センター運営協議会において協議し、地域福祉推進会議に報告することで施策の改善につなげる。
	予算額(予算科目)	31千円(区CM自由経費・福祉局)
	事業実施期間(回数)	年3回
	事業対象者(人数)	委員10名 包括ランチ事務局10名
	契約・入札方法	—
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5月3月		○	○
	4月5月	HP・SNS更新	○	○
9月	7月5月	HP・SNS更新	○	○
12月	10月5月	・広報紙掲載 ・HP・SNS更新	○	○
3月	1月5月	HP・SNS更新	○	○
備考	・毎月:2包括管理者及び区役所担当者連絡会			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		地域包括支援センター運営協議会		
イベント等開催関係	開催日時	【5月中旬～下旬】【7月下旬】【2月下旬】年3回開催 午後2時～4時		
	開催場所	大正区役所 会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護老人保健施設・居宅介護支援事業者連絡会・訪問看護ステーション連絡会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・老人クラブ連合会		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	事前に当日の資料を配布し、意見質問等検討いただくよう依頼。		
	イベント等 当日タイムテーブル	2時00分 区長 挨拶 2時05分 議事内容報告・質疑応答 3時50分 その他報告		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		2ヶ所の地域包括支援センターとの連絡会を毎月開催 (案件がある場合は別途開催にて連携を強化)		
前年度実績		会議開催 3回 区民意識調査で「地域包括支援センターを知っている」区民の割合42.2%		
業績目標	実績	・地域包括支援センターの案内をHP、SNS、区広報紙・大阪市広報板・バス停において実施する(随時) ・10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に参画する。 ・会議開催 3回	・周知: 広報紙(9月、11月) ・小学校区の地域福祉課題の協議に参画 ・会議: 3回	自己評価 ○
成果目標	実績	区民意識調査で「地域包括支援センターを知っている」区民の割合が50%以上を目標とする	38.0%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		地域包括支援センターが広く区民に認知されることで、相談件数や地域ケア会議の件数が増加し、地域課題抽出のためのデータベースが蓄積され、高齢者の適切な支援につながり、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取扱番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-2-4	地域包括ケアシステムの構築 (生活支援体制整備の実施)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するための一環として、生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加の促進を図るための仕組みづくりを目的に生活支援体制整備事業を実施する。
	内容	・HP・SNS・広報紙を活用して生活支援・介護予防の取組みについて区民への周知を図る ・大正区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターの配置及び関係機関が情報共有し高齢者の生活支援・介護予防につなげる事業を委託し、生活支援コーディネーターが地域活動協議会・地域支援会議等と連携し、高齢者のニーズや課題、地域資源等を把握したうえで、生活支援・介護予防の充実に向けて取り組む。
	予算額(予算科目)	福祉局予算
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	65歳以上の高齢者
委託関係	契約・入札方法	福祉局と大正区社会福祉協議会で特名随意契約
	募集要項のポイント	
	仕様書のポイント	
	選考委員等選考方式	

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月 ・地域住民がお互いに支えあうしくみについての検討及び実施事業にかかるアンケート ・HP作成		○	○
4月～6月	・地域住民がお互いに支えあうしくみの立ち上げにかかる課題抽出	HP更新	○	○
7月～9月	・地域住民がお互いに支えあうしくみについて地域資源、他区事例の情報収集	HP更新	○	○
10月～12月	・検討実施事業にかかる支援	HP更新 広報紙掲載	○	○
1月～3月	・実施事業における分析及びアンケート実施	HP更新	○	○
備考	高齢者の社会参加や居場所づくりのために立ち上げた仕組みの定着・拡充に向けた支援(通年)			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		-		
イベント等開催関係	開催日時	-		
	開催場所	-		
	区役所の主催等	-		
	その他主催団体・組織等	-		
	共催団体・組織等	-		
	後援団体・組織等	-		
	目標事業規模	-		
	その他留意事項	-		
	イベント等 当日タイムテーブル	-		
	挨拶者	-		
来賓紹介		-		
祝電紹介の方法		-		
動員の方法		-		
その他他課との連携等		-		
前年度実績		高齢者の居場所や、高齢者の困りごとに対応する仕組みがあると感じる高齢者の割合48.2%		
業績目標	実績	・地域支援コーディネーターがとりまとめた10地域ごとの地域ニーズ・資源の共有 ・HP、SNS、広報紙への生活支援・介護予防事業の掲載(随時)	・協議体に参画し資源の共有 ・広報紙掲載(3月)	自己評価 ○
成果目標	実績	高齢者の居場所や、高齢者の困りごとに対応する仕組みがあると感じる高齢者の割合50%以上	45.5%	△
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		生活支援・介護予防を目的とした仕組みが多くあることで高齢者の社会参加が促進され、介護サービスを受けない高齢者が増加し、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	-	
	-	

修正履歴	
------	--

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-3 要援護者支援システムの構築

◆ 目指すべき将来像

支援が必要でありながら適切な支援につなげていない人を把握し、地域の見守りや福祉サービスの利用につなげ、災害発生時の避難支援体制が構築され、認知症高齢者等の見守りの強化による行方不明時の早期発見が可能な状態。

◆ 施策

「日頃の見守り」と「災害時の避難支援」とが一体となったシステムの構築。

◆ 施策目標

区内全10地域で「日頃の見守り」と「災害時の避難支援」とが一体となったシステムの構築。

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-3-1	要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋地域の見守り体制づくりの推進）

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-1 1-3-1 1-5-1 2-1-7	要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋地域の見守り体制づくりの推進）	令和3年4月1日 保健福祉課（福祉）		

項目		内容
事業・業務概要	目的 （事業の背景を含む）	災害発生時に自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）を避難支援する体制を構築するために必要な、地域における日ごろの見守り体制（見守りネットワーク）づくりを推進・強化する。
	内容	【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】（区CM自由経費） ・大正区社会福祉協議会の「見守り相談室」により、①「要援護者情報」の整備・管理②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を行う。 ・「地域見守り体制づくり推進事業」において配置する「見守り推進員」と連携し、支援を必要とする人の状況を把握する。 【地域見守り体制づくり推進事業】 ・各地域に「見守り推進員」を配置し、地域住民の相談援助を通じて地域の見守り体制づくりを推進する。 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「見守り相談室」と連携し、地域で得た要援護者の情報を共有する。 ・政策推進課と連携し、個別支援プランの策定に向けた地域への支援を行う。 ・新型コロナ過に対応した新しい見守りの形への対応に必要な措置を実施する。
	予算額（予算科目）	16,541千円（区CM自由経費） / 11,273千円
	事業実施期間（回数）	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者（人数）	大正区内の要援護者 / 大正区民
委託関係	契約・入札方法	特名随意契約（福祉局） / 特名随意契約（区）
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	・要援護者名簿（情報）の整備及び管理 ・認知症高齢者等の行方不明時の早期発見 ・地域における日ごろの見守り体制（見守りネットワーク）づくりを推進・強化 ・「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携
	選考委員等選考方式	—

スケジュール（実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等）		広報スケジュール	スケ	作業
（前年度）	1月～3月	・事業実施状況の振り返り ・区と区社協の協議により次年度実施計画の策定 ・履行確認、翌年度契約		○
	4月～5月	・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会（ワーキング含む）【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・福祉局から、要援護者名簿の整備に必要な行政情報リストが送付【6月末】 ・第1四半期分前金払い【4月】、第2四半期分前金払い【6月】	4月：要援護者支援システムについてHPIに掲載（更新）	△
	7月～9月	・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会（ワーキング含む）【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・行政情報リストを整備し、見守り相談室に送付【整備：7月、送付：8月】 ・見守り相談室から同意確認文書送付【9月】 ・第3四半期分前金払い【9月】		○
	10月～12月	・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会（ワーキング含む）【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・福祉局から、要援護者名簿の整備に必要な行政情報リストが送付【12月末】 ・第4四半期分前金払い【12月】	11月：広報紙に掲載	○
	1月～3月	・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会（ワーキング含む）【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・行政情報リストを整備し、見守り相談室に送付【整備：1月、送付：2月】 ・見守り相談室から同意確認文書送付【3月】 ・履行確認、翌年度契約		△
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		政策推進課と連携し、要援護者支援システムを構築する		
前年度実績		・同意確認文書の発送件数:632件(令和2年度) ・協定締結 1地域(令和2年度) ・区の広報紙掲載:1回(令和2年度) ・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が61.4%(令和2年度)		
業績目標	実績	・同意確認文書の 回答率100% ・要援護者支援システムについての協定締結(4地域) ・要援護者支援システムについての広報(区HP等のデジタル媒体への掲載、区広報紙2回)	・同意確認文書の 回答率100% ・要援護者支援システムについての協定締結(4地域) ・要援護者支援システムについての広報(区HP等のデジタル媒体への掲載、区広報紙1回)	自己評価
				○
成果目標	実績	・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が61.4%以上	60.50%	△
中期展望		要援護者支援システムの運営主体である地域団体が円滑に運営するためには、地域住民のシステムに対する理解と協力が不可欠となる。 本事業を実施することで、要援護者名簿の精度を向上させるとともに、要援護者支援システムの認知度を上げる。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携により、地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化することで、地域が主体的に見守り活動をする機運が高まり、要援護者支援システムの構築につながるため。		

SDGs目標番号	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-4 総合的な相談支援体制

◆ 目指すべき将来像

支援を必要とする世帯が、総合的・包括的なサービスを受けられる状態。

◆ 施策

相談支援機関同士の連携により、支援を必要とする世帯に対し、総合的・包括的なサービスを提供していきます。

◆ 施策目標

区役所が中心となり、相談支援機関同士の「顔の見える関係づくり」を推進し、相互に業務内容への理解を深め、連携・協力しあえる関係を構築し、複合的な課題を有する相談事例について、相談支援機関同士の連携による包括的な支援につなげていきます。

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-4-1	地域包括ケアシステムの構築（在宅医療・介護連携の推進）
1-4-2	障がい者・高齢者への虐待防止
1-4-3	大正区地域自立支援協議会の開催
1-4-4	地域包括ケアシステムの構築（地域包括支援センターの運営）
1-4-5	児童への虐待対応・防止
1-4-6	ひとり親家庭の自立支援に向けた取り組み
1-4-7	子育てコンシェルジュ（利用者支援専門員）による子育て支援
1-4-8	家庭児童相談
1-4-9	生活困窮者への自立支援（生活困窮者自立相談支援事業）
1-4-10	生活困窮者への自立支援（大正区生活困窮者支援会議）

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-3 1-2-1 1-4-1	地域包括ケアシステムの構築 (在宅医療・介護連携の推進)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉・健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するための一環として地域における在宅での生活を支えるための医療と介護の関係機関と従事者同士の連携体制の構築を推進する。
	内容	・在宅医療と介護の連携を推進するために地域の課題を抽出し、その対応策を検討することを目的として、関係機関・団体及び区役所による大正区在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催する。地域課題・ニーズ把握に際し、地域包括支援プロジェクトチーム・地域支援会議・地域ケア会議と連携する。 ・医療、介護関係機関の連携促進や、在宅医療等に関して、地域住民を対象に啓発を行う。啓発事業の検討段階から医療・介護の関係機関と協議することで、関係者間のネットワーク強化と情報共有を図る。 ・会議等において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。 ・災害時の早急な医療・介護事業者との情報共有を行うため「大正あんしんネット災害ICT」に参画し試験運用を行う。 ・HP・SNS・広報紙を活用して区民への在宅医療や終活に関する啓発を図る ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	健康局予算(旅費:6千円、印刷製本費:138千円、通信運搬費:12千円、委託料:505千円)
	事業実施期間(回数)	在宅医療・介護連携推進実務者会議(4回)(web会議や書面による会議)
	事業対象者(人数)	医療・介護事業者及び区民
	契約・入札方法	—
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	実施体制について検討し構築する。 在宅医療・介護連携推進実務者会議を開催し、次年度の医療・介護連携事業の取組みを検討する。 地域福祉推進会議で次年度計画を報告		○	○
	4月5日	【5月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(啓発にかかる事業の具体案の検討、地域ニーズ・課題の共有) 【6月】地域福祉推進会議に実務者会議の取組み報告		○	○
	7月5日 9月	【7月】多職種研修会開催 【8月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(事業内容の進捗確認、内容検討、課題・ニーズの取り扱い確認)		○	○
	10月5日 12月	【11月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(事業実施に向けた最終調整) 【11月】在宅医療介護フォーラム 【11月】職員防災訓練での災害ICTの試験実施		○	○
	1月5日 3月	【2月】在宅医療・介護連携推進実務者会議の開催(次年度の取組み検討) 【2月】多職種研修会開催 【3月】地域福祉推進会議に実務者会議の取組み報告 【3月】在宅医療・介護連携にかかる広報物の発行(かわら版:第2号)		○	○
備考	・HP・SNSを活用して区民への在宅医療や終活に関する啓発(通年)				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		医療・介護連携推進実務者会議		
イベント等開催関係	開催日時	年4回(5、8、11、2月)		
	開催場所	大正区役所会議室、Web会議		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	2時00分 議事内容報告・質疑応答 3時30分 その他報告		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		医療・介護連携推進実務者会議4回開催／自らの終末期のあり方を考える区民の割合 68.6% 人生の最終段階における医療や療養について家族などと話し合っている区民の割合 42.3%		
業績目標	実績	医療・介護連携や終活についての ・区民向け啓発事業1回 ・多職種(医療、介護職等)による研修会:2回 ・区民向け啓発物の発行:1回 ・区のホームページやSNSによる広報活動:3回	医療・介護連携や終活についての ・区民向け啓発事業1回 ・多職種(医療、介護職等)による研修会:2回 ・区民向け啓発物の発行:1回 ・区のホームページやSNSによる広報活動:3回	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査において、自らの終末期のあり方を考える区民の割合が80%以上 ・区民意識調査において、自らの終末期について話し合ったことのある区民の割合が50%以上	・区民意識調査において、自らの終末期のあり方を考える区民の割合 68.9% ・区民意識調査において、自らの終末期について話し合ったことのある区民の割合 41.2%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		自らの終末期のあり方を意識し考える区民が増えることは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-5 1-4-2 1-5-3	障がい者・高齢者への虐待防止	令和3年4月1日 保健福祉課（福祉）		

項目		内容
事業・業務概要	目的 （事業の背景を含む）	障がい者及び高齢者の虐待の防止、早期発見及びその適切な支援の実施を図るために、障がい者や高齢者に関わる支援者や関係機関が情報を共有し連携協力していくことを目的とする。
	内容	① 高齢者虐待防止法、障がい者虐待防止法に基づき虐待対応を行う。 ② 通報受理窓口である地域包括支援センターや障がい者相談支援センターと連携し虐待対応を行うとともに、事業者向けに研修を開催するとともに、地域団体に虐待事案・件数等を報告。 ③ 虐待対応したケースについては特別の配慮が必要なことから施設入所関係書類と一元管理を行う。 ④ HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用し障がい者・高齢者虐待防止に関する相談窓口等の周知を図る。
	予算額（予算科目）	障がい者 8千円 高齢者 25千円（区CM自由経費・福祉局）
	事業実施期間（回数）	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者（人数）	大正区民
委託関係	契約・入札方法	－
	募集要項のポイント	－
	仕様書のポイント	－
	選考委員等選考方式	－

スケジュール（実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等）		広報スケジュール	スケ	作業
（前年度）	1月～3月	・年間スケジュールの検討・決定 ・HP作成		○
	4月～6月	【4月】大阪市広報板・バス停に虐待防止リーフレット・啓発物の掲示	HP更新	○
	7月～9月		HP更新	○
	10月～12月	・事業者向け研修	HP更新 10月 区広報紙	○
	1月～3月		HP更新	○
備考	・通年で虐待対応			

項目		内容		
講座・イベント・会議名				
イベント等 開催関係	開催日時			
	開催場所			
	区役所の主催等			
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル			
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		障がい者・高齢者の虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合 28.4% 虐待防止相談窓口の周知(広報紙9・11月 2回)、研修会の開催(1回)		
業績目標	実績	・HP、SNS、広報紙・大阪市広報板・バス停に 虐待防止相談窓口の周知(各1回) ・研修会の開催(1回)	周知: 広報紙(9月、11月) 研修会: 1回	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査で、障がい者・高齢者の虐待に 関する相談窓口を知っている区民の割合が、全 体の30%以上を目標とする。	28.4%	○
中期展望		地域住民や関係者が虐待に対する理解を深め、虐待に繋がる可能性のあるケースの相談が地域包括支援センターや障がい者相談支援センターに寄せられ、関係機関や関係団体が早期対応により虐待の発生を未然に防ぐ状況を創っていく。		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		虐待の相談窓口を知っている人が増え、相談が寄せられることで、区民の高齢者・障がい者虐待防止に対する意識の向上が図られ、虐待を未然に防ぐ状況につながっていく。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-6 1-4-3 1-5-2	大正区地域自立支援協議会の開催	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい者福祉にかかるシステムづくりに関し中核的な協議の場として大正区地域自立支援協議会を設置し、事例検討等を通じて課題や必要な情報を共有し、関係機関の連携を図る。構築されたネットワークを生かし、地域における障がい者への支援体制を充実していく。
	内容	・障がい者総合支援法89条の3にもとづき困難事例への対応や、地域の関係機関によるネットワーク構築等にかかる課題を協議するため、年6回(隔月)協議会を実施。 ・毎月、区役所で障がい者、その家族、事業所等を対象に無料相談会を行う。 ・相談支援事業所との意見交換会を開催し、年4回事例検討会を実施する。 ・区内の障がい支援事業所・児童通所事業所との意見交換会を開催し事業所間の連携を図る。 ・また、本協議会において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。
	予算額(予算科目)	112千円(消耗品費42千円、通信運搬費10千円、筆耕翻訳料60千円)
	事業実施期間(回数)	協議会を隔月に実施(年6回)。相談会を毎月実施。
	事業対象者(人数)	委員数 13名(R2年9月現在)
委託関係	契約・入札方法	-
	募集要項のポイント	-
	仕様書のポイント	-
	選考委員等選考方式	

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月 次年度の実施内容にかかる企画・調整 「障がいのある方のための相談会」の周知方法、内容の改善等の検討 調整 第6回協議会(2月開催) 令和3年度年間スケジュールの検討		○	○
4月～6月	第1回協議会(4月開催) 令和3年度年間スケジュールの確定 第2回協議会(6月開催) 区障がい者相談支援センターの運営評価		○	○
7月～9月	第3回協議会(8月開催) 障がい福祉サービス提供事業所との意見交換会		○	○
10月～12月	第4回協議会(10月開催) 学習会の開催 第5回協議会(12月開催) 障がい児通所支援事業所意見交換会		△	○
1月～3月	第6回協議会(2月開催) 令和4年度年間スケジュールの検討		○	○
備考	毎月第3月曜日に相談会の開催 隔月、相談支援事業所連絡会議(事例検討会、情報共有)の開催 HPや広報誌への相談会開催記事の掲載			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		自立支援協議会		
イベント等開催関係	開催日時	4月から隔月開催		
	開催場所	大正区役所会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	区相談支援センター、区身体障害者団体協議会、障がい福祉サービス提供事業所、障がい者施設、相談支援事業所、区社会福祉協議会、区役所 計13名		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	情報交換、困難事例の共有、自立支援協議会の役割についての研修等 所要時間 1時間30分～2時間		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	開催通知の送付（年間会議予定は事前に配布）		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・協議会2回開催（内 意見交換会1回実施 アンケートの満足の割合100%） ・計画相談事業所連絡会2回開催 ・相談会8回開催（利用人数 平均 0～1人）		
業績目標	実績	・区内のサービス提供事業所等との意見交換会を2回以上実施し事業所間の連携や情報交換等を行う。 ・交通機関（地下鉄・バス停）相談会の案内ビラを設置。区役所でも新規に障がい手帳を交付した方に相談会の案内を交付する。	・意見交換会についてはコロナの影響で、2回の開催となってしまったが、各機関で問題や解決方法の共有を図る事ができた。 ・バス停に相談会の案内ビラを設置。区役所では、手帳交付時ではなく、案内ビラを窓口に配架した。	自己評価 ○
成果目標	実績	・事業所との意見交換会において参加者アンケートを実施し、実践に役立ったと回答した割合が80%以上。 ・相談会の利用人数が平均して毎月3人以上	・意見交換会で実施したアンケートは、全員が役立ったと回答があり、100%を達成。 ・相談会の利用人数は毎月0～1人であった。	×
中期展望		行政・サービス提供事業所等が連携して支援していくため、サービス提供事業所等関係機関のネットワーク構築や各事業所のスキルアップを図り、必要とする自立支援サービスを適切に受けられる支援体制の整備を図る。また、障がいのある方が相談しやすい場をつくり、住み慣れた地域で安心して地域生活を送れる環境を整えていく。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		障がいのある方の生活支援の強化が図っていくために、相談支援事業所やサービス提供事業所が事例検討や意見交換による情報共有を重ね、関係者どうしのネットワークを構築し、実践に役立つスキルの向上を図る。また、住み慣れた地域で安心して地域生活を送るために障がいのある方が相談できる機会を身近に感じてもらう。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-8 1-2-3 1-4-4	地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築するための一環として、大正区における高齢者の総合相談支援窓口である地域包括支援センターの適切な運営を図る。
	内容	・HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用して地域包括支援センターの機能について区民への周知を図り、総合相談窓口としての機能を活性化させる。 ・地域課題の分析を基に10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に参画する。 ・大阪市地域包括支援センター運営協議会から報告を受けた必要な改善内容を、地域包括支援センターの事業内容に反映させるよう大正区地域包括支援センター運営協議会において協議する(毎年度の事業計画や収支予算、収支決算、事業内容の評価)。 ・包括圏域のあり方など大正区の地域包括ケアシステムに関する課題について大正区地域包括支援センター運営協議会において協議し、地域福祉推進会議に報告することで施策の改善につなげる。
	予算額(予算科目)	31千円(区CM自由経費・福祉局)
	事業実施期間(回数)	年3回
	事業対象者(人数)	委員10名 包括ブランチ事務局10名
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月			
	4月～5月	HP・SNS更新		
	7月	HP・SNS更新		
	10月	・広報紙掲載 ・HP・SNS更新		
	1月～3月	HP・SNS更新		
備考	・毎月:2包括管理者及び区役所担当者連絡会			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		地域包括支援センター運営協議会		
イベント等 開催関係	開催日時	【5月中旬～下旬】【7月下旬】【2月下旬】年3回開催 午後2時～4時		
	開催場所	大正区役所 会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護老人保健施設・居宅介護支援事業者連絡会 ・訪問看護ステーション連絡会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・老人クラブ連合会		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	事前に当日の資料を配布し、意見質問等検討いただくよう依頼。		
	イベント等 当日タイムテーブル	2時00分 区長 挨拶 2時05分 議事内容報告・質疑応答 3時50分 その他報告		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		2ヶ所の地域包括支援センターとの連絡会を毎月開催 (案件がある場合は別途開催にて連携を強化)		
前年度実績		会議開催 3回 区民意識調査で「地域包括支援センターを知っている」区民の割合42.2%		
業績目標	実績	・地域包括支援センターの案内をHP、SNS、区 広報紙・大阪市広報板・バス停において実施す る(随時) ・10小学校区の「地域福祉課題の協議の場」に 参画する。 ・会議開催 3回	・周知：広報紙(9月、11月) ・小学校区の地域福祉課題の協 議に参画 ・会議：3回	自己評価 ○
成果目標	実績	区民意識調査で「地域包括支援センターを知っ ている」区民の割合が50%以上を目標とする	38.0%	×
中期展望		団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域 で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活 支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を実現する。		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		地域包括支援センターが広く区民に認知されることで、相談件数や地域ケア会議の件数が増加 し、地域課題抽出のためのデータベースが蓄積され、高齢者の適切な支援につながり、高齢者 が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けていくことに寄与するため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-4-5 3-1-3 3-6-2	児童への虐待対応・防止	令和3年4月1日 保健福祉課(こども・教育)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	区における18歳未満人口当たりの児童虐待件数(平成31年度)は、大阪市平均の約1.6倍となっているなか、「行政未把握のリスクの顕在化」「養育能力に欠ける保護者へのサポート」「こども相談センターなど一時保護の仕組みの強化」「子育て、教育、福祉、行政など関係機関どうしの緊密な連携」を課題とし取り組みを行う。
	内容	○要保護児童対策地域協議会の運営 ・子育て支援室が事務局として調整機関の役割を担い、ケースの現状について関係各機関(学校、保育所、保健師、生活支援担当、こども相談センター、警察、消防、民生委員、主任児童委員等)がそれぞれの情報を共有し、リスクアセスメントシートを活用してのリスク把握、主担当機関の確認、危険度、援助方針の見直しをおこなう。 ・「こどもサポートネット」のスクリーニング会議Ⅱ、「就学前こどもサポートネット」のスクリーニング会議、次年度就学予定児童の情報共有会議を要保護児童対策地域協議会の部会として実施する。 ・DV相談 ・要保護児童対策地域協議会において協議、報告がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。 ○各種地域団体、学校、幼稚園、保育所等に呼びかけて重大な児童虐待ゼロ区民会議(仮称)を実施し、ネットワーク化を図る。 ○要保護児童対策、虐待予防について区内小児科医と連携する。(要保護児童対策地域協議会への参画等)
	予算額(予算科目)	180千円(通信運搬費・消耗品費・旅費・報償金)
	事業実施期間(回数)	令和3年4月～令和4年3月
	事業対象者(人数)	児童に関係する機関・団体(保育・教育施設、小・中・高等学校、支援学校)
	契約・入札方法	子ども家庭支援員(市長より委嘱)
委託関係	募集要項のポイント	区から推薦した次の要件を満たす市内居住者で、大阪市の実施する研修を受講し、大阪市が適当と認めた者 (1)児童指導員、保育士等の児童福祉事業従事経験者 (2)教育・医療・保健関係従事経験者 (3)児童福祉に関し、理解と熱意を有する者 活動費用 1回1,000円
	仕様書のポイント	
	選考委員等選考方式	

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	実務者会議 毎月1回 第4金曜日 支援室会議 毎月1回 第2金曜日 代表者会議 個別ケース会議(随時) 「こどもサポートネット」スクリーニング会議Ⅱの開催 「就学前こどもサポートネット」スクリーニング会議Ⅱ、次年度就学予定児童情報共有会議の開催	区広報誌 HPを活用した 広報	○ ○
	4月5日	実務者会議 4、5月1回開催(第4金曜日)6月2回開催(第2、第4金曜日) 支援室会議 毎月2回開催(第2、第4金曜日)個別ケース会議 通年で随時開催 「こどもサポートネット」におけるスクリーニング会議Ⅱの定期開催	HPを活用した 広報	△ ○
	7月5日	実務者会議 7、8月1回開催(第4金曜日)9月(第2、第4金曜日) 支援室会議 毎月2回開催(第2、第4金曜日)個別ケース会議 通年で随時開催 「こどもサポートネット」におけるスクリーニング会議Ⅱの定期開催 代表者会議の開催 「就学前こどもサポートネット」スクリーニング会議の実施	HPを活用した 広報	△ △
	10月5日	実務者会議 10、11月1回開催(第4金曜日)12月2回開催(第2、第4金曜日) 支援室会議 毎月2回開催(第2、第4金曜日)個別ケース会議 通年で随時開催 「こどもサポートネット」におけるスクリーニング会議Ⅱの定期開催 重大な児童虐待ゼロ区民会議(仮称)	HPを活用した 広報	△ ○
	3月5日	実務者会議 1、2月1回開催(第4金曜日)3月2回開催(第2、第4金曜日) 支援室会議 毎月2回開催(第2、第4金曜日)個別ケース会議 通年で随時開催 「こどもサポートネット」におけるスクリーニング会議Ⅱの定期開催 「就学前こどもサポートネット」スクリーニング会議の実施 次年度就学予定児童の情報共有会議	HPを活用した 広報	○ ○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		①代表者会議 ②実務者会議 ③個別ケース検討会議		
イベント等開催関係	開催日時	①6月 ②毎月第4金曜日 ③随時		
	開催場所	区役所		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	保健福祉課(地域福祉・保健活動・生活支援)・こども相談センター ・教育委員会・保育所・児童虐待防止協会・警察・民生委員・児童委員		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	①虐待問題の認識向上と実務者会議等が円滑に行われる環境づくり 14:00～要保護児童の状況について報告 14:30～令和3年度の取り組みについて 15:00～意見交換 ②要対協に登録された全ケースのリスク管理及び新規ケースについての要対協登録にかかる検討 14:00～新規ケース検討 15:00～ケース会議報告 15:15～継続ケース検討 ③子どもと家庭の情報把握、課題の整理とその解決に向けた具体的な支援内容の検討 児童の一時保護開始時、一時保護解除前、関係機関からの要請があった場合、子育て支援室が必要と判断した場合に開催する。		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・代表者会議 8月6日開催 ・実務者会議 年間16回開催 ・個別ケース検討会議 111件 ・虐待レベルの改善ケース数 188件		
業績目標	実績	代表者会議の開催(1回) 実務者会議の開催(年間16回) 個別ケース検討会議(随時)	代表者会議資料送付(1回) 実務者会議の開催(年間16回) 個別ケース検討会議58回	自己評価 ○
成果目標	実績	要保護児童対策地域協議会登録ケース(約170件)について ・児童虐待にかかる危険度判断や支援内容の見直しを行い、100%の進捗管理を実施する。 ・虐待レベルの改善ケース数 前年度以上 (基準日を年度初めと年度末に定め進捗管理台帳の登録レベル数をカウントする)	要保護児童対策地域協議会登録ケース(全235件)について ・100%の進捗管理を実施した。 ・虐待レベルの改善ケース数 104件。件数は前年度を下回ったが、改善率44%で5割近くまで達しており、虐待対応・防止の成果はあったと考える。	○
中期展望		児童に関わる関係機関(学校、保育所、幼稚園、保健師、生活支援、こども相談センター、警察等)の共通理解を促進し、代表者会議におけるそれぞれの役割の確認を通じて、具体的な事例における円滑な連携を確立する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		要保護児童対策地域協議会登録ケースについて、確実な進捗管理がなされ、ケースが改善されることは、関係機関の連携がなされ支援が実行されたことの結果であるとともに、さらなる連携の確立につながることとなるため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	16	平和と公正をすべての人に

修正履歴	4～6月に代表者会議が開催できず7月～9月にスケジュール再設定
------	---------------------------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-4-6 3-1-4 3-6-3	ひとり親家庭の自立支援に向けた取り組み	令和3年4月1日 保健福祉課(こども・教育)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	大正区の離婚率は2.35件／1,000人(H30年度人口動態統計)、ひとり親家庭推計数は世帯数の3.42%(H30年度ひとり親家庭実態調査)で大阪市の平均を上回っている。 ひとり親家庭が各種サービスを利用し自立生活を営むことができる様、こどもサポートネット事業、就学前こどもサポートネット事業等と連携し、支援することを目的とする。
	内容	・大阪市ひとり親家庭等自立促進計画(令和2年～令和6年)を基本に、重点的に取り組む項目を「行動計画」を策定し実施する。 ・現状、支援実績等を「要保護対策地域協議会代表者会議」に報告、課題抽出を行う ・区SNSによる相談窓口、制度の周知 ・離婚届用紙交付時に「養育費」「ひとり親サポーター相談」案内パンフレット交付 【ひとり親家庭自立支援事業経常業務】 ・ひとり親家庭サポーターによる相談 ・ひとり親家庭生活(経済的支援・生活支援)助言指導 ・弁護士による「離婚・養育費に関する専門相談」 ・児童扶養手当の認定と支給 ・母子父子寡婦福祉貸付金事業 ・ひとり親家庭医療費助成
	予算額(予算科目)	12,141千円(区CM予算)
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	児童扶養手当受給世帯
	契約・入札方法	—
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業	
(前年度)	1月 ～ 3月	・次年度の「行動計画」の策定	・区広報紙、HP、 ラインにて事業周知	○	○
	4月 ～ 6月	令和2年度 「行動計画」に沿った事業の実施	・区広報紙、HP、 ラインにて制度周知	○	○
	7月 ～ 9月	・弁護士による「離婚・養育費に関する専門相談」 ・児童扶養手当現況届受付・審査・更新 ・現況届出時、支援制度周知	・区広報紙、HP、 ラインにて制度周知	○	○
	10月 ～ 12月	・児童扶養手当現況届未提出者督促 ・児童扶養手当証書発送 ・ひとり親家庭医療証更新 ・母子父子寡婦福祉貸付金事業償還促進 催告書等発送 ・児童扶養手当 返還金 滞納整理(滞納処分等)	・区広報紙、HP、 ラインにて制度周知	○	○
	1月 ～ 3月	・弁護士による「離婚・養育費に関する専門相談」 ・母子父子寡婦福祉貸付金事業 償還促進 訪問調査	・区広報紙、HP、 ラインにて制度周知	○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		生活支援、窓口サービス課、こどもサポートネット事業、就学前こどもサポートネット事業、ハローワーク		
前年度実績		・現況届督促：2回 ・区HP（年間を通して掲載）、区ライン（8回）、広報紙（毎月）による制度周知 ・ひとり親家庭に対する相談窓口の認知度47.7%（区民意識調査） ・ひとり親サポーター相談件数：152件（うち、就職者数 12件） ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率：62.5%		
業績目標	実績	・ひとり親家庭に対する相談窓口の認知度：50%以上 ・ひとり親家庭サポーターへの相談件数 前年度以上	・ひとり親家庭相談窓口の認知度 51% ・ひとり親家庭サポーターへの相談件数 令和2年度 152件 令和3年度 150件	自己評価 △
成果目標	実績	・ひとり親サポーター、ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率 前年度以上	- 令和2年度 63% - 令和3年度 50%	×
中期展望		必要な支援、制度を利用し、安心して子育てをしながら自立生活を営むことができる状態。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		就業確保は、ひとり親家庭等が経済的に安定した生活を営むうえで必要な要素であるため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	4	質の高い教育をみんなに
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-4-7 3-1-6	子育てコンシェルジュ(利用者支援専門員)による子育て支援	令和3年4月1日 保健福祉課(こども・教育)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	「子ども・子育て支援新制度」に基づく利用者支援事業により利用者支援専門員を配置し連絡調整、連携・協働の体制づくり、地域の子育てプログラムの育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な制度やサービスの開発等を担いすべての家庭が安心して子育てができるよう、多様な保育サービスの内容や利用方法について広報し、相談支援や利用支援を行うことを目的とする。
	内容	・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域との連携を深めながら、地域の子育てプログラムの育成、地域課題の発見・共有に努め、地域で必要な制度やサービスの開発等に努める。 ・保育・教育サービスに関する広報、利用支援を行う。
	予算額(予算科目)	7,061千円(区CM:こども青少年局)
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	乳幼児と保護者、子育て支援関係者
委託関係	契約・入札方法	利用者支援専門員 会計年度任用職員・公募
	募集要項のポイント	保育士・社会福祉士
	仕様書のポイント	・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業
	選考委員等選考方式	

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月		-	-
6月	・区内の子育て情報、関係施設の提供 ・HP掲載の子育て情報の更新、配付用子育てマップ・子育てネットの発行(6月) (各施設からの情報収集及び調査により発行準備)	子育て応援ウィーク:区内関係施設へポスター掲示等の依頼(6月)	○	○
7月	・区内の子育て情報、関係施設の提供講座(事前予約制) ・利用者支援員アンケート実施(全区統一) ・子育て応援ウィーク	子育て応援ウィーク:広報紙掲載(7月) 子育てコンシェルジュ:保育所利用申込パンフレットへのチラシ折り込み(9月)	○	○
10月	・保育所一斉入所受付面接時にニーズ等についてアンケートを実施(区独自)		○	○
3月	・区内の子育て情報、関係施設の提供講座(参加者は事前予約制)		○	○
備考	《通年業務は以下のとおり》 区役所窓口や電話、SNS等の広報媒体を通じて、子ども・子育て制度についての問い合わせや保育を希望する保護者の方の相談に応じるとともに、保育・教育サービスに関する情報提供や案内及び積極的な広報を行う。 ・子育てサークルの巡回、及び出張相談・幼稚園、保育所新規入所にかかる相談・受付 ・関係機関との連絡調整 ・主任児童委員会に参加(奇数月の第4火曜日14:00～) ・毎月定例で子ども・子育てプラザとの情報共有 ・「きょうだいさんのための本」の活用、お母さん業界新聞との連携、事業の計画			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		子育て応援ウィーク		
イベント等開催関係	開催日時	8月3日～6日 9:30～17:00		
	開催場所	大正区役所内さわやか広場		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	子育て中の区民		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	子育てねっと情報(地域の親子が参加できる施設・サークル等の紹介) 秋の保育施設一斉申込みに向けての情報発信(幼稚園・保育所・認定こども園) 子育て支援情報の発信		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
動員の方法		ちらし・ポスター 広報紙・HP・ツイッター・FB		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		子育てコンシェルジュが対応した相談件数312件 保育所入所申込時に実施したアンケート調査の結果、相談に対する満足度100% 子育て相談窓口が区役所にあることを知っている人の割合、46.0%		
業績目標	実績	子育てコンシェルジュが対応する相談件数650件	子育てコンシェルジュが対応する 相談件数681件	自己評価 ○
成果目標	実績	区民意識調査において、子育て相談窓口が区役所にあることを知っている人の割合、65%以上 利用者満足度90%以上の維持(こども青少年局が実施する利用者(相談者)に対するアンケート調査結果による)	区民意識調査において、子育て相談窓口が区役所にあることを知っている人の割合:55.2%(R2:46%) こども青少年局が実施する利用者(相談者)に対するアンケート調査結果:「大いに役に立った」「役に立った」合計96.5%	×
中期展望		子育て世帯が安心して子育てできる環境をつくり、「住みたいまち」となっている状態をめざす。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		子育て相談窓口としてコンシェルジュが広く認知され、また、個々の相談を通じて利用者(相談者)の満足度が向上することは、本事業が子育て世帯の保護者の不安軽減につながり、ひいては大正区が安心して子育てができる環境となっていることとなるため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	16	平和と公正をすべての人に

修正履歴	予算額の修正。第1・2四半期広報スケジュール欄修正。イベント開催日時の確定。前年度実績欄の修正。
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-4-8 3-1-12 3-5-4 3-6-11	家庭児童相談	令和3年4月1日 保健福祉課(こども・教育)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	近年の家庭形態や家庭における養育機能の低下により、複雑化かつ増加している児童や家庭が抱える問題の解決と、家庭における児童の福祉の向上及び発達障がいのある児童が速やかに診断や医療、療育、教育等につながるための支援を図ることを目的とする。
	内容	家庭児童相談員(Ⅱ)を2名、臨床心理士1名を配置し以下の業務を行う。 ・こどもサポートネット、就学前こどもサポートネットの一員として参画 ・児童の性格、生活習慣、言語等の発達、いじめ、不登校、非行等に関する相談・支援 ・保育所、学校、窓口・電話、各種事業(乳幼児健診、発達相談、こどもサポートネット事業、就学前こどもサポートネット事業)からのつながった相談 ・要保護児童対策地域協議会・就学前こどもサポートネット事業・こどもサポートネット事業関係事務 ・家庭児童相談員(Ⅱ)は、虐待対応を担当 ・臨床心理士は乳幼児健診を担当
	予算額(予算科目)	7,280千円(区CM:こども青少年局) 3,144千円(区長)
	事業実施期間(回数)	令和3年4月～令和4年3月
	事業対象者(人数)	児童(18歳未満)
委託関係	契約・入札方法	家庭児童相談員(Ⅱ)・心理相談員(会計年度任用職員) 公募
	募集要項のポイント	家庭児童相談員:学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者・社会福祉士・臨床心理士等 心理相談員:臨床心理士・公認心理士
	仕様書のポイント	家庭児童相談員:家庭児童福祉に関する相談指導・児童虐待対応 心理相談員:児童の発達障がいを発見・対応・支援
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日～3月	家庭児童相談 要保護児童対策地域協議会業務		○
	4月5日	家庭児童相談・要保護児童対策地域協議会業務・就学前こどもサポートネット事業・こどもサポートネット事業 心理相談員の配置(乳幼児健診)・児童虐待対応	△	○
	7月5日	家庭児童相談・要保護児童対策地域協議会業務・就学前こどもサポートネット事業・こどもサポートネット事業 心理相談員の配置(乳幼児健診)・児童虐待対応	△	○
	10月5日	家庭児童相談・要保護児童対策地域協議会業務・就学前こどもサポートネット事業・こどもサポートネット事業 心理相談員の配置(乳幼児健診)・児童虐待対応	△	○
	1月5日	家庭児童相談・要保護児童対策地域協議会業務・就学前こどもサポートネット事業・こどもサポートネット事業 心理相談員の配置(乳幼児健診)・児童虐待対応	△	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		家庭児童相談		
イベント等開催関係	開催日時	通年		
	開催場所	子育て支援室		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校・親子関係等の相談対応 ・要保護児童等の調査、評価 ・要保護児童対策地域協議会業務 ・家庭児童相談数 要対協ケース28件 家庭児童相談員ケース80件(うち継続支援50件) ・支援事業等へつないだ割合 100%		
業績目標	実績	・心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校・親子関係等の相談対応 ・家庭児童相談数前年度以上	・心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校・親子関係等の相談対応を行った。 ・家庭児童相談数 126件	自己評価 ○
成果目標	実績	相談者に対して的確な相談援助を行い、ケースに応じて関係機関と連携した支援を行い、児童虐待の未然防止、早期発見を行う。 相談数のうち支援事業等へつないだ割合100%	・相談者に対して的確な相談援助を行い、ケースに応じて関係機関と連携した支援を行い、児童虐待の未然防止、早期発見を行った。 ・相談数のうち支援事業等へつないだ割合100%	○
中期展望		子育て世帯が身近な区役所で子育て相談できる環境をつくり、子育て世帯が「住みたいまち」となっている状態をめざす。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		家庭における児童に係る問題の解決には、身近な相談機関である子育て支援室において専門的な見地からの援助を行い、早期対応することが重要であるため。		

SDGsゴール	4	質の高い教育をみんなに
	5	ジェンダー平等を実現しよう
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	心理相談員の配置について追記
------	----------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-9 1-4-9	生活困窮者への自立支援 (生活困窮者自立相談支援事業)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	自ら支援を求めることが困難な人たちをはじめとする生活困窮者の早期の自立支援を図る目的で、生活困窮者自立相談支援事業を行う。
	内容	当事業は大正区社会福祉協議会に業務委託している。 (委託内容) ・生活困窮者を早期に把握し、複合的な課題に包括的・一元的に対応する自立相談支援機関の窓口(インコス大正)を区役所内に設置し、相談を受け付ける。自ら相談に訪れることが困難な場合はアウトリーチでの対応を図る。 ・アセスメントを行うことにより、自立相談支援機関が継続してプラン策定等の支援を行うか他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断する。 ・プラン案は生活困窮者自立支援法に基づく「住居確保給付金の利用」「総合就職サポート事業の事業者による就労支援」「子ども自立アシスト事業」等と同法に基づかない「生活福祉資金貸付事業(社会福祉協議会)」「生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワーク)」等を組み合わせて策定する。 ・支援調整会議によりプランの決定、定期的に評価を行い、目標達成まで支援を行う。 区の担当の役割は住居確保給付金の支給決定事務、支援調整会議に参加・協議し、決定事項を確認する、自立相談支援機関への後方支援として関係機関・関係部署との連携体制を構築することである。また事業の取組状況について自立相談支援機関とともに自己評価を行い、その結果を踏まえ改善を図っていく。
	予算額(予算科目)	福祉局予算
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区に居住する生活困窮者
	契約・入札方法	公募型企画提案(プロポーザル)方式
委託関係	募集要項のポイント	生活困窮者の自立にむけて包括的な支援の提供とアウトリーチの充実を図るため、様々な社会資源に関する知識と高度な相談支援技術を有する。
	仕様書のポイント	相談者等の状況に応じ、アウトリーチ支援を積極的に行う。
	選考委員等選考方式	福祉局主導で専門知識を有する外部委員を含めた選定会議において決定。

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5月3月	生活困窮者自立支援事業の実施 老人憩の家などを利用した出張窓口	区HP 区社協だより	△ △
6月5	4月5	生活困窮者自立支援事業の実施 区内中学校事業説明 チラシ設置場所の開拓	区HP／区広報紙 区社協だより チラシ設置(地域集会所、UR、市営住宅等)	○ ○
9月5	7月5	生活困窮者自立支援事業の実施 民生委員長会、地区社協会長会、見守り推進員連絡会事業説明 施設連絡会、居宅支援事業連絡会、障がい者事業所連絡会等事業説明	区HP チラシ配布(ふれあい喫茶等)	○ ○
12月5	10月5	生活困窮者自立支援事業の実施 「きらめきパーティ」フードドライブの実施	区HP 区社協だより チラシ配布(区民まつり)	○ ○
3月5	1月5	生活困窮者自立支援事業の実施 老人憩の家などを利用した出張窓口	区HP 区社協だより	○ ○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		就労支援事業との連携について、引き続き取り組む。		
前年度実績		令和2年度 相談受付件数 480件 令和2年度 就労にかかるプラン作成 143件のうち、就労達成 71件、就労率 49.7%		
業績目標	実績	相談受付件数 300件以上	相談受付件数 426件	自己評価 ◎
成果目標	実績	就労にかかるプラン作成を行った対象者のうち就労率70%	就労にかかるプラン作成を行った対象者のうち就労率55.6% (コロナ禍により求人数が減少)	×
中期展望		生活困窮者自立支援制度が地域に定着し、第二のセーフティネットとしての機能を果たすとともに、地域との情報共有により地域に根ざしたきめ細やかな支援を進める。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		就労し、職場定着することにより世帯収入の安定が図られることで、生活保護申請に至ることなく自立につながり、第2のセーフティネットとしての機能を果たすことに寄与するため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-10 1-4-10	生活困窮者への自立支援 (大正区生活困窮者支援会議)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	生活困窮者の早期発見、迅速な支援の開始、自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するため、生活困窮所自立支援担当をはじめとして、関係部署及び関係機関等が生活困窮者自立支援制度の理念及び生活困窮者の支援に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で生活困窮者の支援方法と各々の役割分担を議論し、地域を含めた支援機関での適切な支援につなげていく。
	内容	①生困シェア会議(実務者レベル:支援実務者会議(定期開催)・支援検討会議(随時開催)) ・区役所各窓口や関係機関に相談等のあった生活困窮事案についての情報共有 ・支援にかかる本人同意を得るためのアウトリーチの手法の検討 ・個別ケースについての支援方針の検討 ・関係機関の役割分担の検討 ・「総合的な支援調整の場」として位置づけ、各支援関係機関等が分野を越えて集い、支援方針、役割分担を協議・検討し、各支援関係機関等の連携により横断的に支援体制を構築 ②生活困窮者支援会議(代表者レベル) ・生困シェア会議の活動状況の報告・総括 ・生活困窮者支援の状況、課題の共有 ・地域資源に関する課題の検討 ・生活困窮者支援を通じたまちづくりに活かすための検討
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区に居住する生活困窮者
	契約・入札方法	—
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	生活困窮者支援会議の開催(3月) 生困シェア会議の開催(支援実務者会議:定期開催 ・支援検討会議:随時開催)		○ ○
	6月4日 5	開催月の変更 生困シェア会議の開催(支援実務者会議・支援検討会議:事案0件のため未開催)		○ ○
	9月7日 5	生活困窮者支援会議の開催(8-9月) 生困シェア会議の開催(支援実務者会議:定期開催 ・支援検討会議:随時開催)		○ ○
	10月1日 2月5	開催月の変更 生困シェア会議の開催(支援実務者会議:定期開催 ・支援検討会議:随時開催)		○ ○
	3月1日 5	生活困窮者支援会議の開催(2-3月) 生困シェア会議の開催(支援実務者会議:定期開催 ・支援検討会議:随時開催)		○ ○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		生活困窮者支援会議（大正区地域福祉推進会議）		
イベント等開催関係	開催日時	年2回 14時～16時		
	開催場所	大正区役所内会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	－		
	共催団体・組織等	－		
	後援団体・組織等	大正区社会福祉協議会（協力）		
	目標事業規模	【委員】北部地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、子ども・子育てプラザ、ケアマネージャー、区社協等 【学識経験者】1名 【区職員】区長、副区長、他関係各課職員		
	その他留意事項	－		
	イベント等 当日タイムテーブル	14時 14時5分 16時	開会、区長あいさつ 議題の検討、質疑応答 閉会	
	挨拶者	大正区長		
	来賓紹介	各分野の専門家会議のため来賓予定なし		
	祝電紹介の方法	－		
動員の方法	開催通知等の発送			
その他他課との連携等		区役所各担当課職員、各関係機関等との連携を密にする。		
前年度実績		生困シェア会議（支援実務者会議・支援検討会議）を4回開催 個別検討が必要と判断してから1週間以内に生困シェア会議（支援検討会議）1回目を開催する割合33％ 1回目の支援検討会議で支援方針を決定する割合100％		
業績目標	実績	生困シェア会議（支援実務者会議）を年間3回開催 ※支援検討会議は随時開催	生困シェア会議2回開催 ・支援実務者会議1回 ・支援検討会議1回	自己評価 ×
成果目標	実績	生活困窮者の早期発見及び迅速な支援開始 →個別検討が必要と判断してから1週間以内に生困シェア会議（支援検討会議）1回目を開催する割合100％ →1回目の支援検討会議で支援につながった割合50％	個別検討が必要と判断してから1週間以内に生困シェア会議（支援検討会議）1回目を開催した割合100％ 1回目の支援検討会議で支援につながった割合－％（該当会議なし）	○
中期展望		生活困窮者の自立の促進		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		生活困窮者を早期に発見し、迅速に支援を開始することで、生活困窮者の自立が促されるため		

SDGs目標番号	1	貧困をなくそう
	3	すべての人に健康と福祉を
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-5 障がいのある方へのサポート

◆ 目指すべき将来像

障がいのあるなしに関わらず、気軽にサポートしあい、誰もが自分らしく生きることのできる状態。

◆ 施策

障がいがある人の状況への理解を促進し「ともに生きる」意識と誰もがサポートし合える機運を醸成するとともに、気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

◆ 施策目標

「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」を構築し、行政・関係機関等のネットワークを緊密化することにより、障がい者基幹相談支援センターを核とする相談支援体制の充実・強化を図ります。

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-5-1	要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動）
1-5-2	大正区地域自立支援協議会の開催
1-5-3	障がい者・高齢者への虐待防止
1-5-4	障がい当事者や家族による電話相談窓口の設置
1-5-5	特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の配置
1-5-6	こころの健康の保持・増進

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-1 1-3-1 1-5-1 2-1-7	要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋地域の見守り体制づくりの推進）	令和3年4月1日 保健福祉課（福祉）		

項目		内容
事業・業務概要	目的 （事業の背景を含む）	災害発生時に自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）を避難支援する体制を構築するために必要な、地域における日ごろの見守り体制（見守りネットワーク）づくりを推進・強化する。
	内容	【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】（区CM自由経費） ・大正区社会福祉協議会の「見守り相談室」により、①「要援護者情報」の整備・管理②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を行う。 ・「地域見守り体制づくり推進事業」において配置する「見守り推進員」と連携し、支援を必要とする人の状況を把握する。 【地域見守り体制づくり推進事業】 ・各地域に「見守り推進員」を配置し、地域住民の相談援助を通じて地域の見守り体制づくりを推進する。 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「見守り相談室」と連携し、地域で得た要援護者の情報を共有する。 ・政策推進課と連携し、個別支援プランの策定に向けた地域への支援を行う。 ・新型コロナ過に対応した新しい見守りの形への対応に必要な措置を実施する。
	予算額（予算科目）	16,541千円（区CM自由経費） / 11,273千円
	事業実施期間（回数）	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者（人数）	大正区内の要援護者 / 大正区民
委託関係	契約・入札方法	特名随意契約（福祉局） / 特名随意契約（区）
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	・要援護者名簿（情報）の整備及び管理 ・認知症高齢者等の行方不明時の早期発見 ・地域における日ごろの見守り体制（見守りネットワーク）づくりを推進・強化 ・「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携
	選考委員等選考方式	—

スケジュール（実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等）		広報スケジュール	スケ	作業
（前年度）	1月5日 3月 ・事業実施状況の振り返り ・区と区社協の協議により次年度実施計画の策定 ・履行確認、翌年度契約		○	○
	4月5日 ・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会（ワーキング含む）【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・福祉局から、要援護者名簿の整備に必要な行政情報リストが送付【6月末】 ・第1四半期分前金払い【4月】、第2四半期分前金払い【6月】	4月：要援護者支援システムについてHPIに掲載（更新）	△	○
	7月5日 ・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会（ワーキング含む）【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・行政情報リストを整備し、見守り相談室に送付【整備：7月、送付：8月】 ・見守り相談室から同意確認文書送付【9月】 ・第3四半期分前金払い【9月】		○	○
	10月5日 ・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会（ワーキング含む）【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・福祉局から、要援護者名簿の整備に必要な行政情報リストが送付【12月末】 ・第4四半期分前金払い【12月】	11月：広報紙に掲載	○	○
	1月5日 ・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会（ワーキング含む）【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・行政情報リストを整備し、見守り相談室に送付【整備：1月、送付：2月】 ・見守り相談室から同意確認文書送付【3月】 ・履行確認、翌年度契約		△	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
来賓紹介		—		
祝電紹介の方法		—		
動員の方法		—		
その他他課との連携等		政策推進課と連携し、要援護者支援システムを構築する		
前年度実績		・同意確認文書の発送件数:632件(令和2年度) ・協定締結 1地域(令和2年度) ・区の広報紙掲載:1回(令和2年度) ・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が61.4%(令和2年度)		
業績目標	実績	・同意確認文書の 回答率100% ・要援護者支援システムについての協定締結(4地域) ・要援護者支援システムについての広報(区HP等のデジタル媒体への掲載、区広報紙2回)	・同意確認文書の 回答率100% ・要援護者支援システムについての協定締結(4地域) ・要援護者支援システムについての広報(区HP等のデジタル媒体への掲載、区広報紙1回)	自己評価
成果目標	実績	・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が61.4%以上	60.50%	△
中期展望		要援護者支援システムの運営主体である地域団体が円滑に運営するためには、地域住民のシステムに対する理解と協力が不可欠となる。 本事業を実施することで、要援護者名簿の精度を向上させるとともに、要援護者支援システムの認知度を上げる。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携により、地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化することで、地域が主体的に見守り活動をする機運が高まり、要援護者支援システムの構築につながるため。		

SDGs目標番号	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-6 1-4-3 1-5-2	大正区地域自立支援協議会の開催	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい者福祉にかかるシステムづくりに関し中核的な協議の場として大正区地域自立支援協議会を設置し、事例検討等を通じて課題や必要な情報を共有し、関係機関の連携を図る。構築されたネットワークを生かし、地域における障がい者への支援体制を充実していく。
	内容	・障がい者総合支援法89条の3にもとづき困難事例への対応や、地域の関係機関によるネットワーク構築等にかかる課題を協議するため、年6回(隔月)協議会を実施。 ・毎月、区役所で障がい者、その家族、事業所等を対象に無料相談会を行う。 ・相談支援事業所との意見交換会を開催し、年4回事例検討会を実施する。 ・区内の障がい支援事業所・児童通所事業所との意見交換会を開催し事業所間の連携を図る。 ・また、本協議会において協議、報告等がなされた事項は「地域福祉推進会議」に報告等を行い、施策提言につなげていく。
	予算額(予算科目)	112千円(消耗品費42千円、通信運搬費10千円、筆耕翻訳料60千円)
	事業実施期間(回数)	協議会を隔月に実施(年6回)。相談会を毎月実施。
	事業対象者(人数)	委員数 13名(R2年9月現在)
	契約・入札方法	-
委託関係	募集要項のポイント	-
	仕様書のポイント	-
	選考委員等選考方式	

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	次年度の実施内容にかかる企画・調整 「障がいのある方のための相談会」の周知方法、内容の改善等の検討 調整 第6回協議会(2月開催) 令和3年度年間スケジュールの検討		○
6月	4月5日 6月	第1回協議会(4月開催) 令和3年度年間スケジュールの確定 第2回協議会(6月開催) 区障がい者相談支援センターの運営評価		○
9月	7月5日	第3回協議会(8月開催) 障がい福祉サービス提供事業所との意見交換会		○
12月	10月5日 12月	第4回協議会(10月開催) 学習会の開催 第5回協議会(12月開催) 障がい児通所支援事業所意見交換会		△
3月	1月5日	第6回協議会(2月開催) 令和4年度年間スケジュールの検討		○
備考	毎月第3月曜日に相談会の開催 隔月、相談支援事業所連絡会議(事例検討会、情報共有)の開催 HPや広報誌への相談会開催記事の掲載			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		自立支援協議会		
イベント等開催関係	開催日時	4月から隔月開催		
	開催場所	大正区役所会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	区相談支援センター、区身体障害者団体協議会、障がい福祉サービス提供事業所、障がい者施設、相談支援事業所、区社会福祉協議会、区役所 計13名		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	情報交換、困難事例の共有、自立支援協議会の役割についての研修等 所要時間 1時間30分～2時間		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	開催通知の送付（年間会議予定は事前に配布）		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・協議会2回開催（内 意見交換会1回実施 アンケートの満足割合100%） ・計画相談事業所連絡会2回開催 ・相談会8回開催（利用人数 平均 0～1人）		
業績目標	実績	・区内のサービス提供事業所等との意見交換会を2回以上実施し事業所間の連携や情報交換等を行う。 ・交通機関（地下鉄・バス停）相談会の案内ビラを設置。区役所でも新規に障がい手帳を交付した方に相談会の案内を交付する。	・意見交換会についてはコロナの影響で、2回の開催となってしまったが、各機関で問題や解決方法の共有を図る事ができた。 ・バス停に相談会の案内ビラを設置。区役所では、手帳交付時ではなく、案内ビラを窓口に配架した。	自己評価 ○
成果目標	実績	・事業所との意見交換会において参加者アンケートを実施し、実践に役立ったと回答した割合が80%以上。 ・相談会の利用人数が平均して毎月3人以上	・意見交換会で実施したアンケートは、全員が役立ったと回答があり、100%を達成。 ・相談会の利用人数は毎月0～1人であった。	×
中期展望		行政・サービス提供事業所等が連携して支援していくため、サービス提供事業所等関係機関のネットワーク構築や各事業所のスキルアップを図り、必要とする自立支援サービスを適切に受けられる支援体制の整備を図る。また、障がいのある方が相談しやすい場をつくり、住み慣れた地域で安心して地域生活を送れる環境を整えていく。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		障がいのある方の生活支援の強化が図っていくために、相談支援事業所やサービス提供事業所が事例検討や意見交換による情報共有を重ね、関係者どうしのネットワークを構築し、実践に役立つスキルの向上を図る。また、住み慣れた地域で安心して地域生活を送れるために障がいのある方が相談できる機会を身近に感じてもらう。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-5 1-4-2 1-5-3	障がい者・高齢者への虐待防止	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい者及び高齢者の虐待の防止、早期発見及びその適切な支援の実施を図るために、障がい者や高齢者に関わる支援者や関係機関が情報を共有し連携協力していくことを目的とする。
	内容	① 高齢者虐待防止法、障がい者虐待防止法に基づき虐待対応を行う。 ② 通報受理窓口である地域包括支援センターや障がい者相談支援センターと連携し虐待対応を行うとともに、事業者向けに研修を開催するとともに、地域団体に虐待事案・件数等を報告。 ③ 虐待対応したケースについては特別の配慮が必要なことから施設入所関係書類と一元管理を行う。 ④ HP・SNS・広報紙・大阪市広報板・バス停掲示を活用し障がい者・高齢者虐待防止に関する相談窓口等の周知を図る。
	予算額(予算科目)	障がい者 8千円 高齢者 25千円(区CM自由経費・福祉局)
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	・年間スケジュールの検討・決定 ・HP作成		○
	4月～	【4月】大阪市広報板・バス停に虐待防止リーフレット・啓発物の掲示	HP更新	○
	7月～		HP更新	○
	10月～	・事業者向け研修	HP更新 10月 区広報紙	○
	3月～		HP更新	○
備考	・通年で虐待対応			

項目		内容		
講座・イベント・会議名				
イベント等 開催関係	開催日時			
	開催場所			
	区役所の主催等			
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル			
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		障がい者・高齢者の虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合 28.4% 虐待防止相談窓口の周知(広報紙9・11月 2回)、研修会の開催(1回)		
業績目標	実績	・HP、SNS、広報紙・大阪市広報板・バス停に 虐待防止相談窓口の周知(各1回) ・研修会の開催(1回)	周知: 広報紙(9月、11月) 研修会: 1回	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査で、障がい者・高齢者の虐待に 関する相談窓口を知っている区民の割合が、全 体の30%以上を目標とする。	28.4%	○
中期展望		地域住民や関係者が虐待に対する理解を深め、虐待に繋がる可能性のあるケースの相談が地域包括支援センターや障がい者相談支援センターに寄せられ、関係機関や関係団体が早期対応により虐待の発生を未然に防ぐ状況を創っていく。		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		虐待の相談窓口を知っている人が増え、相談が寄せられることで、区民の高齢者・障がい者虐待防止に対する意識の向上が図られ、虐待を未然に防ぐ状況につながっていく。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-5-4	障がい当事者や家族による電話相談窓口の設置	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	障がい当事者や家族という経験等を活かし、身近な地域で障がい者や家族の目線に立った相談援助を担い、区の地域実情の特性に応じた相談支援活動を行う。
	内容	身体障がい者相談員3名、知的障がい者相談員2名により、障がいのある方や家族からの電話相談を受けることのできる体制をつくり、身近な支援活動を進めていく。また、年に1回意見交換会を実施し、ニーズの把握や課題の共有、解決に向けた取り組みを進める。 ・十分な3密対策を講じ、テーマをもった意見交換会の開催(年1回) ・報酬(@1,900円/月・人)の支出(年2回、上半期分・下半期分) ・改選事務(2年毎)※次期相談員の改選:知的障がい者 R2.10.1、身体障がい者 R3.10.1) ・新型コロナ過に対応した身体・知的障がい者相談員による委嘱業務(電話相談窓口活動)の実施にかかる支援
	予算額(予算科目)	147千円(報償金137千円、筆耕翻訳料10千円)
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	障がい者相談員 5名(身体3名+知的2名)
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 3月	【1～3月】委嘱業務(電話相談窓口活動)の実施にかかる支援 【3月】研修会(市主催)開催案内の送付		○
	4月 6月	【4月～6月】委嘱業務(電話相談窓口活動)の実施にかかる支援 【4月】前年度下半期分の業務報告書受領・報償金支出		○
	7月 9月	【7～9月】委嘱業務(電話相談窓口活動)の実施にかかる支援 相談員の改選事務 障がい者相談員との意見交換会のテーマの検討		○
	10月 12月	【10～12月】委嘱業務(電話相談窓口活動)の実施にかかる支援 【10月】上半期分の業務報告書受領・報償金支出、相談員の委嘱事務 【11月～12月】障がい者相談員との意見交換会のテーマの検討、意見交換会は中止	△	○
	1月 3月	【1～3月】委嘱業務(電話相談窓口活動)の実施にかかる支援 意見交換会で把握したニーズや課題への対応 【3月】研修会(市主催)開催案内の送付	○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		障がい者相談員との意見交換会		
イベント等開催関係	開催日時	年1回		
	開催場所	区役所会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	身体障がい者相談員3名、知的障がい者相談員2名、区職員、区社会福祉協議会職員		
	その他留意事項	聴覚障がい者への手話対応		
	イベント等 当日タイムテーブル	13:30 開会 出席者自己紹介 意見交換 15:30 閉会		
	挨拶者	区長または副区長		
	来賓紹介	—		
祝電紹介の方法		—		
動員の方法		—		
その他他課との連携等				
前年度実績		相談員との意見交換会 年1回(令和2年度) 高齢者・障がいのある人の権利が守られ、暮らしやすいまちだと感じる区民の割合59.5%(令和2年度)		
業績目標	実績	相談員との意見交換会を開催し、課題・ニーズを把握する:年1回以上 (必要に応じて地域福祉推進会議に意見を反映する。)	意見交換会の中止 電話や手紙により意見聴取	自己評価 △
成果目標	実績	区民意識調査において、高齢者・障がいのある人の権利が守られ、暮らしやすいまちだと感じる区民の割合59.5%以上	59.7%	○
中期展望		高齢者・障がいのある人の権利が守られ、誰もが安心して暮らせる地域になっている状態。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		障がい者や家族の目線に立った相談援助の窓口が身近な地域にあることで、高齢者・障がいのある人の権利が守られ暮らしやすいまちだと感じることに寄与すると考えられるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-7 1-5-5 3-1-5	特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の配置	令和3年4月1日 保健福祉課（こども・教育）		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	発達障がいのある児童・生徒の行動面に対して、ソーシャルスキル等の社会性・対人関係構築や適応に向けた支援を行うため、特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）（会計年度任用職員）を区内小中学校に派遣する。
	内容	事業実施のため教育委員会事務局が定めている特別支援教育サポーター実施要項に基づき、区内小・中学校から区配置分の特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の配置申請を受領し、区配置分について配置決定を行う。採用手続き等については、教育委員会事務局が行う。 学期ごとに教育委員会事務局より、各学校における特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の活用状況を報告を受け、確認を行う。 また、学力向上支援サポーター（学びサポーター、学校力UPサポーター）の各校への配置状況についても、教育委員会事務局より報告を受け、確認を行う。
	予算額（予算科目）	2,167千円（報償金、交通費、旅費、損害保険料）【教育事務委員会事務局予算】
	事業実施期間（回数）	令和3年4月～令和4年3月
	事業対象者（人数）	市立小・中学校に在籍する発達障がい児童・生徒の活動をサポートするサポーター
委託関係	契約・入札方法	公募により募集
	募集要項のポイント	発達障がいに関する理解と知識を有する者、児童生徒とのかかわりの経験が豊富な者（教員、講師、NPO法人、福祉施設等での勤務経験を有する者、教育活動支援員）を募集する。
	仕様書のポイント	－
	選考委員等選考方式	－

スケジュール（実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等）		広報スケジュール	スケ	作業
（前年度）	1月5月3月 各学校からの区配置分の特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）について配置申請書を受領し、配付額の配分方法を検討のうえ、配置決定を行う。 申請により登録している特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）が、必要に応じて校内活動・校外活動に従事。 3月末までに次年度配分額決定通知		○	○
6月5月	各学校の特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）が、必要に応じて校内活動・校外活動に従事。		○	○
7月9月	各学校の特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）が、必要に応じて校内活動・校外活動に従事。 【7月】 教育委員会事務局より活用状況の報告を受け、確認を行う。		○	○
10月12月	各学校の特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）が、必要に応じて校内活動・校外活動に従事。 【12月】 教育委員会事務局より活用状況の報告を受け、確認を行う。		○	○
3月1月	各学校の特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）が、必要に応じて校内活動・校外活動に従事。 【3月】 教育委員会事務局より活用状況の報告を受け、確認を行う。		○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・大正区内小・中学校において13校実施 ・発達障がいサポーターを配置している学校への調査で、発達障がいを持つ児童・生徒のうち、サポーターが配置されたことにより、行動面で「改善が見られた」と回答する割合：100%		
業績目標	実績	学習支援以外の支援として朝の会や給食などの校内活動、遠足や社会見学などの校外活動において発達障がいのある児童・生徒をサポートし、安全確保や行動面支援を行うため、13校以上（前年度配置校）の実施をめざす。	14校（小・中全校）配置	自己評価 ○
成果目標	実績	地域の人材の活用などにより、発達障がいに対する周囲の理解が進んでいると回答する学校：10校以上	地域の人材の活用などにより、発達障がいに対する周囲の理解が進んでいると回答する学校：14校	◎
中期展望		特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の活用により、小学校から中学校への継続した支援を行い、将来の進学や就職に結びつける。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		発達障がいに対する周囲の理解が進むことにより、先生や他の児童・生徒とのコミュニケーションや関わりが増えることから、本人にも自信や希望が生まれ、将来の進学や就職についても前向きに考えることが期待できる。		

SDGsゴール	4	質の高い教育をみんなに
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-5-6	こころの健康の保持・増進	令和3年4月1日 保健福祉課(保健活動) 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	精神保健福祉相談や地域生活安定支援事業等を行うことにより、精神障がい者及びその疑いのある者の早期発見、早期治療の促進、回復途上の精神障がい者の日常生活圏の拡大や仲間づくり及び自立に向けた支援を行う。また、住民の精神障がい者への理解を深め、依存症やひきこもり・思春期問題などこころの病に関する正しい知識の普及を図り住民のこころの健康の保持・増進を図るとともに、専門医療機関との連携を強化して精神障がい者が相談しやすく生活しやすい環境を整備する。
	内容	【当事者及び家族に対して】 ・精神保健福祉相談 ・地域生活安定支援事業、家族教室、酒害教室 ・精神保健福祉相談員等による相談 【区民に対して】 ・広報紙・チラシ(病院・クリニック、地域包括支援センター、相談支援センターへ配布)で事業の周知やこころの病に関する正しい知識の啓発活動 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	1,263,600円(健康局所管 保健医療費 報償金・消耗品費・通信費)
	事業実施期間(回数)	【当事者及び家族に対して】 ①精神保健福祉相談【専門医による相談】:24回 ②地域生活安定支援事業、家族教室、酒害教室:各教室12回 ③精神保健福祉相談員等による相談:随時 【区民に対して】 ④広報紙・チラシ(病院・クリニック、地域包括支援センター、相談支援センターへ配布)でこころの病に関する正しい知識の啓発活動:11月にアルコール関連問題啓発週間があるため11月の広報紙に掲載予定
	事業対象者(人数)	【当事者及び家族に対して】 ①精神保健福祉相談(専門医による相談):42回24人35回70人 ②地域生活安定支援事業(地域生活向上教室):12回48人、家族教室:12回60人、酒害教室:12回120人 ③精神保健福祉相談員等による相談:2,330人 【区民に対して】 ④広報紙での疾病の啓発活動:随時
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月 事業評価 酒害教室を支援者(精神保健福祉士や介護支援専門員等)向け学習会として開催することの周知	次年度の広報紙・チラシ・ポスター作成	○	○
4月～6月	精神保健福祉相談:専門医 毎月第1木曜日、第2月曜日、第4月曜日(緊急事態宣言発令のため4月分を10月に変更予定)、相談員は常設で対応 ①地域生活安定支援事業(地域生活向上教室):毎月第3水曜日 ②家族教室:毎月第2水曜日 ③酒害教室:毎月第3水曜日 ①～③:5月及び6月は緊急事態宣言発令のため中止	広報紙 チラシ	○	○
7月～9月	精神保健福祉相談:専門医 毎月第1木曜日と毎月第4月曜日、相談員は常設で対応 地域生活安定支援事業(地域生活向上教室):毎月第3水曜日 家族教室:毎月第2水曜日 酒害教室:毎月第3水曜日	広報紙 チラシ	○	○
10月～12月	精神保健福祉相談:専門医 毎月第1木曜日と毎月第4月曜日、相談員は常設で対応 地域生活安定支援事業(地域生活向上教室):毎月第3水曜日 家族教室:毎月第2水曜日 酒害教室:毎月第3水曜日	広報紙 チラシ	○	○
3月	精神保健福祉相談:専門医 毎月第1木曜日と毎月第4月曜日、相談員は常設で対応 地域生活安定支援事業(地域生活向上教室):毎月第3水曜日 家族教室:毎月第2水曜日 酒害教室:毎月第3水曜日 事業評価	広報紙 チラシ	○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		未定		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
来賓紹介	—			
祝電紹介の方法	—			
動員の方法	—			
その他他課との連携等		—		
前年度実績		精神保健福祉相談：専門医による相談 17回（R3.3.17現在） 日常生活向上教室：11回 34人 家族教室：7回 39人 酒害教室：7回 68人 精神保健福祉相談員等による相談 1,485人（R2.4～R3.1） 区民意識調査において、心の健康の保持増進に役立つ具体的な方法を知っている人の割合 56.2%		
業績目標	実績	精神保健福祉相談：専門医による相談 24回 55人 日常生活向上教室：12回 60人 家族教室：12回 60人 酒害教室：12回 200人 精神保健福祉相談員等による相談：2,500人	精神保健福祉相談：専門医による相談 33回 79人 日常生活向上教室：8回 17人 家族教室：8回 33人 酒害教室：8回 86人 精神保健福祉相談員等による相談：1267人 コロナ感染拡大により実施回数、来所者が減少	自己評価 ×
成果目標	実績	区民意識調査でこころの健康の保持のため、具体的な手立てを知っていると回答する区民の割合 60%以上	区民意識調査でこころの健康の保持のため、具体的な手立てを知っていると回答する区民の割合 53.5%	×
中期展望		・日常生活において、こころの異変に早期に気づき、早期に受診することができる。 ・地域住民の精神障がい者への理解を深め、精神障がい者やその家族が相談・支援をすみやかに受けることができ、生活しやすい環境を整備する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		こころの病気については、恥ずかしい・認めたくないという人が多く、正しい知識が普及していないため、受診が遅れてしまうことが多い。また、周囲の理解が得にくい状況にあり、区民全体に正しい知識が普及すれば早期に受診できる環境整備ができる。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-6 健康寿命の延伸

◆ 目指すべき将来像

区民が食生活や運動に関心を持ち、生活習慣を見直し、特定健診やがん検診を通じて、自らの健康状態を把握し、積極的に社会参加することで健康を維持している状態。

◆ 施策

- ・ 運動に関する講座等の開催
- ・ 特定健診・がん検診の受診勧奨

◆ 施策目標

【区民意識調査】

- ・ 食生活の改善に取り組んでいる区民の割合：令和2年度までに20%以上
- ・ 健康の維持・増進に主体的に取り組んでいる区民の割合：令和2年度までに50%以上

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-6-1	がん予防・生活習慣病予防の推進
1-6-2	歯・口腔の健康の増進
1-6-3	高齢者の健康増進
1-6-4	食品衛生に関する相談・啓発
1-6-5	感染症対策の充実・強化
1-6-6	結核対策の充実・強化
1-6-7	狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の管理に関する啓発
1-6-8	そ族昆虫の防除

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-1	がん予防・生活習慣病予防の推進	令和3年4月1日 保健福祉課(健康づくり) 保健福祉課(保健活動)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	大正区の平均寿命は国平均、市平均を下回り、健康寿命(日常生活に制限のない期間)も同様である。死因別死亡では男女ともに悪性新生物(がん)が最も多く、全体の3割を占めており、その要因となる生活習慣病対策が必要である。がん及び生活習慣病の予防のためには正しい知識の普及と行動変容に向けた主体的な取り組みを促進することが重要であり、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、生涯を通じた健康の保持増進に資することを目的とする。
	内容	1 地域健康講座・健康相談 各地域の健康課題を把握し、課題解決に向けて、地域住民や関係機関と連携し、あらゆる機会をとらえて、あらゆる場所を利用して地域健康講座・健康相談を効果的に開催する。 2 健康情報発信 地域住民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康に関する情報を様々な情報手段(広報紙、区ホームページ、郵便局等の関係機関等)、特に非接触型のICTを活用して誰もがいつでも入手できるように内容の検討、作成・更新を行い、広く区民に効果的に発信する。 3 訪問指導 健康づくり・介護予防の観点から、継続した支援を必要とする者に対し、課内において所内検討会議を開催し、保健師等による訪問指導の実施の可否について決定し、継続訪問指導を実施する。 4 普及啓発 区民ががんを含めた生活習慣病に関連する疾病の予防のための正確な知識を学ぶこと、及び、疾病の早期発見、早期治療のために特定健診、がん検診の受診率向上を図ることを目的として、SNSを活用した新たな啓発を行う。 5 区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	健康局区CM予算【地域健康講座(壮年)】(報償金:10千円・消耗品費:27千円・印刷製本費:54千円・通信運搬費:1千円・委託料:7千円) 健康局区CM予算【訪問指導事業】(報酬:354千円・旅費:38千円・消耗品費:12千円・備品修繕費:1千円・医薬材料費:8千円・損害保険料:1千円・委託料:6千円) 区まち(健康増進普及啓発事業)予算(印刷製本費:180千円・委託料:124千円)
	事業実施期間(回数)	地域健康講座(随時)・健康情報発信(随時)・訪問指導(保健師活動により把握した継続支援を要すると判断した者)・特集号(特定健診、がん検診の新年度の年間計画及び検診の重要性、受診勧奨等を記載した保存版)の発行(1回)・広報紙及びホームページによる検診周知(12回)
	事業対象者(人数)	壮年期の大正区民
	契約・入札方法	—
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	がん予防・生活習慣病予防の推進の実施にかかる実施決裁		○
6月5日	4月5日	広報紙及びホームページによる各種検診の周知(月1回) 地域健康講座・健康相談・訪問指導 健康情報発信内容の検討及び作成	△	○
9月5日	7月5日	広報紙及びホームページによる各種検診の周知(月1回) 地域健康講座・健康相談・訪問指導 健康情報発信のデータ更新	○	○
12月5日	10月5日	広報紙及びホームページによる各種検診の周知(月1回) 地域健康講座・健康相談・訪問指導 健康情報発信情報のデータ更新	○	○
3月5日	1月5日	広報紙及びホームページによる各種検診の周知(月1回) 地域健康講座・健康相談・訪問指導 3月号広報紙にてがん検診等各種健診の啓発記事を掲載 健康情報発信情報のデータ更新及び今年度の評価と次年度計画	○	○
備考	定期的にSNS配信による啓発を行う。			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等				
前年度実績		R2年度地域健康講座：13回391名・訪問指導：実2件延8件 H31年度受診率：胃がん6.3%(849名)・大腸がん8.2%(1,801名)・肺がん6.5%(1,426名)・子宮頸がん8.2%(663名)・乳がん11.4%(893名) H31年度 特定健診受診率 22.7%(2,485名) R2年度区民意識調査において、「自分や家族の健康維持・増進に取り組んでいる」と回答した者の割合 73.1%		
業績目標	実績	地域健康講座・健康相談・訪問指導(随時) 広報紙(12回)・HP・Facebook・Twitterによる周知(12回) 広報紙(特集号)による周知・啓発(1回)	地域健康講座・健康相談・訪問指導(15回延べ206名) 広報紙(6回) 生活習慣病周知啓発ポスター作成(三師会・地域掲示板・駅及びバス停掲示)	自己評価
成果目標	実績	・区民意識調査において、「自分や家族の健康維持・増進に取り組んでいる」と回答した者の割合80%以上 ・がん検診受診率：胃がん7%以上 大腸がん9%以上 肺がん7%以上 子宮頸がん9%以上 乳がん12%以上 ・特定健診受診率：前年度より増 23.0%以上	・区民意識調査において、「自分や家族の健康維持・増進に取り組んでいる」と回答した者の割合77.2% ・令和2年度がん検診受診率：胃がん5.1% 大腸がん6.6% 肺がん5.1% 子宮頸がん7.9% 乳がん9.4% ・特定健診受診率：令和2年度20.60%	×
中期展望		区民の健康増進・健康寿命の延伸		
成果目標が中期展望に寄与する理由		「健康づくり」を意識した行動変容や検診受診によるがんや生活習慣病の早期発見・早期治療が区民の健康増進・健康寿命の延伸に寄与するため		
SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を		
	—			
	—			
修正履歴				

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-2	歯・口腔の健康の増進	令和3年4月1日 保健福祉課(健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第2次後期)」に基づき、区民の健康寿命の延伸にかかわりの深い、う蝕や歯周病の予防の早期発見・早期治療につなげる歯科保健施策を積極的に展開することにより、区民の歯科保健に関する意識を高め、家庭における健康管理に資することを目的とする。
	内容	【歯科健康相談】(区保健福祉センターで実施) ・がん検診実施時に併設し、希望する市民に対して、歯科医師が「歯の健康」に関する個別相談や必要に応じて口腔内観察及び専門的見地からの助言や指導を行う。また、65歳以上の方で口腔機能の低下が認められる場合は、介護予防事業等の紹介や保健指導の対象者となることから、保健福祉センターの常設健康相談を紹介する。実施に当たっては、区歯科医師会、府歯科衛生士会に従事者の選任を依頼し、従事する歯科医師、歯科衛生士を雇上げる。 【周知・啓発】 ・歯科健康相談・歯周病検診・後期高齢者医療歯科健診の周知・啓発や特に、歯の健康を守ることとは、全身の健康を守ることに直結するものであり、区民に対して『歯・口腔の健康』に関する啓発・広報活動を行う。 ・他の案内(がん検診・3歳児健康診査等)にチラシを同封するなど新たな周知方法を検討する。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	健康局予算(報償金:125千円・消耗品費:2千円)
	事業実施期間(回数)	年4回・通年
	事業対象者(人数)	大阪市民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月 歯科健康相談の実施にかかる実施決裁 歯科医師、歯科衛生士の雇上げにかかる実施決裁		○	○
6月～4月	歯周病検診・後期高齢者医療歯科健診(委託医療機関にて随時) 歯科健康相談(1回) 雇上げ歯科医師、歯科衛生士への報償金支払事務 『歯・口腔の健康』に関する啓発・広報活動	広報紙 HP	○	○
9月～7月	歯周病検診・後期高齢者医療歯科健診(委託医療機関にて随時) 歯科健康相談(1回) 雇上げ歯科医師、歯科衛生士への報償金支払事務 『歯・口腔の健康』に関する啓発・広報活動	広報紙 HP	○	○
12月～10月	歯周病検診・後期高齢者医療歯科健診(委託医療機関にて随時) 歯科健康相談(2回) 雇上げ歯科医師、歯科衛生士への報償金支払事務 『歯・口腔の健康』に関する啓発・広報活動	広報紙 HP	○	○
3月～1月	歯周病検診・後期高齢者医療歯科健診(委託医療機関にて随時) 歯科健康相談(1回) 雇上げ歯科医師、歯科衛生士への報償金支払事務 3月号広報紙に次年度のがん検診・各種健診・歯科健康相談の案内(保存版)を掲載 『歯・口腔の健康』に関する啓発・広報活動	広報紙 HP	○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		歯科健康相談		
イベント等開催関係	開催日時	年4回、がん検診に併設して開催		
	開催場所	大正区役所		
	区役所の主催等	その他(広報及び会場の提供)		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	歯科健康相談受付(13:30~14:30) ※(9:30~10:30)の場合あり ※(18:30~19:30)の場合あり		
	挨拶者	—		
来賓紹介		—		
祝電紹介の方法		—		
動員の方法		区で広報を行う		
その他他課との連携等		健康局		
前年度実績		年3回(計7人)		
業績目標	実績	歯科健康相談(4回) 啓発・広報活動(4回)	歯科健康相談(4回) 啓発・広報活動(4回)	自己評価
				○
成果目標	実績	区民意識調査に新たに歯・口腔の健康の増進について意識をしているかの項目を加え、意識している区民の割合が50%以上	未実施	×
中期展望		生涯にわたり自分の歯の喪失を減らすために歯科健診を受診することにより、健全なそしゃく能力を維持し、健康寿命の延伸につなげる		
成果目標が中期展望に寄与する理由		歯科疾患は自覚症状を伴わずに発生することが多く、疾患がある程度進行した時点で症状が生じる。そのため、定期的に歯科健診を受診して、早期発見・早期治療の習慣を維持することが歯の喪失を抑制し、健康寿命の延伸に寄与するから		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-3	高齢者の健康増進	令和3年4月1日 保健福祉課(保健活動) 保健福祉課(健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	・大正区の高齢化率は31.7%(令和元年)と市内で3番目に高く、今後も増加する見込みであり、高齢者が自ら要介護状態になることを予防することが重要である。 ・高齢者が健康づくりに主体的に取り組むことができるよう「健康講座」等を実施し、要介護状態になることを予防し、ひいては健康寿命の延伸を図ることにつながる。 ・高齢者だけでなく地域全体が高齢者の健康づくりに対する理解を深め、高齢者の健康づくり活動を支える担い手を増やし、活動しやすい環境をつくる。
	内容	1 高齢者の健康づくりに関する情報発信 地域住民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、高齢者の健康づくりに関する情報提供を様々な手段(広報紙、区ホームページ等)、特にICTを活用し、誰もがいつでも情報を入手できるよう効果的にを行い、広く区民に効果的に発信する。 2 健康講座・健康相談の開催 地域特性を活かして関係機関や地域住民・民間企業と連携し、あらゆる機会をとらえて、あらゆる場所を利用して健康講座・健康相談を効果的に開催する。 3 健康わくわく塾11回(1回あたり約30人) 広く地域住民を対象に、健康づくりや介護予防(いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操含む)等講演及び実技を実施する。加えて、講座終了時に内容の習熟度、受講後の行動変容を把握するための評価の場を設ける。また、来所困難な住民に対し広く情報提供するために、ICTを活用し、誰もがいつでも入手できるように情報発信する。 4 地域に対する情報提供 地域活動協議会において、地域における高齢者の健康づくり活動(いきいき百歳体操等)の現状について情報提供を行い、地域資源に対する理解と協力を得る。 5 区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	福祉局区CM予算【介護予防地域健康講座】(報償金:58千円・消耗品費:105千円・印刷製本費:30千円・通信運搬費:1千円・使用料:1千円) 福祉局区CM予算【地域健康情報発信事業】(印刷製本費:41千円) 福祉局区CM予算【健康づくりひろげる講座】(報償金:47千円・消耗品費:44千円・通信運搬費:34千円)
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	健康講座:健康講座・健康相談 1回あたり10～20人各地域2回以上 健康わくわく塾6回程度(1回あたり約30人)
	委託関係	
契約・入札方法		—
募集要項のポイント		—
仕様書のポイント		—
選考委員等選考方式		—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	健康講座についての事業評価及び実施決裁	HP及びFacebook・Twitterに掲載	○
6月	4月～5月	健康わくわく塾 健康講座・健康相談 高齢者の健康情報発信内容の検討及び作成	広報紙、HP、ポスター Facebook・Twitter	○
9月	7月～8月	健康わくわく塾 健康講座・健康相談 高齢者の健康情報発信内容のデータ更新	広報紙、HP、ポスター、 Facebook・Twitter	○
12月	10月～11月	健康わくわく塾 広報、SNS等にて介護予防について情報発信 健康講座・健康相談 高齢者の健康情報発信内容のデータ更新	広報紙、HP、ポスター、 Facebook・Twitter	○
3月	1月～2月	健康講座・健康相談 健康情報発信にかかる情報のデータ更新及び今年度の評価と次年度計画	チラシ・ポスター HP、Facebook・Twitter ※報告記事掲載	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		健康講座・健康相談		
イベント等開催関係	開催日時	未定		
	開催場所	地域等		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	未定		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・介護予防健康講座・健康相談:17回 延312人(R2.4～R3.2) ・区民意識調査において、介護予防・認知症予防に資する具体的な方法を認知している区民の割合 46.5% ・要支援1・2の割合 37.5%(R元年度)		
業績目標	実績	・関係機関等との連携による健康講座・健康相談 20回以上 ・民間企業との連携による健康相談 4回以上 ・健康わくわく塾 6回 延120人以上 ・地域支援における介護予防活動に関する情報提供回数(地域活動協議会における情報提供2回以上)	・関係機関等との連携による健康講座・健康相談(いきいき教室9回・他43回) ・民間企業との連携による健康相談未実施 ・健康わくわく塾 11回 延325人 ・地域支援における介護予防活動に関する情報提供回数(地域活動協議会における情報提供2回)	自己評価 ×
成果目標	実績	① 区民意識調査で「介護予防・認知症予防」に資する具体的な方法を認知している区民の割合50%以上 ② 要支援1・2(ほとんど自力で日常生活を過ごすことができるが、一部介助が必要となときがある状態)のかたの前年度割合の増加 37.5%以上	① 区民意識調査で「介護予防・認知症予防」に資する具体的な方法を認知している区民の割合50.4% ② 要支援1・2(ほとんど自力で日常生活を過ごすことができるが、一部介助が必要となときがある状態)のかたの前年度割合の増加 36.1%	△
中期展望		・高齢者が主体的に健康づくりに取り組み、要介護状態を予防することができる体制をつくる。 ・地域全体が高齢者の健康づくりに対する理解を深め、高齢者が活動しやすい環境を整備することで、自立した日常生活を送ることができる。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		高齢者が主体的に健康づくりに取り組むためには、地域住民全体の理解が必要であり、誰もが安心して暮らし続ける機運を高められるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	講座名称及び回数変更:「げんきアップスクールinたいしょう」6回から「健康わくわく塾」11回
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-4	食品衛生に関する相談・啓発	令和3年4月1日 保健福祉課(健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康保護を図る。
	内容	・家庭での食中毒予防や市内の飲食店で頻発しているカンピロバクター食中毒予防等の啓発について、広く区民に情報提供を行うために、様々な手段(広報紙、HP等)、特にICTを活用して、誰もがいつでも入手できるよう情報発信する。 ・食品衛生に係る区民からの相談に対応する。 ・食品の提供にあたっての衛生指導を行う。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	・食中毒予防月間(7月) ・事業所又は区役所主催の講座における衛生教育(2回程度)
	事業対象者(人数)	・事業所又は区役所主催の講座における衛生教育:計40人程度
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5月 3月		—	—
	4月 6月		—	—
	7月 9月	食中毒予防月間における各種啓発(7月) 社会福祉協議会における衛生教育(9月)	広報紙・HP・ポスター・フェイスブック・ツイッター・ライン・食中毒注意報の庁内掲示(7~9月)	○
	10月 12月	ノロウイルス防除の啓発(11月)	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン	○
	1月 3月		○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		事業所又は区役所主催の講座における衛生教育:1回 食品衛生に係る相談受付:13件、臨時出店届の受付:0件 家庭における調理時に食中毒防止に向けた取組みを意識している人の割合93.4%		
業績目標	実績	・広報紙による周知(2回) ・HP・SNSによる周知(4回以上) ・臨時出店において、食中毒が発生しないよう、届出者に対し、取扱食品の原材料・調理方法等を事前に書面で報告させ、食中毒予防に関する助言を行う。	・広報紙による周知(3回) ・HP・SNSによる周知(4回) ・臨時出店において、食中毒が発生しないよう、届出者に対し、取扱食品の原材料・調理方法等を事前に書面で報告させ、食中毒予防に関する助言を行った。(臨時出店届の受付:1回)	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査で、家庭における調理時に、手洗いの実践や食肉の十分な加熱など、食中毒防止に向けた取組みを意識している人の割合 85%以上 ・臨時出店での食中毒事件の発生件数 0件	・家庭における調理時の食中毒予防に向けた取組みを意識している人の割合:94.6% ・臨時出店での食中毒事件の発生件数:0件	◎
中期展望		区における食品衛生指導の窓口として、学校、町会、講習会受講者など消費者に対する啓発・指導を継続することにより、区民に食中毒予防に関する知識や食品の衛生的な取扱いが浸透する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		家庭や臨時出店先において食中毒が発生しないことや、食品衛生の意識が向上することは、食中毒予防に関する知識や食品の衛生的な取扱いが浸透していることの裏付けとなるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	・社会福祉協議会における衛生教育を第3四半期から第2四半期に変更 ・第2、第3四半期の広報スケジュールにラインを追加
------	---

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-5	感染症対策の充実・強化	令和3年4月1日 保健福祉課(健康づくり) 保健福祉課(保健活動)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	感染症に関する啓発を行い、感染経路を正しく理解して予防行動と早期発見・早期治療を促し、発症予防や感染症拡大阻止を目的とする。
	内容	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新たな生活様式(三密を回避、手指消毒やマスクの着用、室内の換気の徹底等)が浸透するよう、SNSや広報紙、掲示板等、あらゆる媒体を活用して啓発する。また、新型コロナウイルスワクチン接種については関係機関と連携しながら円滑に実施する。(区民ホール等で実施予定) ・MRワクチンの接種率向上をはかるため、乳幼児健診時の個別接種勧奨、保育所・就学前説明会会場等での健康教育を実施する。 ・乳児の先天性風しん症候群予防のため、国による風しんの追加的対策が行われ、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象に令和4年3月31日までの3年間に限り、風しん抗体検査及び予防接種を公費負担により実施する。 ・大阪市として、乳児の先天性風しん症候群予防のため、妊娠を希望する女性と国による風しんの追加的対策の対象者以外の妊娠を希望する女性の配偶者(妊婦の配偶者含む)を対象に風しん抗体検査を公費負担により、また、予防接種を費用の償還払いにより実施する。 ・感染症発生時に疫学調査・指導を実施する。 ・定期接種について、外出自粛要請等の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、被接種者が定期接種を控えることのないように、十分な情報発信を行う。 ・新型コロナウイルス感染症について、咳や発熱症状について他の感染症との違いにかかる情報発信を行い、早期受診を促す。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	区民・MRワクチン接種(Ⅰ期・Ⅱ期)対象者
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5月3月 乳幼児健診におけるMRワクチンの個別接種勧奨にかかる実施決裁 保育所・幼稚園・子育て関連施設におけるMRワクチン接種勧奨の健康教育にかかる実施決裁	広報紙・HP・Facebook・Twitter・チラシ・ポスター作成	○	○
6月5月	乳幼児健診におけるMRワクチンの個別接種勧奨(月2回) 保育所・幼稚園・子育て関連施設におけるMRワクチン接種勧奨の健康教育	広報紙・HP・Facebook・Twitter・チラシ・ポスター作成	○	○
7月9月5月	乳幼児健診におけるMRワクチンの個別接種勧奨(月2回) 医師会・歯科医師会・薬剤師会に定期接種勧奨の情報発信の協力依頼 保育所・幼稚園・子育て関連施設にMRワクチン等定期接種勧奨の情報発信の協力依頼	広報紙・HP・Facebook・Twitter・チラシ・ポスター作成	○	○
10月12月5月	乳幼児健診におけるMRワクチンの個別接種勧奨(月2回) 小学校就学前説明会におけるMRワクチン接種勧奨の健康教育にかかる実施決裁 医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力を得て定期接種勧奨の情報発信のポスターによる啓発 保育所・幼稚園・子育て関連施設の協力を得てMRワクチン等定期接種勧奨の情報発信のポスターによる啓発	広報紙・HP・Facebook・Twitter・チラシ・ポスター作成	○	○
3月1月5月	乳幼児健診におけるMRワクチンの個別接種勧奨(月2回) MRⅡ期対象者について、小学校就学前説明会におけるMRワクチン接種勧奨の健康教育 MRⅡ期対象者について、未接種者リストをもとに保護者に個別電話勧奨 医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力を得て定期接種勧奨の情報発信のポスターによる啓発 保育所・幼稚園・子育て関連施設の協力を得てMRワクチン等定期接種勧奨の情報発信のポスターによる啓発	広報紙・HP・Facebook・Twitter・チラシ・ポスター作成	○	○
備考	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の啓発(通年)			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		乳幼児健診時及び小学校就学前説明会におけるMRワクチン接種勧奨の健康教育		
イベント等開催関係	開催日時	1歳6か月児・3歳児健診開催時・令和3年度小学校就学前説明会開催時		
	開催場所	区保健福祉センター・区内市立小学校		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		区内市立小学校・保健所感染症対策課		
前年度実績		H31年度MRⅠ期接種率:81.4% H31年度MRⅡ期接種率:93.3% 麻しん・風しん集団発生前年度0件		
業績目標	実績	乳幼児健診時にMRワクチン個別勧奨を漏れなく実施する。 MRワクチン未接種者リスト対象者全員に電話による受診勧奨を行う。	乳幼児健診時にMRワクチン個別勧奨を漏れなく実施した。 MRワクチン未接種者リスト対象者全員に電話による受診勧奨を行った。	自己評価 ○
成果目標	実績	MRⅡ期ワクチン接種率94%以上 麻しん・風しんの集団発生0件	MRⅡ期ワクチン接種率92.4%(令和2年度) 麻しん・風しんの集団発生0件	△
中期展望		麻しん・風しんのまん延防止 先天性風しん症候群の発生を予防 感染症に対する区民の関心を深め、適切な予防行動を行うことによる健康の保持・増進		
成果目標が中期展望に寄与する理由		MRワクチン接種の啓発・勧奨活動の強化によるMRワクチン接種率の向上が、麻しん・風しんのまん延防止に効果的なため		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-6	結核対策の充実・強化	令和3年4月1日 保健福祉課(健康づくり) 保健福祉課(保健活動)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	大阪市における結核罹患率(人口10万人あたりの新規登録患者数)の25.6に比し、大正区における結核罹患率は27.0(令和元年)となっており、市平均を上回る状況が続いていることから、結核対策の充実・強化が重要な課題となっている。そのために結核の早期発見及びまん延防止のための結核健診、罹患防止のための乳児期のBCGワクチン接種、医療費の公費負担による治療の徹底や患者管理指導を目的としている。
	内容	・区民に対する結核予防の周知・啓発を行う。 ・結核発生時の疫学調査、指導の実施。 ・1歳の誕生日前日までの乳児を対象に、毎月第4木曜日に雇上げ医師によるBCGワクチン接種を行う(予約不要)。未接種者の保護者宛てに接種勧奨を行う。 ・大阪市に在住する15歳以上の市民を対象に、毎月1回胸部X線撮影による結核健診を行う(予約不要)。 ・全結核患者と保健福祉センターが必要と判断した患者を対象に、年3回、コホート検討会を行う。 ・大正区として高齢者層の罹患率が高いことから、高齢者層に接する機会の多い、居宅介護支援事業者等介護保険事業者に対する結核対策の周知・啓発のための学習会を対面以外のSNS等非接触方法も取り入れて行い、結核健診受診の啓発、事業従事者の感染防止の啓発を行う。 ・結核にかかる啓発について、新型コロナウイルス感染症をはじめとする咳や発熱症状の区別にかかる情報発信を行い、早期受診を促す。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	健康局予算(報償金:619千円・普通旅費:11千円)
	事業実施期間(回数)	BCGワクチン接種(月1回)・結核健診(月1回・追加1回)・コホート検討会(年3回)・介護保険事業者向け学習会(年2回)
	事業対象者(人数)	BCGワクチン接種(1歳未満の乳児)・結核健診(15歳以上の市民)・介護保険事業者
	委託関係	
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	結核対策の充実・強化の実施にかかる実施決裁 BCGワクチン接種医師・コホート検討会参画医師の雇上げにかかる実施決裁		○
6月5日	4月5日 5月	BCGワクチン接種(月1回) 結核健診(月1回) 雇上げ医師への報償金支払事務(月1回)、ミニコホート検討会(1回)	広報紙・HP・Facebook・Twitter・LINE・チラシ・ポスター	○
9月5日	7月5日 8月	BCGワクチン接種(月1回) 結核健診(月1回)(追加1回) 雇上げ医師への報償金支払事務(月1回)	広報紙・HP・Facebook・Twitter・LINE・チラシ・ポスター	△
12月5日	10月5日 11月	BCGワクチン接種(月1回) 結核健診(月1回) コホート検討会(1回) 雇上げ医師への報償金支払事務(月1回)	広報紙・HP・Facebook・Twitter・LINE・チラシ・ポスター	△
3月5日	1月5日 2月	BCGワクチン接種(月1回) 結核健診(月1回) コホート検討会(1回) 雇上げ医師への報償金支払事務(月1回)	広報紙・HP・Facebook・Twitter・LINE・チラシ・ポスター	○
備考	・結核予防にかかる啓発及び症状からみた新型コロナウイルス感染症等との見分け方についての情報発信(通年) ・患者面接(随時)			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		BCGワクチン接種・結核健診・コホート検討会・介護保険事業者向け学習会		
イベント等開催関係	開催日時	BCGワクチン接種(毎月第4木)・結核健診(月1回・追加1回)・コホート検討会(年3回)・介護保険事業者向け学習会(年2回)		
	開催場所	BCGワクチン接種(区民ホール)・結核健診(X線室)・コホート検討会(301会議室)・介護保険事業者向け学習会(未定)		
	区役所の主催等	その他(広報及び会場の提供)		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	BCGワクチン接種 13:30~14:30 結核健診 10:00~11:00 コホート検討会 9:30~11:30 介護保険事業者向け学習会 未定		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	区で広報を行う(コホート検討会を除く)		
その他他課との連携等		保健所感染症対策課・介護保険事業者向け学習会は地域包括支援センターの協力を得る		
前年度実績		BCGワクチン接種(H31:360人)・結核健診(R2:35人)・コホート検討会(R2:2回)・結核罹患率【大正区】(H31:27.0)・新登録患者に対する初回面接実施率100%		
業績目標	実績	・BCGワクチン接種(月1回) ・結核健診(月1回・追加1回) ・コホート検討会(年3回) ・介護保険事業者向け学習会(年2回) ・新登録患者に対する初回面接(随時)	・BCGワクチン接種(月1回) ・結核健診(月1回) ・コロナの影響にて、コホート検討会(年1回)、ミニコホート検討会2回/年 ・新登録患者に対する初回面接(19回)	自己評価 ×
成果目標	実績	・BCGワクチン接種率100%(制度拒否者を除く) ・結核健診の受診者数について、70人以上の受診者数をめざす ・大正区における結核罹患率について、26.0%以下 ・新登録患者に新登録患者に対する初回面接実施率100%	・BCGワクチン接種率100%(制度拒否者を除く) ・結核健診の受診者数48人 ・大正区における結核罹患率について、27.0%(令和元年) ・新登録患者に新登録患者に対する初回面接実施率100%	×
中期展望		結核の早期発見・早期治療、まん延防止による罹患率の低下		
成果目標が中期展望に寄与する理由		BCGワクチン接種による乳児の感染予防、罹患率の高い高齢者の結核健診の受診者数を増加させることにより、結核の早期発見、早期治療につなげ、あらたな感染予防により罹患率の低下に寄与させるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	コホート検討会1回目の開催時期の変更:第二四半期から第一四半期へ
------	----------------------------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-7 2-3-4	狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の管理に関する啓発	令和3年4月1日 保健福祉課(健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	狂犬病の蔓延を防止するとともに、動物の適正飼養の推進及び野生鳥獣の管理に関する知識の普及を図る。
	内容	・狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射を推進する。 ・動物愛護管理法に基づき、動物の飼養者に飼い方指導や終生飼養の啓発指導を行う。 ・道路上に放置されたフンの周りを黄色いチョークで囲み、飼い主に注意喚起する「イエローチョーク作戦」について、令和2年度の試行実施方法及び結果等を、ICTを活用して区民に広く情報発信する。 ・動物の飼養に関する区民からの苦情相談に対応する。 ・野生鳥獣(カラス・ハト・イタチ等)による生活環境被害の防除について啓発指導する。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	健康局予算(通信運搬費:146千円、消耗品費:4千円)
	事業実施期間(回数)	狂犬病予防注射の案内通知書発送(3月)、狂犬病予防集合注射(3会場) 犬猫を正しく飼う運動強調月間(4月、10月)
	事業対象者(人数)	狂犬病予防注射の案内通知発送(約2400頭の犬の飼養者)、狂犬病予防集合注射(約400頭の犬の飼養者) 犬猫を正しく飼う運動強調月間(動物の飼養者全般)
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	未注射犬の飼い主に対する注意指導 狂犬病予防注射の案内通知書発送 カラスの営巣調査及び子育て中のカラスに関する啓発	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ポスター	○	○
4月5日	狂犬病予防集合注射(3会場) 狂犬病予防注射接種勧奨の広報 犬猫を正しく飼う運動強調月間(各種媒体により区民全体に周知するとともに、保健所西部生活衛生監視事務所と連携し、過去に苦情があった地区を中心に区内を広報宣伝する。) 所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)の広報	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン・ポスター・広報車による広報	○	○	
7月5日	未注射犬の飼い主に対する注意指導		○	○	
10月5日	犬猫を正しく飼う運動強調月間(各種媒体により区民全体に啓発するとともに、保健所西部生活衛生監視事務所と連携し、過去に苦情があった地区を中心に区内を広報宣伝する。) 未注射犬の飼い主に対する注意指導	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン・ポスター・広報車による広報	○	○	
3月5日	未注射犬の飼い主に対する注意指導 狂犬病予防注射の案内通知書発送 狂犬病予防注射接種勧奨の広報 所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)の広報 カラスの営巣調査及び子育て中のカラスに関する啓発	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン・ポスター・広報車による広報	○	○	
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		狂犬病予防集合注射		
イベント等 開催関係	開催日時	4月第4週		
	開催場所	鶴町中央公園、泉尾上公園及び大正区役所		
	区役所の主催等	共催		
	その他主催団体・組織等	－		
	共催団体・組織等	保健所西部生活衛生監視事務所及び狂犬病予防注射実施事業者		
	後援団体・組織等	－		
	目標事業規模	約400頭		
	その他留意事項	－		
	イベント等 当日タイムテーブル	AM 狂犬病予防集合注射会場周辺の広報 13:00～13:30 会場設営 13:30～16:00 狂犬病予防集合注射実施 16:00～16:30 片付け		
	挨拶者	－		
	来賓紹介	－		
	祝電紹介の方法	－		
	動員の方法	－		
その他他課との連携等		保健所西部生活衛生監視事務所（現場調査及び広報活動）		
前年度実績 （R3.3.16現在）		区内狂犬病予防注射頭数：1,565頭（63.1%） （うち集合注射会場での注射頭数：0頭） 過去3年間（平成30年～令和2年）狂犬病予防注射が未注射である犬の頭数：538頭 飼い犬に関する苦情受付件数：26件、猫に関する苦情受付件数：112件 犬・猫の引取り数：31匹 飼い主からの犬・猫の引取り件数：0件/相談件数：4件		
業績目標	実績	・過去3年間狂犬病予防注射が未注射である犬のすべての飼養者に対し、電話及び訪問による注射実施の指導を行う。 ・「犬・猫を正しく飼う運動強調月間」や個別の苦情に応じた動物の適正飼養の指導・啓発を行う。 ・広報紙による周知（5回） ・HP・SNSによる周知（5回以上）	・過去3年間狂犬病予防注射が未注射である犬の全飼養者に対する調査・指導：延べ489人 ・広報紙による周知（5回） ・HP・SNSによる周知（8回）	自己評価 ○
成果目標	実績	・狂犬病予防法に基づく犬の飼い主の義務規定を区民に浸透させ、狂犬病予防注射率（70%）を高める。 ・動物の飼養方法に関する知識や動物愛護の考え方を区民に浸透させ、飼い主からの犬・猫の引取りを相談件数の50%以下にする。	・狂犬病予防注射率：61.9% ・飼い主からの犬・猫の引取り：相談件数の50%	×
中期展望		・狂犬病予防法に基づく犬の飼い主の遵守事項がより一層区民に浸透し、引き続き区内における狂犬病の発生が抑えられる。 ・啓発・指導を継続的に行うことで、動物愛護管理法に基づく動物の飼養方法に関する知識や動物愛護の考え方がより一層区民に浸透し、大正区が人と動物にとって住みやすい町となっていく。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		・犬の飼い主に狂犬病予防法の遵守事項を浸透させることで、狂犬病予防注射率が向上し、その結果として狂犬病の発生が抑えられるため。 ・動物の飼養方法に関する知識や動物愛護の考え方が浸透することにより、住民間の動物をめぐるトラブルや動物の遺棄・虐待等が減少すると考えられるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	－	
	－	

修正履歴	・第1四半期に所有者不明猫適正管理推進事業（街ねこ事業）の広報を追加 ・第4四半期のスケジュール欄の文言を修正 ・第1、第3、第4四半期の広報スケジュールにラインを追加
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-8 2-3-3	そ族昆虫の防除	令和3年4月1日 保健福祉課(健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	そ族昆虫が媒介する感染症の発生を未然に防止することにより、健康かつ安全で快適な生活環境の確保を図る。
	内容	・大阪市では自ら駆除を実施することは原則ないことから、区民の自主的な活動によるそ族及び蚊やゴキブリ等衛生害虫の防除の必要性について啓発し、駆除方法を指導する。 ・区民からの衛生害虫等に関する苦情相談に対応し、必要に応じて機材の貸出し等を行う。 ・区内で苦情相談の多い衛生害虫等を中心に、様々な手段(広報紙やHP等)、特にICTを活用し、誰もがいつでも入手できるよう情報発信する。
	予算額(予算科目)	区まち(保健福祉センター事業用経費)予算(消耗品費:3千円・燃料費:1千円)
	事業実施期間(回数)	・ゴキブリ防除強調月間(6月) ・蚊の生息調査(5～10月) ・ねずみ防除強調月間(12～2月) ・グリーンベルト調査(1月)
	事業対象者(人数)	区民全般
	契約・入札方法	—
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5月 3月	・ねずみ防除強調期間 ・グリーンベルト調査		○
	6月 4月 5月	・ゴキブリ防除強調月間 ・蚊の生息調査	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン	○
	9月 7月 5月	・蚊の生息調査 ・苦情相談の多い衛生害虫を中心とした広報の実施	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン	○
	10月 12月 5月	・蚊の生息調査 ・ねずみ防除強調期間	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン	○
	3月 1月 5月	・ねずみ防除強調期間 ・グリーンベルト調査	動画配信	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		保健所西部生活衛生監視事務所(現場調査)		
前年度実績 (R3.3.16現在)		苦情相談受付件数:計93件(うち、ゴキブリ:11件、ねずみ:17件) 捕そかご貸出件数:5戸(12個) 肩掛け噴霧器貸出件数:2戸(4個)		
業績目標	実績	・広報紙による周知(3回) ・HP・SNSによる周知(4回以上)	・広報紙による周知(5回) ・HP・SNSによる周知(5回) ・動画配信(1回)	自己評価 ◎
成果目標	実績	区にねずみや衛生害虫の駆除を求める相談件数 (110件以下)	・区にねずみや衛生害虫の駆除を 求める相談件数(93件)	◎
中期展望		区民がねずみ・衛生害虫についての正しい知識(種類、特徴、対策)を習得し、区民自らがねずみ・衛生害虫を自主的に防除する体制が浸透する。		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		自主的な活動によるねずみ・衛生害虫の防除が必要であるという考え方が浸透することで、正しい知識を習得することへの意識が向上し、区内における防除体制が構築されるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	・第1四半期の広報スケジュールの回覧ビラを削除 ・第1、第2、第3四半期の広報スケジュールにラインを追加
------	---

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-7 適切な生活保護の実施

◆ 目指すべき将来像

真に困窮する区民に適正な生活支援が行えている状態。

◆ 施策

生活困窮者自立相談支援窓口（インコス大正）や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、自立を促す適正な支援を行うとともに不正受給に対する厳正な対応を行うことにより区民の信頼を得ていきます。

◆ 施策目標

年間自立廃止世帯数 50件

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-7-1	生活保護世帯への計画的な訪問等調査活動の実施
1-7-2	生活保護受給者への就労支援
1-7-3	生活保護担当職員のスキルアップ（職員の資質向上）
1-7-4	生活保護不正受給対策の実施
1-7-5	生活保護費返還金・徴収金の適切な管理
1-7-6	生活保護にかかる開始手続き
1-7-7	生活保護費支払い業務
1-7-8	遺留金及び遺留品の適正な管理
1-7-9	ケース診断会議

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-1	生活保護世帯への計画的な訪問等調査活動の実施	令和3年4月1日 保健福祉課(生活支援)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	被保護者の生活状況を把握し、把握した生活状況等に基づき世帯の課題を明らかにし、その課題を解決していくことはケースワークの一連の流れにおいて基礎となる重要な業務である。訪問による調査活動を基本とするが、コロナ禍により訪問による調査活動が実施できない場合は、電話等により調査活動を実施する。訪問等による調査活動においては、目的意識を持ち、計画的に実施し、適切な指導・援助を行う。
	内容	・目的を持った訪問等による調査活動を実施するに当たり、各ケースワーカーは、被保護者個々の性格や環境を把握理解し、それに応じた積極的な援助を行うことに留意しながら、調査活動実施直前に、各世帯の援助方針等の確認を行い、漏れのないよう適切な指導を行う。 また、訪問等による調査活動実施後にケースワーカーから回付されるケース記録により、査察指導員・課長代理・課長は生活実態が的確に把握されているか・目的が達成されているかの確認を行う。 ・新規開始後1か月以内の訪問等による調査活動や、計画的な訪問等による調査活動の実施状況について、チェックリストやデータ化した査察指導簿により、査察指導員・課長代理・課長が進捗管理を行う。 また、月初に行う管理職会議において、各ケースワーカーの訪問等の調査活動の進捗状況を管理職全員で確認し、計画のズレと原因を把握し、計画どおりに実施できていないケースワーカーに対しては、適宜進捗状況を確認し、指導や指示を行うことにより、進捗管理の強化を図る。 さらに、年2回(5月末・11月末時点)の6か月未調査世帯リストを作成し、長期末調査の解消を図る。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	—
	事業対象者(人数)	—
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5月 3月	・長期末調査解消・月間計画表の作成・活用 ・毎月の訪問等調査活動状況を確認する。・ケース記録回付状況の確認 ・新年度年間計画の策定		△ △
	4月 6月 5月	・新担当者にて年間計画の修正 ・6か月以上未調査世帯リスト(対象月:前年12月～5月の期間が未調査となったもの)を作成し、未調査を解消 ・月間計画表の作成、活用 ・毎月、訪問等調査活動状況を確認する ・6か月以上未調査世帯リスト(対象月:前年6月～11月の期間)の改善状況確認 ・ケース記録の回付状況の確認		○ ○
	7月 9月 5月	・長期末調査の解消 ・月間計画表の作成、活用 ・毎月、訪問等調査活動状況を確認する ・ケース記録の回付状況の確認		○ ○
	10月 12月 5月	・6か月以上未調査世帯リスト(対象月:6月～11月の期間が未調査となったもの)を作成し、未調査訪問を解消 ・月間計画表の作成、活用 ・毎月、訪問等調査活動状況を確認する ・6か月以上未調査世帯リスト(対象月:前年12月～5月の期間)の改善状況確認 ・ケース記録の回付状況の確認		○ ○
	3月 1月 5月	・長期末調査の解消 ・月間計画表の作成、活用 ・毎月、訪問等調査活動状況を確認する ・新年度年間計画の策定 ・ケース記録の回付状況の確認		○ ○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
	その他他課との連携等	—		
前年度実績		一般世帯における年間計画達成率 89.3%（令和元年度） 監査における指摘率27.6%（令和2年度）		
業績目標	実績	・一般世帯における年間計画の達成率（訪問及び電話等の合計）が前年度実績を上回る。 ・6か月以上の未調査件数ゼロ	・一般世帯における年間計画達成率（訪問及び電話等の合計）が89.1%と前年度実績を若干下回った。 ・6か月以上の未調査件数は0件	自己評価 △
成果目標	実績	生活保護法施行事務監査における訪問等調査活動における文書指摘率5%減	令和3年11月に行われた生活保護法施行事務監査における訪問等調査活動における文書指摘件数は0件。（令和2年度実績より27.6%減）	◎
中期展望		適正な訪問等調査活動により生活状況等を把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導を的確に行っている。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		目的を持った活発な訪問等による調査活動により、被保護者の状況を正確に把握することが可能となり、正しい知識を活用し適切な援助・助言・指導を行うことにより、必要な保護を適正に実施することができる。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	10	人や国の不平等をなくそう
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-2	生活保護受給者への就労支援	令和3年4月1日 保健福祉課（生活支援）		

項目		内容
事業・業務概要	目的 （事業の背景を含む）	就労阻害要因が無く稼働能力の活用が必要な生活保護受給者及び生活保護申請中の者に対して就労支援を実施することにより自立を助長する。
	内容	・稼働能力の活用が必要な支援対象者に対し、就労支援事業の活用率の向上を図り、効果的かつ的確に支援を行う為、事前面接を実施する。特に生活保護申請書受理時に自立支援担当係長が受付面接ブースに向向いて、事前面接を実施する。また、自主的に求職活動をしているが、一定期間（約1か月）を経ても就労できない者について抽出し、担当ケースワーカーと連携し面接を実施し、就労支援事業の活用を積極的に勧奨する。 ・支援対象者の就労歴と生活歴の聞き取りを行い、支援内容についての方向付けを行うなど、就労支援について総合的にコーディネートをする。 ・ハローワーク（生活保護受給者等就労自立促進事業）の豊富な求人案件と総合就職サポート事業のきめ細やかな支援の双方を強みを活かすため、就労支援事業の二事業併用を促進する。 ・支援対象者にかかる求職活動状況の把握を行うことにより、早期の就労と就労後の職場定着を図る。
	予算額（予算科目）	福祉局予算（総合就職サポート事業）、国予算（生活保護受給者等就労自立促進事業）
	事業実施期間（回数）	令和3年4月1日～
	事業対象者（人数）	生活保護を受給中または申請中の稼働能力を有する方等
委託関係	契約・入札方法	公募型企画提案（プロポーザル）方式（総合就職サポート事業）
	募集要項のポイント	①事業目的及び課題の理解・分析能力 ②事業運営能力 ③支援内容 ④支援体制 ⑤関係機関との連携 ⑥委託料 を評価
	仕様書のポイント	市内24区を管轄ハローワークを基本とする7つのグループに分け、地域特性に応じた就労支援を実施
	選考委員等選考方式	生活保護等関連事業委託事業者選定会議において選定

スケジュール（実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等）		広報スケジュール	スケ	作業
（前年度）	1月～3月	就労支援事業の実施 下記の者に対して就労支援事業の利用促進を図る。 ①受付面接担当において生活保護申請書を受理した時点で、就労阻害要因が無く稼働能力の活用が必要な者。 ②就労阻害要因が無く稼働能力の活用が必要な者で、就労支援事業を利用せず、独自で求職活動を行っているが十分な求職活動ができていない者。 ③労働阻害要因が無く稼働能力の活用が必要な者で、就労支援事業を利用せず、求職活動を全くおこなっていない者。		○
	4月～6月	生活保護業務担当職員、生活困窮者自立支援担当者への就労支援事業説明会（5月下旬） 就労支援事業の実施 下記の者に対して就労支援事業の利用促進を図る。 ①就労阻害要因が無く稼働能力の活用が必要な者で、就労支援事業を利用せず、独自で求職活動を行っているが十分な求職活動ができていない者。 ②就労阻害要因が無く稼働能力の活用が必要な者で、就労支援事業を利用せず、求職活動を全くおこなっていない者。 ③受付面接担当において生活保護申請書を受理した時点で、就労阻害要因が無く稼働能力の活用が必要な者。		○
	7月～9月	就労支援事業の実施 上記①②③の者に対して就労支援事業の利用促進を図る。		○
	10月～12月	就労支援事業の実施 上記①②③の者に対して就労支援事業の利用促進を図る。		○
	1月～3月	就労支援事業の実施 上記①②③の者に対して就労支援事業の利用促進を図る。		○
備考		就労困難な若年層については、大阪市若者自立支援事業の利用も連携も検討する。		

項目		内容		
講座・イベント・会議名		生活保護業務担当職員、生活困窮者自立支援担当者への就労支援事業説明会		
イベント等開催関係	開催日時	5月下旬		
	開催場所	大正区役所内		
	区役所の主催等	区役所主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	生活保護ケースワーカー、査察指導員、生活困窮者自立支援担当者を対象とする。		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	自立支援担当係長より就労支援事業の概要と有効性について説明する。 その後、総合就職サポート事業受託事業者及び、ハローワーク大阪西職員より事業内容について具体的に説明を行う。		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	各班査察指導員を通じて全生活保護ケースワーカーに周知する。		
その他他課との連携等		自立支援給付利用等必要に応じて保健福祉課障がい担当と連携を行う。		
前年度実績		令和2年度 ・就労支援事業説明会(7/30)参加者21人 総合就職サポート事業受託事業者より説明を行った。 ・就労支援事業活利用率74.3%(稼働能力を有する者179人の内、就労支援事業利用者133人(障がい者就労移行支援事業、母子・若者自立支援事業利用者を含む)) ・就労支援事業(総合就職サポート事業・ハローワーク)併用率95.3%(就労支援事業利用者106人の内、併用利用者101人) ・就職率57.5%(就労支援事業利用者106人の内、就職者61人)		
業績目標	実績	・就労支援事業説明会の開催 ・活利用率 76.8%以上 (就労支援事業利用者／稼働能力を有する者) ①の活利用率60%以上 (①のうち就労支援事業利用に至った者／①) ②の活利用率60%以上 (②のうち就労支援事業利用に至った者／②) ③の活利用率80%以上 (③のうち就労支援事業利用に至った者／③) ・併用率 97.3%以上 (二事業併用利用者／就労支援事業利用者)	・5/25開催 新任CW等9人参加 ・活利用率 78.3% (就労支援事業利用者123人／稼働能力を有する者157人) ①の活利用率 79.6% (①のうち就労支援事業利用に至った者74人／①93人) ②の活利用率 73.8% (②のうち就労支援事業利用に至った者31人／②42人) ③の活利用率 81.8% (③のうち就労支援事業利用に至った者18人／③22人) ・併用率 93.7% (二事業併用利用者89人／就労支援事業利用者95人)	自己評価
成果目標	実績	・就職率 61.9%以上 (就職者／就労支援事業利用者)	・就職率 67.4% (就職者64人／就労支援事業利用者95人)	○
中期展望		就労支援事業を利用し、就労することにより自立に向けて生活の安定が図られる。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		就労支援事業を利用し、就労後、職場に定着し収入が安定することにより、世帯の自立を促進する。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	8	働きがいも経済成長も
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	6/10 前年度実績を修正(R元→R2)
------	----------------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-3	生活保護担当職員のスキルアップ(職員の資質向上)に向けた研修の実施	令和3年4月1日 保健福祉課(生活支援)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	ケースワーカー(CW)・査察指導員(SV)は生活保護業務以外に他法他施策の知識を必要とするが、当区では経験の浅いCW・SVが多く、知識の習得が十分でない。すべてのCW・SVが効率的な業務執行と被保護者に対し同等の適切な指導援助及び事務処理が行えるよう、業務の標準化・マニュアル化を行いスキルアップを図る。
	内容	①新任・配転者研修(メンター制度による研修) ②対象職員向け各専門研修(業務のスキルアップ)・福祉局主催生活保護担当職員研修への参加およびフィードバック ③地域包括支援センターと情報交換を行うなど、他部署との連携を図る。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	①新任・配転者研修 ②対象職員(SV含む)向け各専門研修 4回 ③福祉局主催生活保護担当職員研修 通年
	事業対象者(人数)	約30人
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5月3月 ・全職員向け研修(1月) ・全職員向け研修(3月) ・福祉局主催生活保護担当職員研修		○	○
6月5月	・新任研修(4月)福祉局主催 ・新任・配転者研修(5月) ・福祉局主催生活保護担当職員研修		○	○
7月9月5月	・対象職員向け各専門研修(7月) ・対象職員向け各専門研修(9月) ・福祉局主催生活保護担当職員研修		○	○
10月12月5月	・対象職員向け各専門研修(11月) ・福祉局主催生活保護担当職員研修		○	○
3月1月5月	・対象職員向け各専門研修(2月) ・福祉局主催生活保護担当職員研修		○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		①新任・配転者研修(メンター制度による研修) ②対象職員向け各専門研修(業務のスキルアップ)		
イベント等 開催関係	開催日時	①5月 ②7月・9月・11月・2月開催		
	開催場所	①②区役所会議室		
	区役所の主催等	①② 主催		
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等			
	後援団体・組織等			
	目標事業規模			
	その他留意事項			
	イベント等 当日タイムテーブル	5月 新任・配転者研修 7月 専門研修 9月 専門研修 11月 専門研修 2月 専門研修		
	挨拶者			
	来賓紹介			
	祝電紹介の方法			
	動員の方法			
その他他課との連携等				
前年度実績		令和元年度に関する実績:福祉局主催研修 大正区生活支援担当参加申込人数38名 実参加数33名		
業績目標	実績	①新任・配転者研修(5月)の出席率100%を目指す。 ②対象職員向け各専門研修:4回(7月・9月・11月・2月)の出席率100%を目指す。	①参加申込数5名 出席者数5名 100% ②1回目参加申込数9名 出席者数9名 2回目参加申込数3名 出席者数3名 100% 3回目参加申込数16名 出席者数14名 4回目参加申込数12名 出席者数12名 出席率95% 体調不良等により出席できなかった者に対しても、研修資料の配布を行い、知識の向上をはかった。	自己評価 ○
成果目標	実績	①年度末にはメンターに頼ることなく自ら事務処理が行えている状態になっている。 ②研修終了後のアンケートにおける理解度が80点以上、満足度が5段階評価の4以上を目指す。	①年度末現在、一定の事務処理はCW自身で行えている。 ②全受講者よりアンケートを受領し、理解度は平均90点、満足度も5段階評価で4.5であった。	◎
中期展望		・3年を一つの計画とし、3年経験すれば誰もがメンターのスキルを持つ状態になること ・ケースワーカーのスキルアップが図られ、被保護者への指導援助や事務処理が適切に実施されている状態となっている。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		研修を通じてケースワーカーのスキルアップを図り、新任・配転者自身が自らで事務処理を行えるようになり、3年後にはメンターとして新任・配転者に指導できるようになるため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	10	人や国の不平等をなくそう
	-	

修正履歴	6/10 前年度(1月～3月)スケジュール変更
------	-------------------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-4	生活保護不正受給対策の実施	令和3年4月1日 保健福祉課(生活支援)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	セーフティネットを悪用し、生活保護を不正に受給している者が後を絶たない中、真に生活に困窮する者に適切な保護を実施するため、生活保護の不正受給の防止、排除に努める。
	内容	・不正の疑いが想定されるが、通常のケースワーク業務の範囲では調査困難な事案について、重点的な調査を行う。特に保護開始時の資産の把握について重点的に取り組む。 ・不正受給の疑いがある者にあつては、査察指導員、ケースワーカーのみならず、課全体で対応を行う必要があるため、ケース診断会議を開催し、その措置や対応策を検討する。 ・課税調査・資産調査による未申告収入の調査を強化することにより、認定を適正に行い、保護費の返還を求めるとともに適正に指導を行うことで不正受給を防止する。 ・生活保護の適正化に向けた取り組みをホームページの活用や広報紙等による区民への情報発信を行うことにより、区民の信頼度向上につなげる。 ・不正受給が発覚した者で特に悪質なものは、警察署に被害届・告訴を行う。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	—
	事業対象者(人数)	—
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	・前年度より引き続き調査を行っている案件について、期間内に一定の結果を出す。 ・ケースワーカーなどが不正受給の疑いがある者とした案件について調査を行う。		○
	4月～6月	・前年度より引き続き調査を行っている案件について、期間内に一定の結果を出す。 ・ケースワーカーなどが不正受給の疑いがある者とした案件について調査を行う。 ・区広報紙6月号(予定)で生活保護の適正化に向けた取り組みについて情報発信するとともに、ホームページも併せて掲載を行う。	区広報紙および区ホームページへの掲載(6月号)	○
	7月～9月	・前年度より引き続き調査を行っている案件について、期間内に一定の結果を出す。 ・ケースワーカーなどが不正受給の疑いがある者とした案件について調査を行う。 ・課税調査・資産申告による生活状況の把握を行う。 ・区民意識調査(予定)を行い、区広報紙および区ホームページへの掲載効果を検証する。		○
	10月～12月	・前年度より引き続き調査を行っている案件について、期間内に一定の結果を出す。 ・ケースワーカーなどが不正受給の疑いがある者とした案件について調査を行う。 ・区広報紙10月号(予定)で生活保護の適正化に向けた取り組みについて情報発信するとともに、ホームページも併せて掲載を行う。	区広報紙および区ホームページへの掲載(10月号)	○
	1月～3月	・前年度より引き続き調査を行っている案件について、期間内に一定の結果を出す。 ・ケースワーカーなどが不正受給の疑いがある者とした案件について調査を行う。 ・区広報紙2月号(予定)で生活保護の適正化に向けた取り組みについて情報発信するとともに、ホームページも併せて掲載を行う。	区広報紙および区ホームページへの掲載(2月号)	△
備考	不正受給の摘発(逮捕)事例があった際は、随時広報紙等で情報発信する。			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		ケース診断会議		
イベント等開催関係	開催日時	随時		
	開催場所	大正区役所 生活支援事務室内		
	区役所の主催等	区役所主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	不正の疑いがあるケースについて、法第63条、法第78条の適用を検討する。 法第78条の適用ケースで、徴収する額に40/100を乗じた額以下の金額の加算を検討する。		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・資産調査等の件数42件(令和2年度) ・広報紙やホームページへの掲載(年2回) ・不正受給対策の取組みの認知度 21.6%(令和2年度)		
業績目標	実績	・市民からの情報提供やケースワーカーなどが不正受給の疑いがあるとした案件について全件調査を行う。 ・適正な受給に向けての資産調査等を行う件数70件以上 ・区広報紙に適正化の取り組み記事の掲載(年3回)	ケースワーカーなどが、不正受給の疑いがあるとした案件について全件調査を実施 適正な受給に向けての資産調査等を行う件数:40件 区広報紙に適正化の取り組み記事:年3回掲載	自己評価 × 資産調査等の実施件数少の理由は、実施必要性有の件数が少なかった為。
成果目標	実績	・区民意識調査において不正受給対策の取り組みを行っているとして理解している区民の割合 25%以上。	区民意識調査において不正受給対策の取り組みを行っているとして理解している区民の割合: 21.5%	×
中期展望		受給者が生活実態を適正に申告することにより、真に生活に困窮する者に適正に必要な支援を行い、区民から信頼を得ている。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		適正な受給に向けて、区単独でも取組を行い継続的な調査を行っていることを広報することにより、区の取り組みに対する区民の認知度を高めていく。 (区単独で適正な受給に向けた調査を行っている認知度50%以上)		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	10	人や国の不平等をなくそう
	—	

修正履歴	6/7 前年度実績値変更(令和元年→2年) 4/12 「スケ」「作業」について加筆。「実績」「自己評価」について加筆。
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-5	生活保護費返還金・徴収金の適切な管理	令和3年4月1日 保健福祉課(生活支援)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	生活保護費の返還金(63条)は、本来資力はあるが直ちに活用できないため保護を行い、資力が換金されるなど生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護費の返還を求めるものであり、資力の把握と速やかな事務処理が必要である。また、徴収金(78条)については、不正な手段により保護を受けた場合にその期間に支給した保護費を徴収するものであるが、すでに保護費を消費している場合が多く、返済については分割かつ低額とならざるを得ず、また滞納となってしまう場合が多いのが現状である。 そのため、CWへ債権についての意識づけを行い、納付指導を適時実施するとともに、時効中断措置の確実な実行及び新たな債権を発生させない取組みにより、より適切な債権管理に努める。
	内容	・特に保護受給中の者に対する納付指導の徹底 ・返還金・徴収金の督促状送付や分割納付誓約書、履行延期申請書、債務承認書の徴取による時効中断措置の確実な実行 ・法63条返還金(特に遡及年金受給にかかるもの)の確実な徴収 ・年金受給開始に伴う確実な収入認定の徹底、新たな債権を発生させない取組 ・法78条徴収金の納付勧奨(申出徴収を基本)
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	—
	事業対象者(人数)	—
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決算、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5月3月	- 催告状の送付(2月) - 返還金等決定時の納付交渉及び履行延期申請書等の提出依頼(適時) - 保護受給中の者の納付状況の把握及び納付指導(適時) - 督促状の送付(適時) - 全債権に係る債務承認書の提出依頼(3月)		○
	6月5月	- 返還金分納分の当該年度の納入通知書送付(4月) - 経理担当によるCW・SV対象の債権管理の研修の実施(4月) - 催告状の送付(5月) - 返還金等決定時の納付交渉及び履行延期申請書等の提出依頼(適時) - 保護受給中の者の納付状況の把握及び納付指導(適時) - 督促状の送付(適時)		○
	7月5月	- 催告状の送付(8月) - 返還金等決定時の納付交渉及び履行延期申請書等の提出依頼(適時) - 保護受給中の者の納付状況の把握及び納付指導(適時) - 督促状の送付(適時)		○
	10月5月	- 催告状の送付(11月) - 返還金等決定時の納付交渉及び履行延期申請書等の提出依頼(適時) - 保護受給中の者の納付状況の把握及び納付指導(適時) - 督促状の送付(適時)		○
	3月5月	- 催告状の送付(2月) - 返還金等決定時の納付交渉及び履行延期申請書等の提出依頼(適時) - 保護受給中の者の納付状況の把握及び納付指導(適時) - 督促状の送付(適時) - 全債権に係る債務承認書の提出依頼(3月)		○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		研修「適切な債権管理について」		
イベント等開催関係	開催日時	令和3年4月		
	開催場所	区役所会議室等		
	区役所の主催等	区役所主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	全CW・SV対象		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	4月 研修 昨年度から引き続き当区に在籍するCW・SVには、債権管理担当者が作成した資料に基づき、債権管理担当者から事務の流れ、留意点等について記載した資料を配布解説しe-ラーニング形式で研修を行う。 また、今年度、当区へ異動してきたCWには、債権管理担当者から事務の流れ、留意点等について講義型の研修を行う。 上記研修を通じて、遡及年金を確実に返還いただくために、適時、適切な納付指導を行えるよう説明する。		
	挨拶者	—		
来賓紹介		—		
祝電紹介の方法		—		
動員の方法		—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		・法第63条返還金の遡及年金受給にかかるものの納付率 令和2年度 83.1% ・法第78条徴収金の債務者における現年度申出徴収での納付者 令和2年度 35.3%		
業績目標	実績	・CWに対する「保護受給中の者への納付指導及び適切な債権管理」の意識付けの徹底 ・全CW・SVへの研修の実施 ・納付指導の適時実施による分割納付誓約書及び債務承認書の提出等による時効中断措置の確実な実行	・全CW・SVに「保護受給中の者への納付指導及び適切な債権管理」の意識付けを研修で周知した(4月) ・納付指導の適時実施による分割納付誓約書及び債務承認書の提出等による時効中断措置の確実な実行を適宜実施	自己評価 ○
成果目標	実績	・法第63条返還金の遡及年金受給にかかるものの金額ベースでの納付率90%以上 ・法第78条徴収金の現年度債務者における申出徴収での納付者30%以上	・法第63条返還金の遡及年金受給にかかるものの納付率 87.6% ・法第78条徴収金の現年度債務者における申出徴収での納付者 26.7%	×
中期展望		・CWによる適切な債権管理と速やかな納付指導により、保護受給中の者の滞納を減少 ・新たな債権を発生させない取組により、CWの返還決定に係る事務処理の削減		
成果目標が中期展望に寄与する理由		・納付率90%以上となれば、大多数の新たな滞納者の発生を抑止できたと考えられ、また、それに係る事務処理の発生も抑止できたと考えられるため ・申出徴収での納付者が増えれば、未納による滞納を防ぐことができるとともに、納付書発行事務が軽減されることにより事務処理が削減できる		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	10	人や国の不平等をなくそう
	—	

修正履歴	(6/1) イベント等開催関係の内容変更・前年度実勢の修正(R元→R2)
------	--------------------------------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-6	生活保護にかかる開始手続き	令和3年4月1日 保健福祉課(生活支援)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	生活保護にかかる相談及び申請書受理から保護の決定を適切に行う
	内容	①困窮内容の聴取 ②生活保護制度説明、他法他施策の助言 ③保護申請意思の確認 ④申請書受理 ⑤受付面接記録票の回議および担当ラインへの引継ぎ ⑥訪問調査 ⑦生活保護法第29条調査 ⑧保護の要否判断
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	生活保護にかかる相談者及び申請者
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決算、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	生活保護にかかる新規面接から保護決定業務		○	○
	4月～6月	生活保護にかかる新規面接から保護決定業務		○	○
	7月～9月	生活保護にかかる新規面接から保護決定業務		○	○
	10月～12月	生活保護にかかる新規面接から保護決定業務		○	○
	1月～3月	生活保護にかかる新規面接から保護決定業務		○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		生活困窮者自立支援事業担当との連携を行う。		
前年度実績		令和2年度(4～2月)の申請書受理件数 286件 14日以内の決定 224件(78.3%)、14日超の決定 34件(11.9%) 申請取下げ 28件(9.8%)		
業績目標	実績	・原則、当日中に面接記録票を作成する ・保護申請書受理後1週間以内に新規訪問調査を実施する	今年度においては、翌日以降の受付面接事務に支障をきたさないため、当日に受け付けた面接記録は概ね当日中に作成し、翌日以降に担当地区SV・CWIに引継ぎを行った。また新規訪問調査はコロナ禍により現地確認を含む新規訪問調査ができない時期があったが、概ね調査は1週間以内に実施していた。	自己評価 ○
成果目標	実績	・申請書受理の翌日から14日以内に保護の決定を行っているケース数の割合が前年度実績を上回る	申請書受理の翌日から14日以内の保護決定処理割合は87.6%と前年度実績(78.3%)を上回った。	◎
中期展望		保護が必要な区民に必要な保護が行われている状態		
成果目標が中期展望に寄与する理由		要保護者の最低生活を迅速に保障すること、および相談者や申請者に適切な助言や指導を行うことにより適正な生活保護業務が実施されている状態にできるため		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	10	人や国の不平等をなくそう
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-7	生活保護費支払い業務	令和3年4月1日 保健福祉課(生活支援)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	生活保護制度は、日本国憲法第25条「生存権、国の社会的使命」の規定を根拠にして設けられた国民の最低生活の保障制度です。保護費については、国民の生活水準の変化・物価の変動等に応じてその額が改定されている。平成30年度(10月1日)から32年度にかけては、段階的に基準額の変更が行われる。基準額は扶助の種類ごとに定められている。
	内容	保護費の支払いについて ・定例払い・・・本人口座払いと、資金前渡金からの支払いである、現金払いがある。 毎月月初めに当該月分の生活保護費支払う。当日が閉庁日だった場合、その前開庁日前となる。(1月分は12月下旬) ・随時払い・・・資金前渡金からの支払いである現金払い。大正区では、毎月3回程度支払いを行っている。 ・支出命令払い・・・財務会計システムにより随時個人や事業者の口座に直接保護費を振込む。
	予算額(予算科目)	(扶助費)
	事業実施期間(回数)	定例払い: 12回(毎月1回)、随時払い: 36回(毎月3回)、その他支出命令払い随時
	事業対象者(人数)	2,698世帯 3,385人(令和2年4月1日時点)
委託関係	契約・入札方法	-
	募集要項のポイント	-
	仕様書のポイント	-
	選考委員等選考方式	-

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5月 3月	定例払い(毎月月初め) 随時払い(毎月3回 週1回) 支出命令払い(随時)		○
	4月 5月	定例払い(毎月月初め) 随時払い(毎月3回 週1回) 支出命令払い(随時)		○
	7月 9月	定例払い(毎月月初め) 随時払い(毎月3回 週1回) 支出命令払い(随時)		○
	10月 12月	定例払い(毎月月初め) 随時払い(毎月3回 週1回) 支出命令払い(随時)		○
	3月 1月	定例払い(毎月月初め) 随時払い(毎月3回 週1回) 支出命令払い(随時)		○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		-		
イベント等開催関係	開催日時	-		
	開催場所	-		
	区役所の主催等	-		
	その他主催団体・組織等	-		
	共催団体・組織等	-		
	後援団体・組織等	-		
	目標事業規模	-		
	その他留意事項	-		
	イベント等 当日タイムテーブル	-		
	挨拶者	-		
	来賓紹介	-		
	祝電紹介の方法	-		
	動員の方法	-		
その他他課との連携等		-		
前年度実績		令和3年3月分口座払い率 98.30%(大阪市平均97.13%)		
業績目標	実績	・口座払い率を向上させることにより、保護費支払時の支払い誤りなどの事故の危険性を避けるとともに公金支出の適正化を図る。	現金取扱いによるリスクを回避することや、コロナ禍における窓口混雑対策として、現金払いを行っているケースについて、適時、その必要性を確認し、可能な限り口座払いを勧奨した。	自己評価 ○
成果目標	実績	・大正区における保護費の口座払い率(令和3年3月分:98.30%)が市平均(令和3年3月分:97.13%)を下回らないようにする。	口座払い率(令和3年4月分) 大正区:98.53% 市平均:98.15%	○
中期展望		口座振込を増やし、現金払いを減らすことにより、支払日当日の現金を保管するリスクの軽減・支払業務に関わる職員の減少・ケースワーカーの対応業務の減少を目指す。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		口座払い率を一定値以上に保つことにより、それに係る業務の効率化が図れると考えられるため。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	10	人や国の不平等をなくそう
	-	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-8	遺留金及び遺留品の適正な管理	令和3年4月1日 保健福祉課(生活支援)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	遺留金品とは、被保護者が死亡時に所有していた金銭、有価証券その他の物品等の相続財産のことを言う。 単身の被保護者が死亡し、保護の実施機関において葬祭扶助を行う場合のみ、残った金品は遺留金品として取り扱うこととなる。そのため、死亡した医療機関や、警察から遺留金品の報告書を受領し、遺留金品処理台帳により適切に管理する。
	内容	・医療機関や施設からの報告により現金がある場合は、納付書を作成し当該医療機関等に送付し、納付を依頼。 ・現金取扱員がやむを得ず現金を受領した場合は、現金の受領及び確認を行い、複写式の領収証書を発行し、現金保管簿(歳計・歳計外)へ記載。現金は原則当日中に納付処理を行うが、時間帯等で当日納付が不可能な場合、翌日までに納付処理を行う。 ・現金取扱員は、現金保管簿の内容を日々集計し、領収証書や金庫内の現金と照合のうえ現金出納簿(歳計・歳計外)へ記入。 ・遺留品については受領後、遺留金品処理台帳別紙(遺留品保管簿)を作成。預金通帳・キャッシュカードは金庫、印鑑は施錠できるロッカーに保管。 ・遺留金を葬祭費に充当してもなお残預金がある場合は『一時取扱金』に収納し、相続人代表者又は相続財産管理人(30万円以上の場合)へ引き渡す。 ・キャッシュカードがある場合は、処分の意思確認に通知文書を金融機関に送付し、返却請求の連絡がなかった場合は、廃棄処分。 ・遺留品は1年間保管した後廃棄。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	—
	事業対象者(人数)	—
	契約・入札方法	—
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5 3月	・ゆうちょ銀行に対し、葬祭扶助充当分の払戻し手続 ・各金融機関に対し、口座名義人が死亡したことを通知 ・遺留金の納付 ・換金価値のある品の換金手続き		○ ○
	4月 5 6月	・ゆうちょ銀行に対し、葬祭扶助充当分の払戻し手続 ・各金融機関に対し、口座名義人が死亡したことを通知 ・遺留金の納付 ・換金価値のある品の換金手続き		○ ○
	7月 5 9月	・ゆうちょ銀行に対し、葬祭扶助充当分の払戻し手続 ・各金融機関に対し、口座名義人が死亡したことを通知 ・遺留金の納付 ・換金価値のある品の換金手続き ・遺留品の整理(1年以上経過した物の廃棄)		○ ○
	10月 5 12月	・ゆうちょ銀行に対し、葬祭扶助充当分の払戻し手続 ・各金融機関に対し、口座名義人が死亡したことを通知 ・遺留金の納付 ・換金価値のある品の換金手続き		○ ○
	1月 5 3月	・ゆうちょ銀行に対し、葬祭扶助充当分の払戻し手続 ・各金融機関に対し、口座名義人が死亡したことを通知 ・遺留金の納付 ・換金価値のある品の換金手続き		○ ○
備考				

項目		内容		
イベント等開催関係	講座・イベント・会議名	—		
	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績				
業績目標	実績	遺留金品を受領した際は、速やかに金銭・物品等の処理を行い、適切に遺留金品処理台帳を作成し四半期毎に処理状況を確認する。	遺留金品について、適時・適切な処理を行うとともに、遺留金品処理台帳を作成し適正な管理を行った。	自己評価 ○
成果目標	実績	遺留金品の中に、ゆうちょ銀行預金や換金可能物品がある場合は、葬祭扶助費への充当額を確定させるため、その処理を3ヶ月以内に行い、3ヶ月以上経過した処理を0件とする。	ゆうちょ銀行預金の引き出しについて、葬祭扶助費への充当が3ヶ月以上経過した案件が2件あった。	△
中期展望		適切な期間で遺留金品処理を行うことにより、適正な生活保護費支給事務が行えている状態。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		葬祭扶助費に充当可能な、ゆうちょ銀行の払い戻しや、換金を速やかに行うことにより、葬祭扶助の金額を確定できる。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	10	人や国の不平等をなくそう
	—	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-7-9	ケース診断会議	令和3年4月1日 保健福祉課(生活支援)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	保護の決定や実施にあたり、特に複雑・困難を有する場合及び保護の要件に疑義がある場合などの援助方針又は措置内容について、大正区保健福祉課(生活支援)として組織的な判断を行うとともに、生活保護法の適正実施おける知識の向上や取り扱いの妥当性を確保することを目的とする。
	内容	対象ケース (1) 保護の相談・申請段階で必要と思われるケース (2) 保護の開始段階で開始に疑義があり、必要と思われるケース (3) 稼働能力の不活用または稼働が不十分なもので必要と思われるケース (4) 保護要件を欠く疑いがあり、法第27条による指導指示が必要と思われるケース (5) 不正の疑いがあるケース 法第78条の適用を検討するケース (6) 法第78条の適用ケースで徴収する額に40/100を乗じた額以下の金額の加算を判断する案件 (7) 法第63条の適用を検討するケースのうち、次のいずれかに該当するもの ア 経費や自立更生に必要な額を実施要領の定める範囲で控除を行い返還額を決定するもの。 (次第8-3-(2)-エのみを適用する場合を除く) イ その他、ケース診断会議による決定が必要と考えられるもの。 (8) 暴力団関係ケースおよびその疑いがあるケース(○暴照会ケースなど) (9) 土地・家屋の保有ケースで「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の利用活用で判断が困難なケース (10) 療養指導・生活指導にあたり、その取り扱いが複雑・困難なケース (11) 立ち退き(転居)関連で問題があるケース (12) DV・家庭内暴力・児童虐待などの関連ケース (13) その他生活保護の支援する上で、必要と思われるケース
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	随時
	事業対象者(人数)	382人(R1実績)
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業	
(前年度)	1月 5 3月	ケース診断会議の開催		○	○
	4月 5 6月	ケース診断会議の開催		○	○
	7月 5 9月	ケース診断会議の開催		○	○
	10月 5 12月	ケース診断会議の開催		○	○
	1月 5 3月	ケース診断会議の開催		○	○
備考					

項目		内容		
イベント等開催関係	講座・イベント・会議名	—		
	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		福祉局における生活保護法施行事務監査（一般監査）における事項別ケース検討結果 ・63条適用ケース 20% (2/10)・78条適用ケース 10% (1/10) 同監査結果 援助方針にかかる文書指摘 (1件)		
業績目標	実績	月4回以上開催（適宜開催）	月4回以上開催した（開催回数：年138回）	自己評価 ○
成果目標	実績	・63条適用ケース 10% ・78条適用ケース 0% ・援助方針にかかる文書指摘 0件	福祉局における生活保護法施行事務監査（一般監査）における事項別ケース検討結果 ・63条適用ケース 検討ケース10件中 全件問題なし ・法78条適用ケース 検討ケース1件中 全件問題なし ・援助方針にかかる文書指摘 0件	○
中期展望		生活保護法の適正な実施が確保されている状況		
成果目標が中期展望に寄与する理由		組織判断を行うことにより、処遇の平準化が担保されるとともに、ケースワーカー・査察指導員のスキルアップにもつながり、生活保護法の適正な適用が確保される。		

SDGsゴール	1	貧困をなくそう
	10	人や国の不平等をなくそう

修正履歴	
------	--

【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

1-8 人権の尊重

◆ 目指すべき将来像

市民一人ひとりが人権について学び、お互いの人権が尊重される状態。

◆ 施策

人権啓発推進員を軸とした地域に根差した自律的な人権啓発実施を促進していきます。

◆ 施策目標

【区民意識調査】

「人権が尊重されているまちだと思う」と回答した割合69%以上

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
1-8-1	区における人権啓発事業
1-8-2	人権啓発推進員の活動支援

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-8-1	区における人権啓発事業	令和3年4月1日 政策推進課(地域)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	「あらゆる差別の早期撤廃と人権尊重のまちづくりをめざす」とした区民宣言の実現に向けて、区民一人ひとりが人権課題について認識を深める機会をつくることを目的とする。
	内容	・「こんにちは大正」人権啓発特集号を全戸配布することで様々な人権課題についてより多くの区民に人権について考えてもらう機会をつくる。 ・区民からの人権相談や憲法週間や人権週間における啓発等、人権啓発等にかかる取組を関係機関と連携の上実施する。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区全世帯(約29000世帯)
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月			
4月～6月	・人権相談(通年) ・憲法の3原則、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を再認識する機会である、憲法週間(5月第1週)における啓発(のぼり・垂れ幕等の掲出)	フェイスブック	○	○
7月～9月	・人権相談(通年) ・「こんにちは大正」人権啓発特集号の編集事業者との記事打合せ		○	○
10月～12月	・人権相談(通年) ・「こんにちは大正」人権啓発特集号による人権啓発 ・人権週間における啓発(のぼり・垂れ幕等の掲出)	こんにちは大正 ホームページ・ フェイスブック・ ツイッター	○	○
1月～3月	・人権相談(通年)		○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名				
イベント等開催関係	開催日時			
	開催場所			
	区役所の主催等			
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等			
	後援団体・組織等			
	目標事業規模			
	その他留意事項			
	イベント等 当日タイムテーブル			
	挨拶者			
	来賓紹介			
	祝電紹介の方法			
	動員の方法			
その他他課との連携等		-		
前年度実績		「2020第36回たいしょう人権展」の実施 区役所が実施している人権相談や人権週間における啓発活動などの人権啓発事業が、役に立っていると感じる区民の割合：58.2%（令和2年度）		
業績目標	実績	「こんにちは大正」人権啓発特集号の全戸配布の実施	全戸配布を実施	自己評価 ○
成果目標	実績	区役所が実施している人権相談や人権週間における啓発活動などの人権啓発事業が、役に立っていると感じる区民の割合：60%	区役所が実施している人権相談や人権週間における啓発活動などの人権啓発事業が、役に立っていると感じる区民の割合：45.3%	×
中期展望		人権尊重のまちづくりをめざして、区における人権啓発事業がより区民に寄り添った内容の事業として確立していくなかで、大正区独自の取り組みが多く区の区民の参画を得て実施されていること。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		区における人権啓発事業が人権意識の醸成に寄与していると感じる区民が増えることは、大正区独自の取り組みが区民に寄り添った事業として確立していることの証左となるため		

SDGsゴール	5	ジェンダー平等を実現しよう
	10	人や国の不平等をなくそう
	16	平和と公正をすべての人に

修正履歴	区民意識調査設問内容の修正
------	---------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-8-2	人権啓発推進員の活動支援	令和3年4月1日 政策推進課(地域)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	人権啓発活動を積極的に推進することで、市民自らが社会の構成員としての自覚を持ち相互の人権が尊重されるまちづくりを実現していくため、より多くの市民が参加でき、主体的に考えることができる効果的な啓発活動に取組み人権意識の高揚を図ることを目的とする。
	内容	・市長より委嘱された人権啓発推進員が地域における人権啓発活動の中心的な役割を果たすために、人権啓発推進員連絡会を開催し、市主催人権研修の内容の共有を行うとともに、地域活動協議会や小中学校等において、新型コロナウイルス感染症対策を講じて人権講演や人権DVDを上映するなど人権啓発推進員が中心になって実施する地域における人権研修の開催に向けた支援を行う。
	予算額(予算科目)	16千円(通信運搬費)
	事業実施期間(回数)	令和2年4月1日～令和3年3月31日
	事業対象者(人数)	地域で人権啓発に関わる各種団体及び市民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月 ・人権相談(通年) 大正区人権啓発推進員連絡会の開催			
4月～6月			○	○
7月～9月	・大正区人権啓発推進員連絡会の開催		○	○
10月～12月	・地域活動協議会で人権啓発推進員による人権研修について依頼 ・「こんにちは大正」人権啓発特集号の啓発 ・大正区人権啓発推進員連絡会開催	こんにちは大正 ホームページ・ フェイスブック・ ツイッター	○	○
1月～3月	・大正区人権啓発推進員連絡会の開催		×	×
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		大阪市人権啓発推進員大正区連絡会		
イベント等開催関係	開催日時	8月頃、11月頃、翌年3月頃		
	開催場所	区民ホール		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	大正区人権啓発推進員連絡会		
	共催団体・組織等	-		
	後援団体・組織等	-		
	目標事業規模	人権啓発推進員		
	その他留意事項	-		
	イベント等 当日タイムテーブル	・会長挨拶		
	挨拶者	区長・会長		
	来賓紹介	-		
	祝電紹介の方法	-		
	動員の方法	-		
その他他課との連携等				
前年度実績		人権啓発推進員連絡会 2回開催 人権啓発推進員による研修が行われた地域の数0地域 区民意識調査において、大阪市が委嘱している人権啓発推進員を知っていると回答した割合：38.6%		
業績目標	実績	人権啓発推進員連絡会 3回開催 人権啓発推進員による研修が行われた地域の数5地域以上	人権啓発推進員連絡会 2回開催 人権啓発推進員による研修が行われた地域の数全10地域	自己評価 ×
成果目標	実績	区民意識調査において、大阪市が委嘱している人権啓発推進員を知っていると回答した割合：前年度以上	区民意識調査において、大阪市が委嘱している人権啓発推進員を知っていると回答した割合：38.7%	○
中期展望		地域に根ざしたテーマを検討してより効果的な手法により実施していくことで、区民がさまざまな人権課題について正しい理解と意識を深め、多くの区民が人権について尊重できるまちとなっていること。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		人権啓発推進員が周知されることで、人権啓発推進員が地域における人権研修の中心的な役割を担っていることとなり、区民の人権意識の向上に効果的な啓発が行われていることの証左となるため。		

SDGsゴール	5	ジェンダー平等を実現しよう
	10	人や国の不平等をなくそう
	16	平和と公正をすべての人に

修正履歴	
------	--

【2】快適で安全なまちへ

2-1 災害への備え

◆ 目指すべき将来像

区民が自らの判断で、ご近所と助け合い、支援が必要な人も助けを得て、避難できる状態。

◆ 施策

区民への想定される被害状況の周知などによる防災意識の向上や地域の自主防災組織づくりにより、自助・互助・共助の意識を高め、地域防災力の向上を図ります。

◆ 施策目標

令和4年度までに全地域で地区防災計画を策定し、地区防災計画に基づく防災訓練を実施し、災害に応じた避難体制を確立していきます。

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
2-1-1	地域防災力の向上に向けた「自助」「互助・共助」「公助」にかかる計画等の運用
2-1-2	防災訓練の実施
2-1-3	地域防災リーダーの育成
2-1-4	津波避難ビル協定等の拡充
2-1-5	防災用物資等支援
2-1-6	水防団との連携
2-1-7	要援護者支援システムの構築（日ごろの見守り活動） （地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋地域の見守り体制づくりの推進）

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
2-1-1	地域防災力の向上に向けた「自助」「互助・共助」「公助」にかかる計画等の運用	令和3年4月1日 政策推進課(防災)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	様々な災害の発生に備え、大正区地域防災計画に基づく大正区の防災体制の構築を図るとともに、災害発生時には、「自助」、「互助・共助」が重要な役割を果たすため、「自分の身は自分で守る」ための取組みの啓発や地区防災計画等の運用支援を進め、「自助」、「互助・共助」、「公助」が一体となった地域防災力の向上を図る。
	内容	・区地域防災計画の改定 ・地区防災計画の継続的な改定の働きかけ ・大正区防災会議の開催(災害対策基本法第16条に定める市町村防災会議に準ずるものとして、大正区内の防災に関する会議として設置) ・地域災害対策本部長・区役所連絡会の開催 ・(仮称)防災リーフレット【～自分の身は自分で守る、地域は地域住民が互いに協力して守る～】の作成・周知 ・防災にかかる区ホームページの再構築 ・要援護者支援システムの策定支援(4地域)
	予算額(予算科目)	2,631千円(委託料、通信運搬費、筆耕翻訳料)
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	大正区民
委託関係	契約・入札方法	－
	募集要項のポイント	－
	仕様書のポイント	－
	選考委員等選考方式	－

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 各地域における地区防災計画(津波編)を地域にて決定 3月 大正区防災会議へ各地区防災計画(津波編)の報告 3月 大正区防災会議の開催	－	○	○
	4月 4月～5月 市地域防災計画改定をふまえた区地域防災計画の改定 4月～ 地区防災計画の継続的な改定の働きかけ 4月 地域災害対策本部長・区役所連絡会の開催			
7月	9月 地域災害対策本部長・区役所連絡会の開催(中止)	－	－	－
10月	10月 地域災害対策本部長・区役所連絡会の開催	－	○	○
3月	2月 (仮称)防災リーフレット【～自分の身は自分で守る、地域は地域住民が互いに協力して守る～】の作成 3月 (仮称)防災リーフレット【～自分の身は自分で守る、地域は地域住民が互いに協力して守る～】をHPで公表及び広報紙掲載 3月 大正区防災会議の開催 3月 改訂後の各地区防災計画をHPで公表(中止)	○	○	○
備考	今後4年間の取組みイメージ R3 (仮称)防災リーフレット【～自分の身は自分で守る、地域は地域住民が互いに協力して守る～】の周知による地区防災計画の認知度向上を図る R4 地区防災計画(津波編)に基づく訓練の検証を踏まえた計画改定の働きかけ R5・6 地域における幅広い住民を巻き込んだ地区防災計画の自律的な運用に向けた支援			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		①大正区防災会議 ②地域災害対策本部長・区役所連絡会		
イベント等 開催関係	開催日時	①令和3年9月(予定)、令和4年3月(予定) ②4、9、11月		
	開催場所	大正区役所		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	大正消防署、大正警察署、その他関係機関		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	①大正区防災会議 区地域防災計画や地区防災計画の改定内容、防災訓練の報告など ②地域災害対策本部長・区役所連絡会15:00 会議開催 審議・協議・報告事項の説明及び意見交換など		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		保健福祉課との連携による要援護者支援システムの策定支援		
前年度実績		目標：地区防災計画(津波編)の策定(10地域)、実績：10地域策定 区民意識調査で、区単位又は各校下単位で防災計画が作成されていることを知っている区民の割合：53.8%		
業績目標	実績	(仮称)防災リーフレット【～自分の身は自分で守る、地域は地域住民が互いに協力して守る～】の作成及び広報周知	津波避難マップの作成及び配布	自己評価 ○
成果目標	実績	区民意識調査で、区単位又は各校下単位で防災計画が作成されていることを知っている区民の割合：60%以上	52.6%	×
中期展望		全地域で地区防災計画が自律的に運用され、全ての区民が安全に避難できる体制が構築されることをめざす。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		地域において、地区防災計画に基づく訓練を実施することにより、地区防災計画等の認知度向上につなげることにより、全ての区民が安全に避難できる体制が構築されることから、成果目標に掲げる指標は有効であると考え。		

SDGsゴール	9	産業と技術革新の基盤をつくろう
	11	住み続けられるまちづくりを
	13	気候変動に具体的な対策を

修正履歴	・(仮称)防災リーフレットの作成について、地域の意見を伺って調整を行う期間が必要なため。 ・大正区防災会議については、会議の在り方検討の結果、廃止となったため、スケジュールの9、3月から削除。 ・9月の地域災害対策本部長・区役所連絡会については、議題無しのため中止。 ・3月の改訂後の各地区防災計画をHPで公表については、今年度改定がなかったため中止。
------	---

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
2-1-2	防災訓練の実施	令和3年4月1日 政策推進課(防災)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	実際の災害時での行動を想定した地域災害対策本部参加の総合防災訓練の実施により、区災害対策本部機能の強化を図るとともに、全地域で自主防災訓練を実施することにより地域防災力の向上を図る。
	内容	・職員及び全地域・水防団並びに全小中学校参加による南海トラフ巨大地震に伴う津波被害を想定した総合防災訓練(休日想定)の実施 ・直近参集者及び地域参加による防災訓練(夜間・休日想定)の実施 ・地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施 ・地区防災計画に基づく地域自主防災訓練への職員(避難受入班)の参加 ・防災スピーカーのイベント告知などでの活用(自区放送の実施) ・新型コロナ禍における避難にかかる市民啓発及び地域への支援
	予算額(予算科目)	42千円(消耗品費、通信運搬費)
	事業実施期間(回数)	職員及び全地域参加による防災訓練(1回)、直近参集者訓練(1回)、地域災害対策本部との情報伝達訓練(4回)
	事業対象者(人数)	区職員、直近参集者、区民
委託関係	契約・入札方法	随意契約(比較見積)
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 大阪市震災総合訓練(直近参集者及び地域参加による防災訓練)の実施 1月 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施(3回目) 3月 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施(4回目) 随時 要援護者システムの運用状況の把握及び他区の防災訓練への視察	-	○	○
6月	4月～ 地域自主防災訓練の支援及び参加(避難所支援班) 4月～ 新型コロナ禍における避難にかかる市民啓発及び地域への指導協力 6月 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施(1回目) 随時 要援護者システムの運用状況の把握及び他区の防災訓練への視察	-	△	△
9月	8月 総合防災訓練に向けた基礎研修の実施 8月 避難所の点検(鍵・備蓄物資等の点検) 8月 直近参集者研修 9月 大阪880万人訓練の実施 9月 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施(2回目) 随時 要援護者システムの運用状況の把握及び他区の防災訓練への視察	-	△	○
10月	10月 総合防災訓練に向けた職員研修の実施 11月 職員及び全地域参加の総合防災訓練の実施 12月 大阪市震災総合訓練に向けた直近参集者及び地域参加者との打合せ会の実施(中止) 12月 大阪市震災総合訓練に向けた直近参集者への研修実施 12月 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施(3回目) 随時 要援護者システムの運用状況の把握及び他区の防災訓練への視察	-	○	○
3月	1月 大阪市震災総合訓練(直近参集者及び地域参加による防災訓練)の実施 3月 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施(4回目) 随時 要援護者システムの運用状況の把握及び他区の防災訓練への視察	-	○	○
備考	今後4年間の取組みイメージ R3 地区防災計画(津波編)に基づく防災訓練 R4 避難所開設に重点を置いた訓練(直下型地震)の実施(1回目) R5 R4訓練の検証を踏まえ、避難所開設のレベルアップを目指すため、2回目の避難所開設訓練に重点を置いた訓練(直下型地震)の実施 R6 小学校との連携をテーマとした訓練(津波)の実施。			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		①総合防災訓練 ②直近参集者訓練 ③地域災害対策本部との情報伝達訓練		
イベント等開催関係	開催日時	①11月7日 ②1月 ③6、9、12、3月		
	開催場所	①区役所・災害時避難所(17箇所)ほか区内各所 ②区役所 ③区役所・地域災害対策本部		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	－		
	共催団体・組織等	①大正区社会福祉協議会、大正消防署等 ②大正消防署 ③地域災害対策本部		
	後援団体・組織等	－		
	目標事業規模	①大正区役所職員、自主防災組織(全地域)、関係官公署、マンション管理会社、全小中学校、水防団 ②大正区役所職員、直近参集職員(他所属)、消防職員 ③大正区役所職員、各地域本部		
	その他留意事項	－		
	イベント等 当日タイムテーブル	①総合防災訓練 9:00 地震発生 初期初動訓練 区災害対策本部設置運営訓練 9:30 災害時避難所開設訓練・情報伝達訓練 11:30 訓練終了、反省会、講評		
	挨拶者	区長		
	来賓紹介	①市会議員・府会議員(各議員に開催案内を送付)		
	祝電紹介の方法	－		
	動員の方法	－		
その他他課との連携等		保健福祉課と連携し、要援護者支援システムを構築する		
前年度実績		実績:総合防災訓練(11月7日)、直近参集者訓練実施(1月19日)、地域防災訓練(6地域) 区民意識調査で職員または地域参加による防災訓練が実施されていることを知っている区民の割合63.5%		
業績目標	実績	職員及び全地域並びに全小中学校参加による総合防災訓練の実施	11/7実施済	自己評価 ○
成果目標	実績	区民意識調査で職員または地域参加による防災訓練が実施されていることを知っている区民の割合70%以上	56.1%	×
中期展望		区役所全職員と連携して全地域一斉に防災訓練が実施され、全ての区民が安全に避難できる体制が構築されることをめざす。		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		全地域で防災訓練が実施されていることを認識し、参加者が増加することにより「自助」だけでなく「互助・共助」の取組みの強化が図られると考えられることから、成果目標に掲げる指標は有効であるとする。		
SDGsゴール	9	産業と技術革新の基盤をつくろう		
	11	住み続けられるまちづくりを		
	13	気候変動に具体的な対策を		
修正履歴	・コロナウイルス感染症非常事態宣言等による影響 ・12月の大阪市震災総合訓練に向けた直近参集者及び地域参加者との打合せ会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、研修を実施。			

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
2-1-3	地域防災リーダーの育成	令和3年4月1日 政策推進課(防災)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	地域で率先して防災活動を実践する地域防災リーダーを区長が委嘱し、地域防災の担い手として、育成するとともに、次世代の担い手も育成する。 また、防災活動体制については地区防災計画に基づき、その編成は地域災害対策本部長により決定する。
	内容	・地域防災リーダーの育成(装備品の支給、保険加入、技術研修会の開催) ・小中学校の土曜授業での指導 ・防災士有資格者をはじめとした地域防災リーダーの公募 ・地域防災リーダーの新しい形、育成方法に向けた検討
	予算額(予算科目)	618千円(通信運搬費、損害保険料)
	事業実施期間(回数)	技術訓練(各地域1回)
	事業対象者(人数)	地域防災リーダー(318人 R3.2.26現在)
委託関係	契約・入札方法	地域活動協議会からの推薦に基づき区長が委嘱
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月	1月 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施(3回目)	—	○	○
	3月	1月～3月 小中学校土曜授業での指導 3月 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施(4回目)			
6月	4月	4月～3月 地域防災リーダーの委嘱、ボランティア保険の加入申し込み 6月 地域防災リーダー装備品の発注 4月～6月 小中学校土曜授業での指導 6月 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施(1回目)	—	△	△
	5月	4月～6月 防災士有資格者をはじめとした地域防災リーダーへの登用にかかる検討 4月～6月 地域防災リーダーの新しい形、育成方法に向けた消防署との検討			
7月	9月	7月～9月 小中学校土曜授業での指導(中止) 9月 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施(2回目) 9月 防災士有資格者をはじめとした地域防災リーダーの公募(中止)	—	△	△
	9月				
10月	10月	10月 地域防災リーダー技術訓練 10月～12月 小中学校土曜授業での指導 12月 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施(3回目)	—	△	△
	12月	12月 公募した地域防災リーダーへの研修(中止)			
3月	1月	1月～3月 小中学校土曜授業での指導(中止) 3月 地域災害対策本部(全地域)との情報伝達訓練(無線訓練)の実施(4回目)	—	○	○
	3月				
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		①地域防災リーダー技術研修 ②地域災害対策本部との情報伝達訓練		
イベント等 開催関係	開催日時	①6月～7月に5回(予定) ②6、9、12、3月		
	開催場所	①大正消防署 ②区役所・地域災害対策本部		
	区役所の主催等	共催		
	その他主催団体・組織等	大正消防署		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	①300人 ②10人		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	①地域防災リーダー技術研修 9:00～9:15 机上研修(防災リーダーに必要な知識を講義) 9:15～12:00 技術訓練(救護・搬送、可搬式ポンプの操作等) ②地域災害対策本部との情報伝達訓練 11:00 情報伝達訓練		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	地域活動協議会会長及び地域災害対策本部長への周知依頼		
その他他課との連携等		大正消防署との連携による技術訓練の実施		
前年度実績		訓練実施 10/10地域		
業績目標	実績	全地域で机上研修・技術訓練1回以上実施 小中学校土曜授業での指導(各地域1回以上)	9地域実施(12/5,12/12) 3地域で実施(11/7)	自己評価 ×
成果目標	実績	研修会が今後の防災活動に役立つと感じたリーダーの割合80%以上	100%	◎
中期展望		地域災害対策本部長の指揮のもと、地域防災リーダーが地域で率先して防災活動を実践する体制をめざす。		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		地域防災リーダーが研修や訓練に参加することによって、防災リーダーの役割や技術を習得し、地域での防災活動において主体的に取り組むことが求められることから、成果目標に掲げる指標は有効であるとする。		

SDGsゴール	9	産業と技術革新の基盤をつくろう
	11	住み続けられるまちづくりを
	13	気候変動に具体的な対策を

修正履歴	・コロナウイルス感染症非常事態宣言等による影響 ・小中学校土曜授業での指導について、コロナウイルス感染症の影響もあり、中止。 ・9月の防災士有資格者をはじめとした地域防災リーダーの公募について、当初広報紙の防災特集にて公募を予定していたが、水防団員募集の記事に変更となったため中止。それに伴い12月の公募した地域防災リーダーへの研修も中止。
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
2-1-4	津波避難ビル協定等の拡充	令和3年4月1日 政策推進課(防災)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	南海トラフ巨大地震等の災害の発生に備え、津波災害対応のため津波避難ビルや福祉避難所の拡充が必要であり、引き続き関係企業・団体等へ働きかけを行う。
	内容	・各地域単位での区民に対する津波避難ビルの収容人数の不足数の見える化を行い、不足数が多い地域での拡充の取組みを重点的に実施 ・福祉避難所の拡充 ・地域指定津波避難ビルから大阪市指定津波避難ビルへの切り替え
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	—
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	津波避難ビル・福祉避難所候補先企業等への働きかけ 地域指定津波避難ビルから大阪市指定津波避難ビルへの切り替え		○	○
	4月～6月	津波避難ビル・福祉避難所候補先企業等への働きかけ 地域指定津波避難ビルから大阪市指定津波避難ビルへの切り替え 各地域単位での区民に対する津波避難ビル収容人数の不足数の見える化		○	○
	7月～9月	津波避難ビル・福祉避難所候補先企業等への働きかけ 地域指定津波避難ビルから大阪市指定津波避難ビルへの切り替え		○	○
	10月～12月	津波避難ビル・福祉避難所候補先企業等への働きかけ 地域指定津波避難ビルから大阪市指定津波避難ビルへの切り替え		○	○
	1月～3月	津波避難ビル・福祉避難所候補先企業等への働きかけ 地域指定津波避難ビルから大阪市指定津波避難ビルへの切り替え		○	○
備考		・津波避難ビル収容人数の不足数の見える化にあたっては、自宅避難が可能な区民は自宅にとどまってもらうことを想定して算出を行う。			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		令和3年3月現在 津波避難ビル(2箇所)、福祉避難所(0箇所)、災害時協力協定(0者) 大阪市指定津波避難ビルへの切り替え(+0箇所) 津波の際にどの建物に避難するのかを知っている区民の割合67.7%		
業績目標	実績	津波避難ビル(2箇所以上) 福祉避難所(2箇所以上) 大阪市指定津波避難ビルへの切り替え(5箇所以上)	津波避難ビル(3箇所以上) 福祉避難所(1箇所以上) 大阪市指定津波避難ビルへの切り替え(0箇所以上)	自己評価 ×
成果目標	実績	区民意識調査において津波の際にどの建物に避難するのかを知っている区民の割合80%以上	74.3%	△
中期展望		津波避難ビルや福祉避難所が確保されることにより、全ての区民が安全に避難し、安定した避難所生活ができる体制が構築されることをめざす。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		津波の際の避難先を全ての区民が認識することにより、全ての区民が安全に避難できる体制の構築が求められることから、成果目標に掲げる指標は有効であると考える。		

SDGsゴール	9	産業と技術革新の基盤をつくろう
	11	住み続けられるまちづくりを
	13	気候変動に具体的な対策を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
2-1-5	防災用物資等支援	令和3年4月1日 政策推進課(防災)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	南海トラフ巨大地震等の災害の発生に備え、各地域において開設する災害時避難所運営の円滑化並びに地域防災力の強化を図るため防災物資を整備する。
	内容	・地域にとって有用な防災用物資を整備し、防災訓練において使用する。 ・新型コロナ禍における避難所運営に必要な物資の調達。
	予算額(予算科目)	3,955千円(消耗品費、機械器具費、負担金)
	事業実施期間(回数)	令和3年4月～令和4年3月
	事業対象者(人数)	—
委託関係	契約・入札方法	一般競争入札
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	3月 防災物資の配備		○
6月	4月～6月	4月 地域への防災物資の申請について周知 5月～6月 防災物資の選定(新型コロナ禍対策における必要物資を含む)		○
9月	7月	7月 防災物資の発注		○
10月	10月 11月	10月 防災物資の配備 11月 防災物資の使用訓練		△
3月	1月			
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		電子体温計(非接触型)等、感染症対策物資の購入		
業績目標	実績	防災物資の配備(10地域)	防災物資の配備(10地域)	自己評価 ○
成果目標	実績	防災物資の使用訓練(10地域)	防災物資の使用訓練(8地域)	×
中期展望		災害時避難所に必要な防災物資を配備し、繰り返し訓練で使用するにより、災害時に円滑な避難所運営が可能となることをめざす。		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		訓練を繰り返すことにより、円滑な避難所運営が可能になる。		

SDGsゴール	9	産業と技術革新の基盤をつくろう
	11	住み続けられるまちづくりを
	13	気候変動に具体的な対策を

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
2-1-6	水防団との連携	令和3年4月1日 政策推進課(防災)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	南海トラフ巨大地震等の災害の発生が危惧される中、災害発生時には自助・互助・共助・公助が重要な役割を果たすが、地域の自主防災組織や区役所等関係機関と水防団との連携により、地域防災力の向上を図る。
	内容	・水防団業務にかかる課題解決に向けた関係機関との調整 ・新入団員確保のための広報等による支援を行い、地域防災力の向上を図る。 ・確実に鉄扉操作が行えるよう水防団訓練の支援を行う。 ・災害時にスムーズな連携が行えるよう、情報伝達訓練を実施する。 ・企業を含めて指揮命令系統にかかる協議を行う。 ・水防協議会への仕組みの提案 ・現在の水防団員にかかる登録と活動の状況のほか研修体制や動員体制についての精査の要請
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	水防団員(371人 R3.4.1現在)
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	1～3月 水防協議会への提案に向けた協議		○
6月	4月～5月	5月 関係機関との事前打合せ会への参加 6月 水防協議会へ出席、提案 気象警報時の通行止め及び団員募集にかかる広報	○	△
9月	7月～8月	7月 大正区水防訓練(鉄扉操作訓練)の実施支援		○
12月	10月～11月			
3月	1月～2月			
備考	水防団業務にかかる課題解決に向けた関係機関との調整にあたっては、R1. 9. 27の水防体制意見交換会において今後改善していくことで合意した人事や水防体制等について、スケジュール感をもって取り組むよう調整を図る。			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		大阪府(西大阪治水事務所)・危機管理室・区長会議部会・大阪港湾局・淀川左岸水防事務組合との連携		
前年度実績		水防訓練(1回)・中止		
業績目標	実績	水防訓練(1回)	実施に向け準備を進めていたものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	自己評価 △
成果目標	実績	災害の発生が予想される時に水防団による鉄扉閉鎖後、30分以内に区役所へ報告が行われた割合 100% 広報紙等を活用した水防団員の募集	水防団による鉄扉閉鎖が必要となるような事象なし 広報紙(2回)、庁内モニターでの募集	○
中期展望		水防団に若手団員が拡充され、訓練等が十分に実施され、災害発生後速やかに担当する鉄扉が完全に閉鎖されること。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		水防団員に若手団員が拡充され、十分に訓練に参加することによって、災害の発生が予測される際に常に鉄扉を閉鎖することが可能となる。		

SDGsゴール	9	産業と技術革新の基盤をつくろう
	11	住み続けられるまちづくりを
	13	気候変動に具体的な対策を

修正履歴	・コロナウイルス感染症非常事態宣言等による影響 ・水防協議会への仕組みの提案については、当初提案予定としていた案について再度担当内で検討した結果、提案しないこととなったため中止。
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-1-1 1-3-1 1-5-1 2-1-7	要援護者支援システムの構築(日ごろの見守り活動) (地域における要援護者の見守りネットワークの強化+地域の見守り体制 づくりの推進)	令和3年4月1日 保健福祉課(福祉)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	災害発生時に自力で避難することが困難な方(災害時要援護者)を避難支援する体制を構築するために必要な、地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化する。
	内容	【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】(区CM自由経費) ・大正区社会福祉協議会の「見守り相談室」により、①「要援護者情報」の整備・管理②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を行う。 ・「地域見守り体制づくり推進事業」において配置する「見守り推進員」と連携し、支援を必要とする人の状況を把握する。 【地域見守り体制づくり推進事業】 ・各地域に「見守り推進員」を配置し、地域住民の相談援助を通じて地域の見守り体制づくりを推進する。 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「見守り相談室」と連携し、地域で得た要援護者の情報を共有する。 ・政策推進課と連携し、個別支援プランの策定に向けた地域への支援を行う。 ・新型コロナ過に対応した新しい見守りの形への対応に必要な措置を実施する。
	予算額(予算科目)	16,541千円(区CM自由経費) / 11,273千円
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	大正区内の要援護者 / 大正区民
委託関係	契約・入札方法	特名随意契約(福祉局) / 特名随意契約(区)
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	・要援護者名簿(情報)の整備及び管理 ・認知症高齢者等の行方不明時の早期発見 ・地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化 ・「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5月 3月	・事業実施状況の振り返り ・区と区社協の協議により次年度実施計画の策定 ・履行確認、翌年度契約		○
	4月 5月	・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会(ワーキング含む)【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・福祉局から、要援護者名簿の整備に必要な行政情報リストが送付【6月末】 ・第1四半期分前金払い【4月】、第2四半期分前金払い【6月】	4月:要援護者支援システムについてHPIに掲載(更新)	△
	7月 9月	・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会(ワーキング含む)【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・行政情報リストを整備し、見守り相談室に送付【整備:7月、送付:8月】 ・見守り相談室から同意確認文書送付【9月】 ・第3四半期分前金払い【9月】		○
	10月 12月	・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会(ワーキング含む)【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・福祉局から、要援護者名簿の整備に必要な行政情報リストが送付【12月末】 ・第4四半期分前金払い【12月】	11月:広報紙に掲載	○
	3月 5月	・要援護者支援システムの状況把握及び未構築地域における説明会(ワーキング含む)【随時】 ・要援護者支援システムについての地域における制度の理解度測定【随時】 ・行政情報リストを整備し、見守り相談室に送付【整備:1月、送付:2月】 ・見守り相談室から同意確認文書送付【3月】 ・履行確認、翌年度契約		△
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		政策推進課と連携し、要援護者支援システムを構築する		
前年度実績		・同意確認文書の発送件数:632件(令和2年度) ・協定締結 1地域(令和2年度) ・区の広報紙掲載:1回(令和2年度) ・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が61.4%(令和2年度)		
業績目標	実績	・同意確認文書の 回答率100% ・要援護者支援システムについての協定締結(4地域) ・要援護者支援システムについての広報(区HP等のデジタル媒体への掲載、区広報紙2回)	・同意確認文書の 回答率100% ・要援護者支援システムについての協定締結(4地域) ・要援護者支援システムについての広報(区HP等のデジタル媒体への掲載、区広報紙1回)	自己評価 ○
成果目標	実績	・区民意識調査において、地域の見守り体制づくりが、日常の見守りだけでなく災害時の支援にもつながっていると感じる割合が61.4%以上	60.50%	△
中期展望		要援護者支援システムの運営主体である地域団体が円滑に運営するためには、地域住民のシステムに対する理解と協力が不可欠となる。 本事業を実施することで、要援護者名簿の精度を向上させるとともに、要援護者支援システムの認知度を上げる。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		「地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業」と「地域見守り体制づくり推進事業」の相互連携により、地域における日ごろの見守り体制(見守りネットワーク)づくりを推進・強化することで、地域が主体的に見守り活動をする機運が高まり、要援護者支援システムの構築につながるため。		

SDGs目標番号	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

【2】快適で安全なまちへ

2-2 防犯対策

◆ 目指すべき将来像

街頭犯罪が少なく快適で安全な状態。

◆ 施策

街頭犯罪に区民が巻き込まれないように啓発を継続するとともに、まちを明るくする等街頭犯罪の起こりにくい環境を作り、街頭犯罪を減少させていきます。

◆ 施策目標

令和2年の街頭犯罪発生件数について、平成29年比10%以上の減少。

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
2-2-1	地域防犯・安全対策の推進
2-2-2	こども110番の家の普及
2-2-3	通学路安全プログラムによる通学路の安全対策
2-2-4	放置自転車防止対策

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
2-2-1	地域防犯・安全対策の推進	令和3年4月1日 政策推進課(地域)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	関係機関と一体となって、区民の防犯意識の向上を図ること、また特定空家や災害による被害等を未然に防止するために積極的な取り組みを行うことにより、区民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。
	内容	・大正区安全・安心なまちづくりに関する協定書に基づく、防災スピーカー（防災行政無線）、高出力放送設備搭載車両で防災・防犯情報を地域住民へ周知。 ・津波避難ビル拡充のための物件調査及び特定空家等の監視。
	予算額(予算科目)	397千円(消耗品費、船車修繕料、備品修繕費、通信運搬費、損害保険料)
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	区民
	契約・入札方法	
委託関係	募集要項のポイント	
	仕様書のポイント	
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決算、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日～3月	・大正区安全・安心なまちづくりに関する協定書に基づく、防災スピーカー（防災行政無線）、高出力放送設備搭載車両で防災・防犯情報を地域住民へ周知。 ・津波避難ビル拡充のための物件調査及び特定空家等の監視。		
	4月5日～6月	・大正区安全・安心なまちづくりに関する協定書に基づく、防災スピーカー（防災行政無線）、高出力放送設備搭載車両で防災・防犯情報を地域住民へ周知。 ・津波避難ビル拡充のための物件調査及び特定空家等の監視。	○	○
	7月5日～9月	・大正区安全・安心なまちづくりに関する協定書に基づく、防災スピーカー（防災行政無線）、高出力放送設備搭載車両で防災・防犯情報を地域住民へ周知。 ・津波避難ビル拡充のための物件調査及び特定空家等の監視。	○	○
	10月5日～12月	・大正区安全・安心なまちづくりに関する協定書に基づく、防災スピーカー（防災行政無線）、高出力放送設備搭載車両で防災・防犯情報を地域住民へ周知。 ・津波避難ビル拡充のための物件調査及び特定空家等の監視。	○	○
	1月5日～3月	・大正区安全・安心なまちづくりに関する協定書に基づく、防災スピーカー（防災行政無線）、高出力放送設備搭載車両で防災・防犯情報を地域住民へ周知。 ・津波避難ビル拡充のための物件調査及び特定空家等の監視。	○	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名				
イベント等開催関係	開催日時			
	開催場所			
	区役所の主催等			
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等			
	後援団体・組織等			
	目標事業規模			
	その他留意事項			
	イベント等 当日タイムテーブル			
	挨拶者			
	来賓紹介			
	祝電紹介の方法			
	動員の方法			
その他他課との連携等		大正警察署、大正消防署		
前年度実績		防災スピーカー（防災行政無線）・高出力放送設備搭載車両を活用した犯罪防災情報を地域住民への周知及び、津波避難ビル拡充のための物件調査及び特定空家等の監視（随時）		
業績目標	実績	防災スピーカー（防災行政無線）・高出力放送設備搭載車両を活用した犯罪防災情報を地域住民へ周知する。また津波避難ビル拡充のための物件調査及び特定空家等の監視を行う。	実施済	自己評価 ○
成果目標	実績	区民意識調査に新たに本事業が安全・安心なまちづくりに効果があるかどうかの項目を加え、あると感じる区民の割合：60%以上	76.1%	◎
中期展望		犯罪件数の減少や特定家屋等の有効活用、各地域の人口に応じた津波避難ビルの確保を行うことにより、大正区が安全・安心で暮らしやすいまちであることを認識させ、人口の増加に繋げていく。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		継続して安全で安心なまちづくりを行うことにより、安定した生活を送ることが可能になり、ひいては大正区の人口の増加に繋がるものである。		

SDGsゴール	11	住み続けられるまちづくりを
	－	
	－	

修正履歴	
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
2-2-2	こども110番の家の普及	令和3年4月1日 政策推進課(地域)		○

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	区民が「安全で安心して暮らせるまちづくり」のため、地域や関係機関と一体となって取組み、区民の防犯・安全意識の高揚を図り、地域における自主防犯活動を推進することで、児童・生徒が安心して安全な登下校環境や学校生活を目指す。
	内容	・地域と学校が連携してこども110番の家の実施により、子どもの安全安心をはかる。 ・協力家庭や店舗にはこども110番の家のステッカーや旗を設置してもらっているが、緊急時にこどもたちが瞬時に逃げ込めるよう、事前に周知を行う必要がある。そのためにこども110番の家への協力家庭や店舗を確認することによりこどもたちが緊急時に安心して避難出来るよう、学校と連携し街歩きを行う。 ・ステッカーや旗について、こどもたちがこども110番の家と一目でわかるよう明確に設置いただくよう依頼するとともに、破損や劣化したものは交換する。
	予算額(予算科目)	143千円(消耗品費、通信運搬費)
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	区民
委託関係	契約・入札方法	
	募集要項のポイント	
	仕様書のポイント	
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決算、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月～3月	【1月～3月】こども110番の家、登録時点修正、マップ修正		
6月	4月	【4月】小学校及び新一年生にこども110番の家マップを配布 ・各地域活動協議会への受託団体の推薦。 ・小学校校長会へ新1年生のこども110番の家街歩きの実施依頼。 ・地域まちづくり実行委員会への街歩きの協力依頼	△	○
9月	7月	【7月】各地域活動協議会への受託団体の推薦依頼 【7月～9月】受託団体によるこども110番の家登録家庭の現況調査及び新規登録の勧奨	△	○
10月	10月	【10月】 ・小学校校長会へ新1年生のこども110番の家街歩きの実施依頼 ・地域まちづくり実行委員会への街歩きの協力依頼 ・こども110番の家事業受託団体代表者会議の開催 【10月～12月】 ・受託団体によるこども110番の家登録家庭の現況調査及び新規登録の勧奨 ・新1年生のこども110番の家街歩きの実施	○	○
3月	1月	【1月～3月】こども110番の家、登録時点修正、マップ修正	○	○
備考	緊急事態宣言の再延長に伴い、第1・2四半期のスケジュールの一部を第3四半期へ延期			

項目		内容		
講座・イベント・会議名		こども110番の家受託団体代表者会議		
イベント等開催関係	開催日時	令和3年7月		
	開催場所	大正区民ホール		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	各地域こども110番の家受託団体		
	共催団体・組織等			
	後援団体・組織等			
	目標事業規模			
	その他留意事項			
	イベント等 当日タイムテーブル	・こども110番の家の新規登録等時点修正について ・新一年生と合同でこども110番の家街歩きの実施について		
	挨拶者			
	来賓紹介			
	祝電紹介の方法			
	動員の方法			
その他他課との連携等				
前年度実績		街歩きを実施した地域 2地域		
業績目標	実績	・街歩き(こどもたちがこども110番の家の協力家庭や店舗を確認)の実施:全小学校(全地域)	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため未実施	自己評価 ×
成果目標	実績	区民意識調査において、新たにこども110番の家事業が「安心安全な登下校環境や学校生活に効果がある」という項目を加え、あると回答した割合が70%以上	67.2%	△
中期展望		こども110番の家事業に協力していただく家庭や店舗等とこどもたちが事前に交流を進めていくことにより、信頼関係を構築し、安全・安心に登下校できる環境を作っていく。		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		こども110番の家事業に協力していただく家庭や店舗等とこどもたちが事前に交流を進めていくことにより、緊急時にはこどもたちは躊躇なく避難が可能となり、家庭や店舗等もこどもたちを守るという意識が図られ、その結果こどもたちは安全・安心な学校生活を送ることが出来る。		

SDGsゴール	11	住み続けられるまちづくりを
	－	
	－	

修正履歴	スケジュールの修正
------	-----------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
2-2-3	通学路安全プログラムによる通学路の安全対策	令和3年4月1日 政策推進課(地域)		○

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	区民が「安全で安心して暮らせるまちづくり」のため、地域や関係機関と一体となって取組み、区民の安全意識の高揚を図り、地域における自主安全対策活動を推進することで、児童・生徒が安全に通学できるよう交通事故等の抑止を図る。
	内容	・平成30年度から4か年計画で区内10小学校区の通学路に対し、通学路安全プログラムによる通学路等の安全対策(交通安全・防犯・防災)の実施によりこどもの安全安心をはかる。 平成30年度…泉尾北小学校、泉尾東小学校、北恩加島小学校 令和元年度…三軒家西小学校、三軒家東小学校、小林小学校 令和2年度…鶴町小学校、中泉尾小学校 令和3年度…平尾小学校、南恩加島小学校 * 緊急性のあるものについては、学校順に関係なく都度対応する。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	区民
	契約・入札方法	
委託関係	募集要項のポイント	
	仕様書のポイント	
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決算、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5月 3月	【1月～3月】各小学校単位の通学路交通安全プログラム実施結果を地域及び小学校に対し説明			
	4月 5月	【4月～5月】各関係部署の通学路安全プログラム担当者の確認 【6月】通学路安全プログラムにかかる合同会議の開催 * 小学校長会にて通学路安全プログラム実施校及び担当者の紹介		△	○
	7月 9月	【7月】通学路安全プログラムにかかる関係者会議の開催 【7月～8月】各小学校単位において、学校、PTA、地域などにより通学路の安全点検及び危険個所の抽出		○	○
	10月 12月	【9月～12月】抽出された危険個所等に関する関係機関による通学路安全プログラムの実施		○	○
	1月 3月	【1月～3月】関係機関による通学路安全プログラムの実施 各小学校単位の通学路安全プログラム実施結果を地域及び小学校に対し説明		○	○
備考	緊急事態宣言の再延長に伴い、第1四半期のスケジュールの一部を第2四半期へ延期				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		通学路安全プログラム合同会議		
イベント等開催関係	開催日時	6月小学校長会開催時		
	開催場所	大正区民ホール		
	区役所の主催等			
	その他主催団体・組織等			
	共催団体・組織等			
	後援団体・組織等			
	目標事業規模			
	その他留意事項			
	イベント等 当日タイムテーブル	本年度の実施地域の説明及び関係機関の紹介		
	挨拶者			
	来賓紹介			
	祝電紹介の方法			
	動員の方法			
その他他課との連携等		区内小学校、PTA、津守工営所、臨港方面管理事務所、大阪港湾局、大正警察署		
前年度実績		学校区単位で抽出された危険個所が改善された割合：66.7%		
業績目標	実績	学校区単位で抽出された危険個所が改善された割合：前年度以上	79.7%	自己評価 ◎
成果目標	実績	通学路安全プログラムの実施により、「安全・安心なまちづくりに効果がある」と感じている区民の割合：60%以上	76.1%	◎
中期展望		令和3年の街頭犯罪発生件数について、平成29年比10%以上減少させる。 (平成29年854件、平成30年872件、令和元年791件令和2年627件(平成29年比-26.6%)) 令和3年の大正区における交通事故の発生件数、平成29年度比5%以上減少させる。 (平成29年232件、平成30年189件、令和元年207件令和2年132件(平成29年比-43.1%))		
成果目標が中期展望に寄与する理由		子どもたちが安全に安心して通学できることにより、着実に交通事故件数や街頭犯罪発生件数の減少に寄与するものである。		

SDGsゴール	11	住み続けられるまちづくりを
	－	
	－	

修正履歴	スケジュールの修正、成果目標の修正、中期展望の修正
------	---------------------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
2-2-4	放置自転車防止対策	令和3年4月1日 政策推進課(地域)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	現在の放置自転車対策を継続展開するとともに、駐輪場の増設と撤去回数の増加、放置台数の多い時間帯や曜日に撤去を行うなどの工夫により放置自転車台数の減少を図り、対策の効果を実感できるようにする。
	内容	・中央中学校バス停周辺の自転車等放置禁止区域の指定に向けた環境整備 ・自転車対策関係機関会議(仮称)の開催 ・啓発指導員の配置及び放置自転車台数の調査(JR大正駅周辺、大正区役所前・中央中学校前・平尾バス停) ・建設局による自転車駐車場(駐輪場)の整備及び放置自転車の撤去
	予算額(予算科目)	2,678千円(委託料、消耗品費)、別途、整備費 73千円、撤去費 8,377千円(建設局CM予算)
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	自転車利用者
委託関係	契約・入札方法	事後審査制限付一般競争入札
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	(大正区における啓発指導員(サイクルサポーター)による放置自転車対策業務委託) 放置自転車による通行障害などの未然防止のため、大阪市大正区役所が指定する場所に啓発指導員を配置し、放置自転車に対する啓発・整理作業を行い、市民に自転車等放置禁止、駐輪場の利用を呼びかけることで、放置自転車問題の解消を図る。
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決算、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)			広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5月3月	2月 啓発指導員(サイクルサポーター)による放置自転車対策業務委託について一般競争入札の実施、事業者の決定 3月 自転車対策関係機関会議(仮称)の開催			
	4月5月6月	4月～6月 啓発指導員の配置及び放置自転車台数の調査(JR大正駅周辺、大正区役所前・中央中学校前・平尾バス停)		○	○
	7月9月	7月～9月 啓発指導員の配置及び放置自転車台数の調査(JR大正駅周辺、大正区役所前・中央中学校前・平尾バス停)		○	○
	10月12月	10月～12月 啓発指導員の配置及び放置自転車台数の調査(JR大正駅周辺、大正区役所前・中央中学校前・平尾バス停)		○	○
	1月3月	2月 啓発指導員(サイクルサポーター)による放置自転車対策業務委託について一般競争入札の実施、事業者の決定 3月 自転車対策関係機関会議(仮称)の開催		○	○
備考					

項目		内容		
講座・イベント・会議名		大正区自転車対策関係機関会議(仮称)		
イベント等開催関係	開催日時	3月		
	開催場所	区役所501会議室		
	区役所の主催等	主催		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	建設局・JR西日本大阪支社・大阪シティバス(株)・大正警察署		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項			
	イベント等 当日タイムテーブル	・放置自転車調査結果 ・中央中学校前バス停付近放置禁止区域の指定に向けた情報共有 ・交通機関への放置自転車対策にかかる取組依頼		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		—		
前年度実績		大正駅周辺・バス停(3箇所)に啓発員配置(毎週月～日) 放置自転車台数(実態調査平均) JR大正駅周辺(午前) 16台 JR大正駅周辺(午後) 100台 大正区役所前(午前) 30台 中央中学校前及び平尾バス停(午前) 123台 放置自転車対策が、放置自転車台数の減少につながっていると感じる区民の割合 62.6%		
業績目標	実績	自転車対策関係機関会議(仮称)の開催:1回以上	開催なし	自己評価 ×
成果目標	実績	放置自転車対策が、放置自転車台数の減少につながっていると感じる区民の割合 70%以上	62.9%	×
中期展望		放置自転車をなくし、道路や駅前広場を広く安全で快適に保つことで、さわやかな通勤・通学ができるようにする。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		通勤・通学時の安全で快適な道路状況を維持できているかの検証のため、放置自転車台数の台数の減少が感じられるほどに対策の効果が出ているかの測定を行う。		

SDGsゴール	11	住み続けられるまちづくりを
	—	
	—	

修正履歴	
------	--

【2】快適で安全なまちへ

2-3 空家等への対策

◆ 目指すべき将来像

特定空家等が減少するとともに空家等の利活用が促進されている状態。

◆ 施策

特定空家等の是正及び空家等の利活用の促進。

◆ 施策目標

- ・ 区内の空家率：平成25年度 17.8%（大阪市平均17.2%）
⇒平成30年度調査で大阪市平均以下。
- ・ 周辺の特定空家等に不安などを感じている区民の割合：平成28年度 6.0%
⇒令和2年度 3.0%以下（半減以上）
- ・ 特定空家等の解体や補修等による是正件数
⇒年間1件以上
- ・ 今後5年程度の空家の活用意向がある所有者の割合（平成28年 84.5%）
⇒令和2年度 9割以上
- ・ 空家相談員への相談に繋げた件数
⇒30件以上

◆ 具体的取組（事業・業務計画書）

取組番号	事業名
2-3-1	特定空家等の是正および空家等の利活用の促進
2-3-2	いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策
2-3-3	そ族昆虫の防除
2-3-4	狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の管理に関する啓発

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
2-3-1	特定空家等の是正および空家等の利活用の促進	令和3年4月1日 政策推進課(地域)	○	

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	・「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)」および「大阪市空家等対策計画」「大正区空家等対策アクションプラン」などに基づき、特定空家等(保安上危険・衛生上有害・景観・環境等)の所有者等に対し助言指導を行い、改善に取り組む。 ・管理不全となった空家等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすとともに、地域の防災性や防犯性の低下を招く恐れがあることから、これらの課題を解消するとともに、空家等が倒壊等著しく危険な状態とならないよう、利活用可能な空家を地域資源として捉え、空家等を活用した地域活性化にも注力して、まちの魅力を向上させ、区内の人口増加に繋げる。
	内容	・特定空家等の是正に向け、通報等を受け付け現場調査を行い、登記簿等にて所有者を特定し、助言・指導を行う。 ・特定空家と確定した物件の空家所有者に対し助言・指導を行うとともに進捗管理を行う。 ・特定空家及び利活用可能な空家の所有者とコンタクトを取ることを重点的に行う。その手法として、空家所有者に興味を持ってもらえるセミナーや空家相談会を実施し、「空家相談員」に繋げることで、空家等の利活用の促進を図るとともに、除却など建物の新陳代謝を図る。また、地域との連携による情報収集等の実施可能性について検討を行う。 ・行政による是正に向けた指導や啓発等の取組、その成果を区民に対し十分に周知する。 ・専門家団体等との連携の取組をさらに強化する。 ・空家相談員への相談から利活用につながった成功事例等を他区へ情報発信する。 ・地域との連携による情報収集等の実施可能性について検討を行う。 ・行政による特定空家等の是正に向けた指導や啓発等の取組み、その成果を区民に対し区広報紙やHPなどで周知する。 ・所有者不明物件への対応等の取組をさらに進める。 ＊財産管理人制度活用の検討を行う。 ・大阪市空家等対策計画改定に伴い、大正区空家等対策アクションプラン等の改正も行い、計画改定を反映した事業・業務計画を作成し、実行していく。
	予算額(予算科目)	103千円(消耗品費、通信運搬費、委託料)
	事業実施期間(回数)	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	事業対象者(人数)	空家所有者他
	契約・入札方法	都市計画局へ予算配付(局にて一括して契約事務を行うため)
委託関係	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月	・区民からの通報等による特定空家等への対応 ・空家所有者に対する助言・指導 ・同意のあった空家所有者を空家相談員に繋げ早期解決へ導く		
	6月4日 5月	・区民からの通報等による特定空家等への対応 ・空家所有者に対する助言・指導 ・同意のあった空家所有者を空家相談員に繋げ早期解決へ導く	HP、広報紙に空家相談会等の案内を掲載	△ ○
	9月7日 5月	・区民からの通報等による特定空家等への対応 ・空家所有者に対する助言・指導 ・同意のあった空家所有者を空家相談員に繋げ早期解決へ導く ・空家相談会等の実施	HP、広報紙に空家相談会等の案内を掲載	○ ○
	10月1日 2月5日	・区民からの通報等による特定空家等への対応 ・空家所有者に対する助言・指導 ・同意のあった空家所有者を空家相談員に繋げ早期解決へ導く ・空家相談会等の実施	HP、広報紙に空家相談会等の案内を掲載	○ ○
	3月1日 5月	・区民からの通報等による特定空家等への対応 ・空家所有者に対する助言・指導 ・同意のあった空家所有者を空家相談員に繋げ早期解決へ導く ・空家相談会等の実施	HP、広報紙に空家相談会等の案内を掲載	○ ○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		大正区空家相談員、大正警察署、大正消防署、都市計画局建築指導部監察課他		
前年度実績		R3.3.31時点の特定空家件数:33件 周辺の特定空家等に不安などを感じている区民の割合:6.0%		
業績目標	実績	・空家相談員への相談に繋がった件数:10件以上 ・空家相談員に繋がった件数のうち空家等の利活用や解体、補修等による是正件数:2件以上 ・空家相談会開催:4回以上(3か月に1回実施)	・空家相談員への相談に繋がった件数:11件 ・空家相談員に繋がった件数のうち空家等の利活用や解体、補修等による是正件数:2件 ・空家相談会開催:7回	自己評価 ○
成果目標	実績	区民意識調査において周辺の特定空家等に不安などを感じている区民の割合:4.0%以下	周辺の特定空家等に不安などを感じている区民の割合:41.5%	×
中期展望		大阪市空家等対策計画に掲げる目標達成に向け、空家法の対象となる特定空家等について早期の改善に取り組み、区民の特定空家等に対する不安を低減させる。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		特定空家等の是正を行うことが、中期展望へ寄与する前提の一つとなるため、その成果目標を達成することは非常に重要である。		

SDGsゴール	11	住み続けられるまちづくりを
	—	
	—	

修正履歴	空家相談会のスケジュール修正
------	----------------

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
2-3-2	いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策	令和3年4月1日 総務課		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」にもとづく取組を進め、いわゆる「ごみ屋敷」により、地域の生活環境が著しく損なわれている状態を解消し、原因をつくっている者及び近隣住民の健康で安全な生活を確保する。
	内容	・現在、条例適用事案は発生していないが、事案が発生すれば適宜対策会議等を開き、環境局、建設局、区社会福祉協議会、警察等の関係機関とも連携しながら進める。
	予算額(予算科目)	—
	事業実施期間(回数)	通年
	事業対象者(人数)	大正区民
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5~3月		—	—
	4月6~5月		—	—
	7月9~8月5		—	—
	10月12~11月5		—	—
	1月3~2月5		—	—
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		大正区住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化対策会議		
イベント等開催関係	開催日時	事案が発生すれば適宜開催		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	対策会議に係る庶務は、区役所総務課において処理する		
	その他主催団体・組織等	保健福祉課、環境局、建設局、区社会福祉協議会、警察署		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		保健福祉課、環境局、建設局、区社会福祉協議会、警察署		
前年度実績		事案なし		
業績目標	実績	事案が発生すれば対策会議を2回以上開催し、関係部局とも連携しながら、事案の早期解決を行う。	事案なし	自己評価 —
成果目標	実績	事案が発生してから解決するまでの期間:1年以内	事案なし	—
中期展望		今後も「ごみ屋敷0」を継続する。		
成果目標が 中期展望に 寄与する理由		事案が発生した場合も速やかに解決を図ることが、中期展望に寄与することになるため。		

SDGsゴール	10	人や国の不平等をなくそう
	11	住み続けられるまちづくりを

修正履歴	・スケジュール欄の進捗状況を追記 ・業績目標、成果目標の実績及び自己評価を追記
------	--

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-8 2-3-3	そ族昆虫の防除	令和3年4月1日 保健福祉課(健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	そ族昆虫が媒介する感染症の発生を未然に防止することにより、健康かつ安全で快適な生活環境の確保を図る。
	内容	・大阪市では自ら駆除を実施することは原則ないことから、区民の自主的な活動によるそ族及び蚊やゴキブリ等衛生害虫の防除の必要性について啓発し、駆除方法を指導する。 ・区民からの衛生害虫等に関する苦情相談に対応し、必要に応じて機材の貸出し等を行う。 ・区内で苦情相談の多い衛生害虫等を中心に、様々な手段(広報紙やHP等)、特にICTを活用し、誰もがいつでも入手できるよう情報発信する。
	予算額(予算科目)	区まち(保健福祉センター事業用経費)予算(消耗品費:3千円・燃料費:1千円)
	事業実施期間(回数)	・ゴキブリ防除強調月間(6月) ・蚊の生息調査(5~10月) ・ねずみ防除強調月間(12~2月) ・グリーンベルト調査(1月)
	事業対象者(人数)	区民全般
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月 5月 3月	・ねずみ防除強調期間 ・グリーンベルト調査		○
	6月 5月	・ゴキブリ防除強調月間 ・蚊の生息調査	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン	○
	9月 7月	・蚊の生息調査 ・苦情相談の多い衛生害虫を中心とした広報の実施	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン	○
	10月 2月	・蚊の生息調査 ・ねずみ防除強調期間	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン	○
	3月 1月	・ねずみ防除強調期間 ・グリーンベルト調査	動画配信	○
備考				

項目		内容		
講座・イベント・会議名		—		
イベント等開催関係	開催日時	—		
	開催場所	—		
	区役所の主催等	—		
	その他主催団体・組織等	—		
	共催団体・組織等	—		
	後援団体・組織等	—		
	目標事業規模	—		
	その他留意事項	—		
	イベント等 当日タイムテーブル	—		
	挨拶者	—		
	来賓紹介	—		
	祝電紹介の方法	—		
	動員の方法	—		
その他他課との連携等		保健所西部生活衛生監視事務所（現場調査）		
前年度実績 （R3.3.16現在）		苦情相談受付件数：計93件（うち、ゴキブリ：11件、ねずみ：17件） 捕そかご貸出件数：5戸（12個） 肩掛け噴霧器貸出件数：2戸（4個）		
業績目標	実績	・広報紙による周知（3回） ・HP・SNSによる周知（4回以上）	・広報紙による周知（5回） ・HP・SNSによる周知（5回） ・動画配信（1回）	自己評価 ◎
成果目標	実績	区にねずみや衛生害虫の駆除を求める相談件数（110件以下）	・区にねずみや衛生害虫の駆除を求める相談件数（93件）	◎
中期展望		区民がねずみ・衛生害虫についての正しい知識（種類、特徴、対策）を習得し、区民自らがねずみ・衛生害虫を自主的に防除する体制が浸透する。		
成果目標が中期展望に寄与する理由		自主的な活動によるねずみ・衛生害虫の防除が必要であるという考え方が浸透することで、正しい知識を習得することへの意識が向上し、区内における防除体制が構築されるため。		

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	・第1四半期の広報スケジュールの回覧ビラを削除 ・第1、第2、第3四半期の広報スケジュールにラインを追加
------	---

取組番号	事業名	作成年月日・担当	重点	新規
1-6-7 2-3-4	狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の管理に関する啓発	令和3年4月1日 保健福祉課(健康づくり)		

項目		内容
事業・業務概要	目的 (事業の背景を含む)	狂犬病の蔓延を防止するとともに、動物の適正飼養の推進及び野生鳥獣の管理に関する知識の普及を図る。
	内容	・狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射を推進する。 ・動物愛護管理法に基づき、動物の飼養者に飼い方指導や終生飼養の啓発指導を行う。 ・道路上に放置されたフンの周りを黄色いチョークで囲み、飼い主に注意喚起する「イエローチョーク作戦」について、令和2年度の試行実施方法及び結果等を、ICTを活用して区民に広く情報発信する。 ・動物の飼養に関する区民からの苦情相談に対応する。 ・野生鳥獣(カラス・ハト・イタチ等)による生活環境被害の防除について啓発指導する。 ・区役所において事業のPDCAを回していく観点から、事業内容(予算編成含む)について担当部局に働きかけを行う。
	予算額(予算科目)	健康局予算(通信運搬費:146千円、消耗品費:4千円)
	事業実施期間(回数)	狂犬病予防注射の案内通知書発送(3月)、狂犬病予防集合注射(3会場) 犬猫を正しく飼う運動強調月間(4月、10月)
	事業対象者(人数)	狂犬病予防注射の案内通知発送(約2400頭の犬の飼養者)、狂犬病予防集合注射(約400頭の犬の飼養者) 犬猫を正しく飼う運動強調月間(動物の飼養者全般)
委託関係	契約・入札方法	—
	募集要項のポイント	—
	仕様書のポイント	—
	選考委員等選考方式	—

スケジュール(実施決裁、入札募集開始、説明会、選考会、事業の実施 等)		広報スケジュール	スケ	作業
(前年度)	1月5日 3月 未注射犬の飼い主に対する注意指導 狂犬病予防注射の案内通知書発送 カラスの営巣調査及び子育て中のカラスに関する啓発	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ポスター	○	○
6月5日	狂犬病予防集合注射(3会場) 狂犬病予防注射接種勧奨の広報 犬猫を正しく飼う運動強調月間(各種媒体により区民全体に周知するとともに、保健所西部生活衛生監視事務所と連携し、過去に苦情があった地区を中心に区内を広報宣伝する。) 所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)の広報	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン・ポスター・広報車による広報	○	○
9月5日	未注射犬の飼い主に対する注意指導		○	○
12月5日	犬猫を正しく飼う運動強調月間(各種媒体により区民全体に啓発するとともに、保健所西部生活衛生監視事務所と連携し、過去に苦情があった地区を中心に区内を広報宣伝する。) 未注射犬の飼い主に対する注意指導	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン・ポスター・広報車による広報	○	○
3月5日	未注射犬の飼い主に対する注意指導 狂犬病予防注射の案内通知書発送 狂犬病予防注射接種勧奨の広報 所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)の広報 カラスの営巣調査及び子育て中のカラスに関する啓発	広報紙・HP・フェイスブック・ツイッター・ライン・ポスター・広報車による広報	○	○
備考				

項目		内容
講座・イベント・会議名		狂犬病予防集合注射
イベント等開催関係	開催日時	4月第4週
	開催場所	鶴町中央公園、泉尾上公園及び大正区役所
	区役所の主催等	共催
	その他主催団体・組織等	—
	共催団体・組織等	保健所西部生活衛生監視事務所及び狂犬病予防注射実施事業者
	後援団体・組織等	—
	目標事業規模	約400頭
	その他留意事項	—
	イベント等 当日タイムテーブル	AM 狂犬病予防集合注射会場周辺の広報 13:00～13:30 会場設営 13:30～16:00 狂犬病予防集合注射実施 16:00～16:30 片付け
	挨拶者	—
	来賓紹介	—
	祝電紹介の方法	—
	動員の方法	—
その他他課との連携等		保健所西部生活衛生監視事務所(現場調査及び広報活動)
前年度実績 (R3.3.16現在)		区内狂犬病予防注射頭数:1,565頭(63.1%) (うち集合注射会場での注射頭数:0頭) 過去3年間(平成30年～令和2年)狂犬病予防注射が未注射である犬の頭数:538頭 飼い犬に関する苦情受付件数:26件、猫に関する苦情受付件数:112件 犬・猫の引取り数:31匹 飼い主からの犬・猫の引取り件数:0件/相談件数:4件
業績目標	実績	・過去3年間狂犬病予防注射が未注射である犬のすべての飼養者に対し、電話及び訪問による注射実施の指導を行う。 ・「犬・猫を正しく飼う運動強調月間」や個別の苦情に応じた動物の適正飼養の指導・啓発を行う。 ・広報紙による周知(5回) ・HP・SNSによる周知(5回以上) ・過去3年間狂犬病予防注射が未注射である犬の全飼養者に対する調査・指導:延べ489人 ・広報紙による周知(5回) ・HP・SNSによる周知(8回)
成果目標	実績	・狂犬病予防法に基づく犬の飼い主の義務規定を区民に浸透させ、狂犬病予防注射率(70%)を高める。 ・動物の飼養方法に関する知識や動物愛護の考え方を区民に浸透させ、飼い主からの犬・猫の引取りを相談件数の50%以下にする。 ・狂犬病予防注射率:61.9% ・飼い主からの犬・猫の引取り:相談件数の50%
中期展望		・狂犬病予防法に基づく犬の飼い主の遵守事項がより一層区民に浸透し、引き続き区内における狂犬病の発生が抑えられる。 ・啓発・指導を継続的に行うことで、動物愛護管理法に基づく動物の飼養方法に関する知識や動物愛護の考え方がより一層区民に浸透し、大正区が人と動物にとって住みやすい町となっていく。
成果目標が中期展望に寄与する理由		・犬の飼い主に狂犬病予防法の遵守事項を浸透させることで、狂犬病予防注射率が向上し、その結果として狂犬病の発生が抑えられるため。 ・動物の飼養方法に関する知識や動物愛護の考え方が浸透することにより、住民間の動物をめぐるトラブルや動物の遺棄・虐待等が減少すると考えられるため。

SDGsゴール	3	すべての人に健康と福祉を
	—	
	—	

修正履歴	・第1四半期に所有者不明猫適正管理推進事業(街ねこ事業)の広報を追加 ・第4四半期のスケジュール欄の文言を修正 ・第1、第3、第4四半期の広報スケジュールにラインを追加
------	--